

第9期北島町介護保険事業計画及び
高齢者保健福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

北島町

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の概要 | 2 |
| 3 日常生活圏域の設定 | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題..... | 6 |
| 1 人口について | 6 |
| 2 高齢者世帯の状況 | 9 |
| 3 要支援・要介護認定者の状況 | 10 |
| 4 給付費について | 12 |
| 5 各種ニーズ調査結果 | 15 |
| 6 現行計画の振り返り（評価指標一覧） | 31 |
| 第3章 計画策定の基本的な考え方..... | 34 |
| 1 計画見直しにおける基本的な考え方について | 34 |
| 2 基本理念と基本目標 | 36 |
| 第4章 生涯を通じた健康づくりの推進..... | 37 |
| 1 健康増進計画等の推進 | 37 |
| 2 自主的な健康づくりの推進 | 38 |
| 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | 38 |
| 第5章 生きがいづくりと社会参加の促進..... | 39 |
| 1 生涯学習の推進 | 39 |
| 2 スポーツ・レクリエーション活動の促進 | 39 |
| 3 老人クラブ活動の促進 | 40 |
| 4 就労機会の確保 | 40 |
| 5 高齢者の交流・活動の場の確保 | 41 |
| 6 世代間交流機会の提供 | 41 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 第6章 | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 42 |
| 1 | 地域包括支援センターの機能強化 | 42 |
| 2 | 認知症施策の推進 | 45 |
| 3 | 介護に取り組む家族等への支援の充実 | 48 |
| 4 | 在宅医療・介護連携の推進 | 49 |
| 5 | 生活支援サービスの体制整備 | 50 |
| 6 | 高齢者の住環境の整備 | 51 |
| 第7章 | 日常生活支援の充実 | 52 |
| 1 | 安全で安心な暮らしの確保 | 52 |
| 2 | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 | 54 |
| 第8章 | 介護保険事業の推進 | 58 |
| 1 | 介護給付適正化事業 | 58 |
| 2 | 介護保険事業の円滑な運営 | 59 |
| 3 | 介護保険サービスの基盤整備 | 60 |
| 4 | 介護保険料等の設定について | 78 |
| 第9章 | 計画の推進体制 | 81 |
| 参考資料 | | 82 |
| 1 | リスク評価の判定方法 | 82 |
| 2 | 北島町第9期介護保険事業計画等策定委員会設置要綱 | 84 |

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、令和 5（2023）年 9 月 1 日現在で 1 億 2,434.8 万人（総務省統計局）と前年同月に比べ約 62 万人減少している一方で、介護保険制度が施行された平成 12（2000）年に約 900 万人だった後期高齢者（75 歳以上の高齢者）は、現在、約 2,002 万人となっており、いわゆる団塊の世代（1947～1949 年生まれ）が後期高齢者となる令和 7（2025）年には 2,155 万人を突破することが見込まれています。

一方、本町の総人口は令和 5（2023）年 9 月末現在で 23,635 人、高齢化率は 26.0%と高齢化率は全国平均や徳島県と比べても低くなっています。人口推計結果によると、85 歳以上人口は令和 20（2038）年に一旦ピークを迎える見込みとなっていますが、前期高齢者（65 歳～74 歳）及び後期高齢者（75 歳以上）人口及び高齢化率は緩やかに増加（上昇）する見込みとなっています。

また、認定率に関しても、全国や徳島県と比べると低くなっており、介護保険サービスの利用も少なくなっています。

世帯に関しては、一般世帯数は増加傾向にあり、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯に関しても増加傾向にあることから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活機能の低下を未然に防止し維持向上させる取組や介護人材の確保などの対策が必要となっています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進及び業務効率化の取組の強化が重要となっています。

本計画は、このような状況を踏まえて、国の示す「基本的指針」に沿って、本町の実情に合った地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、高齢者をはじめとするあらゆる世代の町民が支え合い、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指して、「第 9 期北島町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（以下、「本計画」または「第 9 期計画」という。）」を策定するものです。

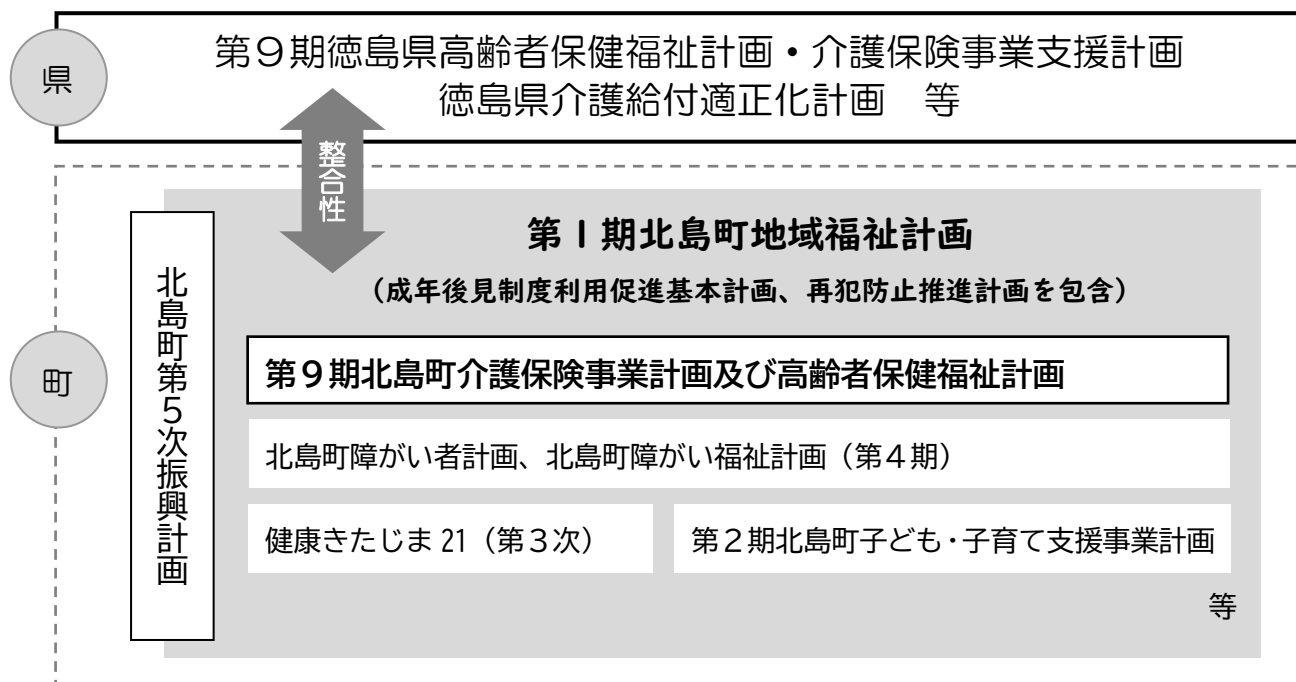
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、『みどりあふれ みんなの笑顔がつづく住みよいまち 北島』を基本理念とする「北島町第5次振興計画」を最上位計画、『みんなで地域を幸せに つなげる つながるまち 北島』を基本理念とする「第1期北島町地域福祉計画」を上位計画とし、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

県の「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「徳島県介護給付適正化計画」、介護保険法第117条第9項及び第10項に基づく町の保健・医療・福祉等に関する計画と整合性を図っています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけています。



(老人福祉法_第20条の8第1項)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(介護保険法_第117条第6項)

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(介護保険法_第117条第9項)

市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

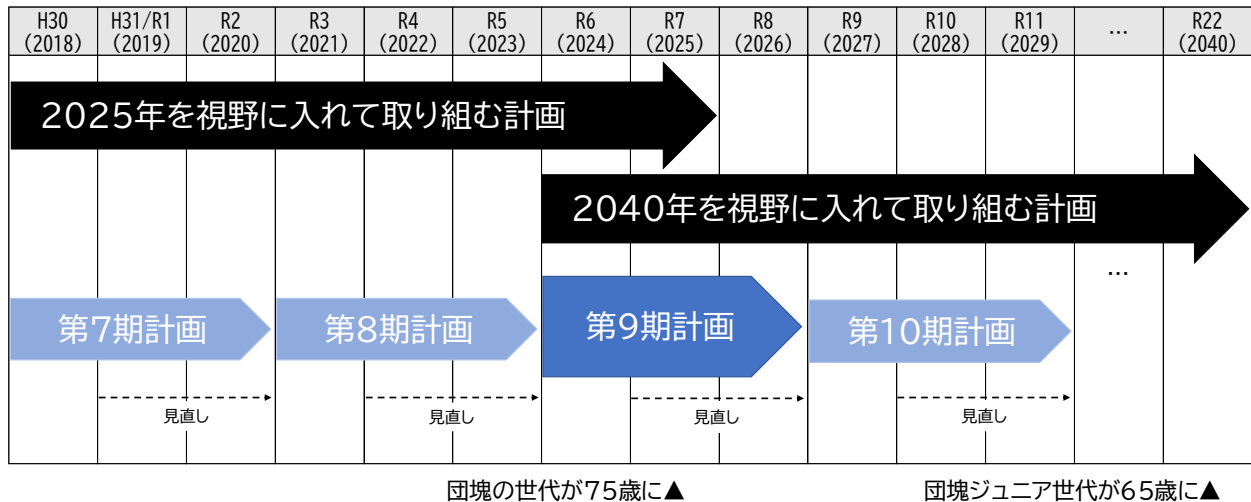
(介護保険法_第117条第10項)

市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(2) 計画期間

介護保険法第 117 条第 1 項において、市町村介護保険事業計画は 3 年を 1 期とするものと定められていることから、本計画は、令和 6 (2024) 年度を初年度とする令和 8 (2026) 年度までの 3 年間で計画期間とします。

また、本計画はいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年を見据えた中長期的な視点に立って計画とします。



(介護保険法 第 117 条第 1 項)

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して保険者が定める区域となっており、本町では町全体を 1 圏域と設定しています。

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、庁内関連部局、議会代表、学識経験者、福祉関係者、団体代表、被保険者代表から構成される「北島町第9期介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、前期計画の見直しと、新たに定めるべき事項について検討を行いました。

| | |
|-------------------------|---|
| 令和5（2023）年 9月28日（木） | 第1回策定委員会 ・計画の概要 ・今後のスケジュール |
| 令和5（2023）年 11月16日（木） | 第2回策定委員会 ・計画素案 ・事業量推計、保険料推計 |
| 令和6（2024）年 2月1日（木） | 第3回策定委員会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案承認 |

(2) 調査結果の反映

高齢者ニーズを把握するため、65歳以上の要介護認定を受けていない者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で介護をしている家庭を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の状態や自立した生活をおくる上での課題、今後の意向等をより的確に把握するとともに、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する上での基礎資料としました。

| | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | | | |
|------|--|---|-------|--------|
| | 第9期 | 第8期 | | |
| 対象者 | 北島町にお住まいの65歳以上の方（要介護1～5の方を除く） | | | |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収（回収率向上のため礼状兼督促はがきの送付を実施） | | | |
| 調査期間 | 令和4（2022）年11月15日（火） ～令和4（2022）年12月2日（金） | 令和2（2020）年6月25日（木） ～令和2（2020）年7月20日（月） | | |
| 回収状況 | 発送数 | 5,345件 | 発送数 | 5,166件 |
| | 有効回答数 | 4,014件 | 有効回答数 | 3,992件 |
| | 有効回答率 | 75.1% | 有効回答率 | 77.3% |

| | 在宅介護実態調査 | |
|------|--|--|
| | 第9期 | 第8期 |
| 対象者 | 北島町内にお住まいの在宅で生活している要介護認定を受けている方 | |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収（回収率向上のため礼状兼督促はがきの送付を実施） | |
| 調査期間 | 令和4（2022）年11月15日（火） ～令和4（2022）年12月2日（金） | 令和元（2019）年12月2日（月） ～令和元（2019）年12月27日（金） |
| 回収状況 | 発送数 537件 有効回答数 253件 有効回答率 47.1% | 発送数 380件 有効回答数 208件 有効回答率 54.7% |

（3）パブリックコメントの実施

町民等から広く意見を得て、計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■実施期間：令和5（2023）年12月13日（水）～令和5（2023）年12月27日（水） ■公表方法及び公表場所：町ホームページ ■意見提出：0件 |
|--|

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

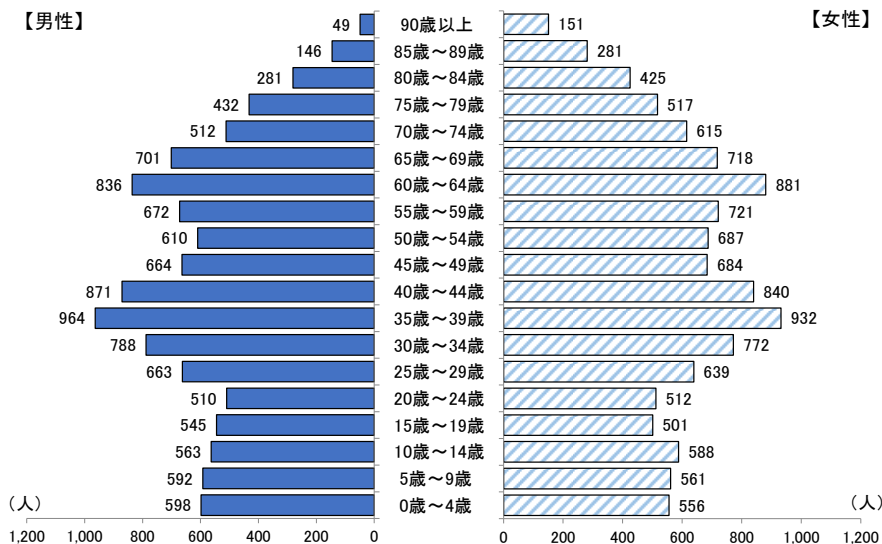
1 人口について

(1) 現在の人口構成

本町の人口は、令和5（2023）年9月末現在で、男性11,499人、女性12,136人、合計23,635人となっています。約10年前の平成25（2013）年9月末現在と比較すると、男性は502人、女性は555人増加、総人口は1,057人増加しています。

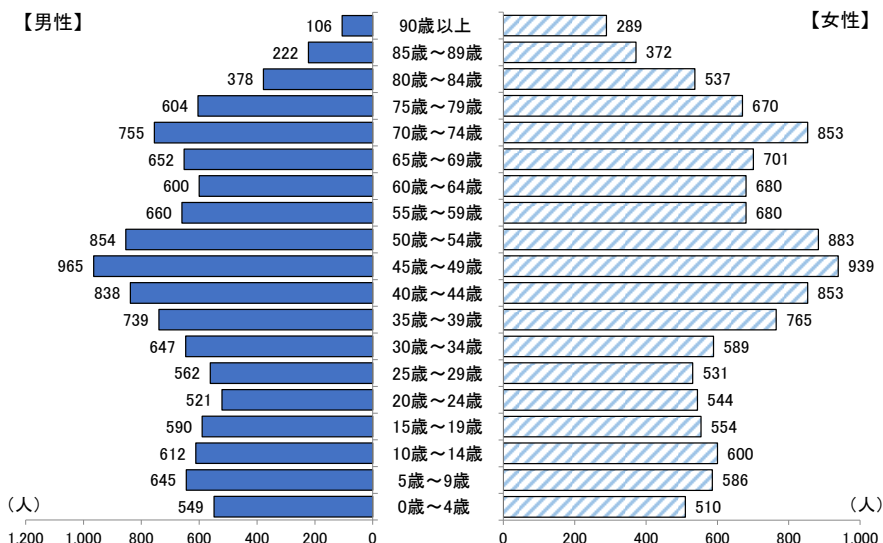
年齢階層別にみると、男性・女性ともに約10年前は「35歳～39歳」、現在は「45歳～49歳」、「50歳～54歳」の順で多くなっています。

5歳階層別人口ピラミッド(平成25(2013)年9月末)



| | |
|-----|---------|
| 男性 | 10,997人 |
| 女性 | 11,581人 |
| 総人口 | 22,578人 |

5歳階層別人口ピラミッド(令和5(2023)年9月末)



| | |
|-----|---------|
| 男性 | 11,499人 |
| 女性 | 12,136人 |
| 総人口 | 23,635人 |

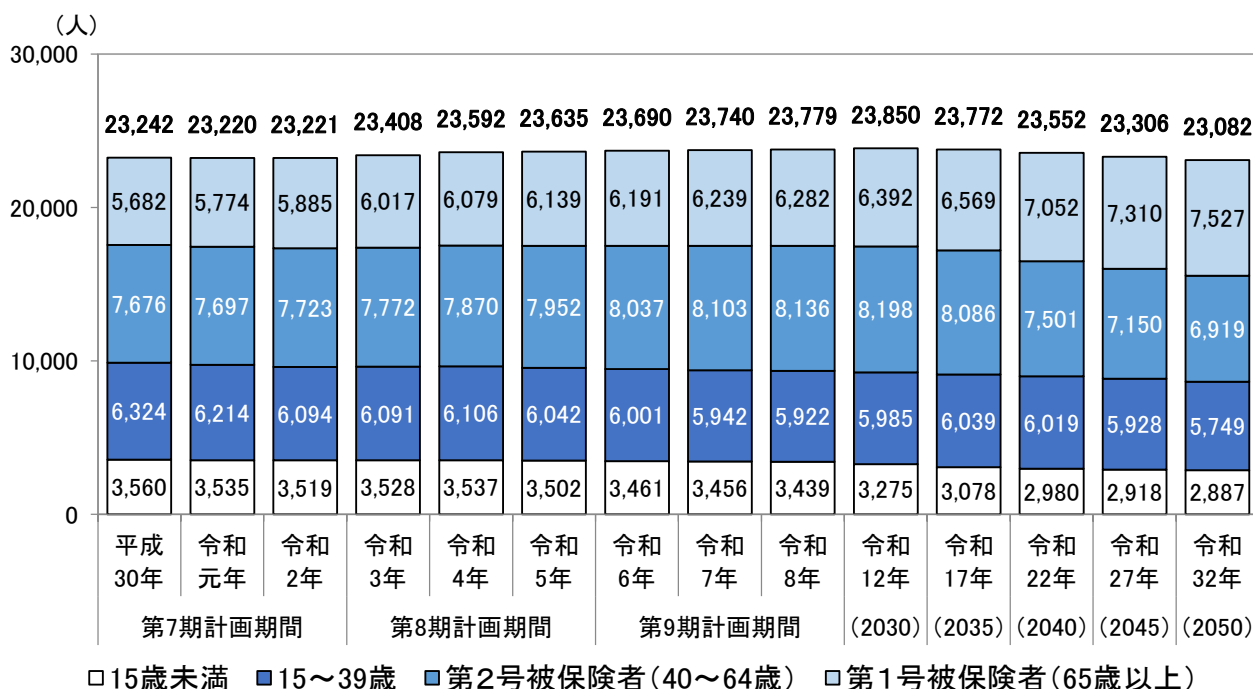
【出典】

住民基本台帳人口

(2) 人口の推移及び推計

平成 30 (2018) 年から令和 5 (2023) 年における人口の推移をみると、令和元 (2019) 年以降は総人口及び第 1 号被保険者 (65 歳以上) は年々増加傾向にあります。

また、平成 29 (2017) 年から令和 5 (2023) 年の各年 9 月末現在の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果をみると、令和 12 (2030) 年以降は総人口・第 1 号被保険者 (65 歳以上) とともに減少しており、令和 32 (2050) 年の総人口は、令和 5 (2023) 年より 342 人減少すると予想されます。



□ 15歳未満 ■ 15～39歳 ■ 第2号被保険者(40～64歳) □ 第1号被保険者(65歳以上)

【出典】実績値：平成 29 (2017) 年～令和 5 (2023) 年の各年 9 月末の住民基本台帳人口
推計値：上記を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果

※コーホート変化率法とは

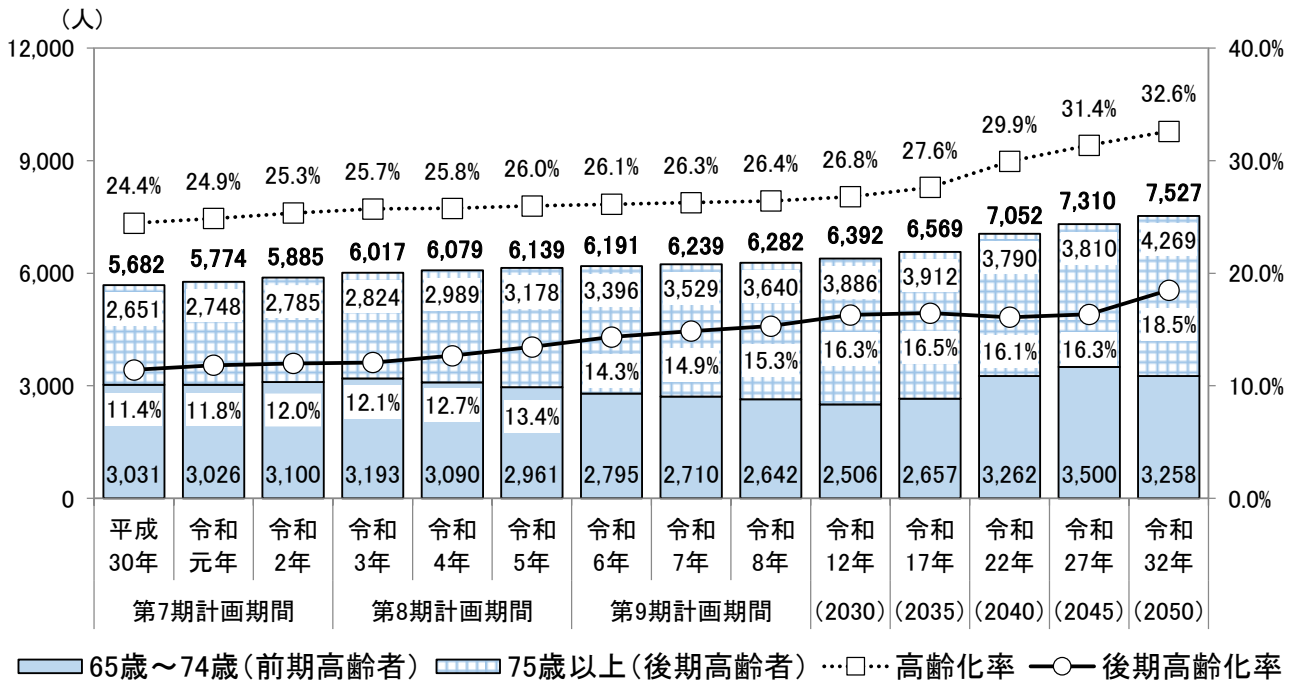
コーホートとは、同年 (または同期間) に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいいます。

コーホート変化率法は 2 時点におけるコーホートの変化率を用いて推計していきます。例えば、20～24 歳の人口は、5 年後には 25～29 歳に達します。その年齢の集団は 20～24 年前に出生したものであり、その人口集団を年次的に追跡し、集団の軌跡の変化量・変化率を用いて人口を推計していく手法です。

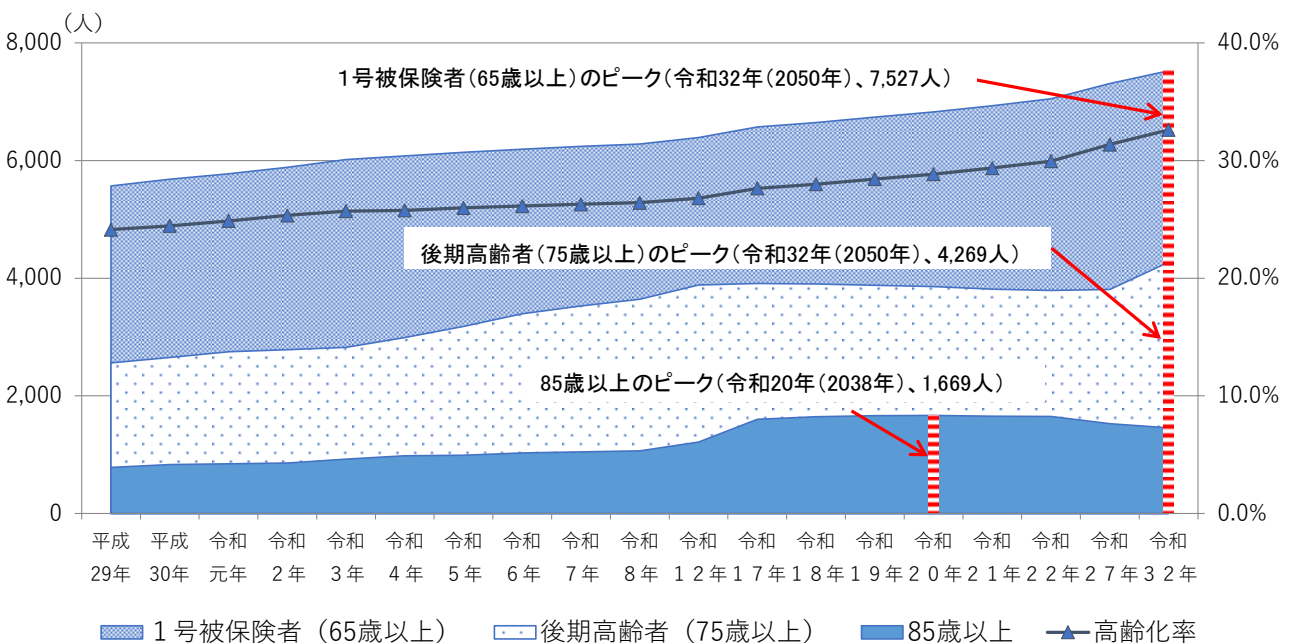
(3) 高齢者人口と高齢化率の推移及び推計

人口推計結果によると、高齢者人口及び高齢化率は緩やかに増加（上昇）する見込みとなっています。

また、85歳以上人口は令和20（2038）年にピークを迎える見込みとなっていますが、前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口は今後も増加し続ける見込みとなっています。



高齢者人口のピーク

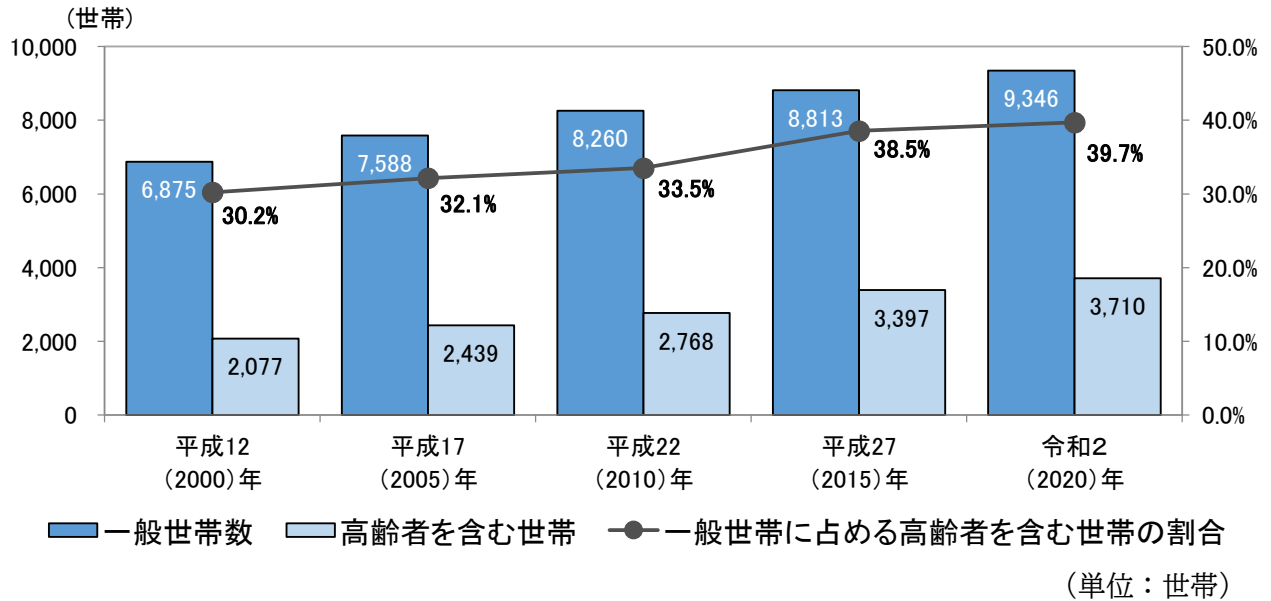


【出典】実績値：平成29（2017）年～令和5（2023）年の各年9月末の住民基本台帳人口
推計値：上記を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果

2 高齢者世帯の状況

一般世帯数、高齢者を含む世帯ともに年々増加傾向にあります。

高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数も年々増加しており、一般世帯に占める高齢者を含む世帯の割合は令和2（2020）年で39.7%を占めています。



| | 平成12 (2000)年 | 平成17 (2005)年 | 平成22 (2010)年 | 平成27 (2015)年 | 令和2 (2020)年 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 一般世帯数 | 6,875 | 7,588 | 8,260 | 8,813 | 9,346 |
| 高齢者を含む世帯 | 2,077 | 2,439 | 2,768 | 3,397 | 3,710 |
| 高齢者単身世帯 | 332 | 457 | 548 | 818 | 985 |
| 高齢者夫婦世帯 | 400 | 555 | 679 | 846 | 1,024 |
| 高齢者同居世帯 | 1,345 | 1,427 | 1,541 | 1,733 | 1,701 |
| 一般世帯に占める高齢者を含む世帯の割合 | 30.2% | 32.1% | 33.5% | 38.5% | 39.7% |

【出典】地域包括ケア「見える化」システム

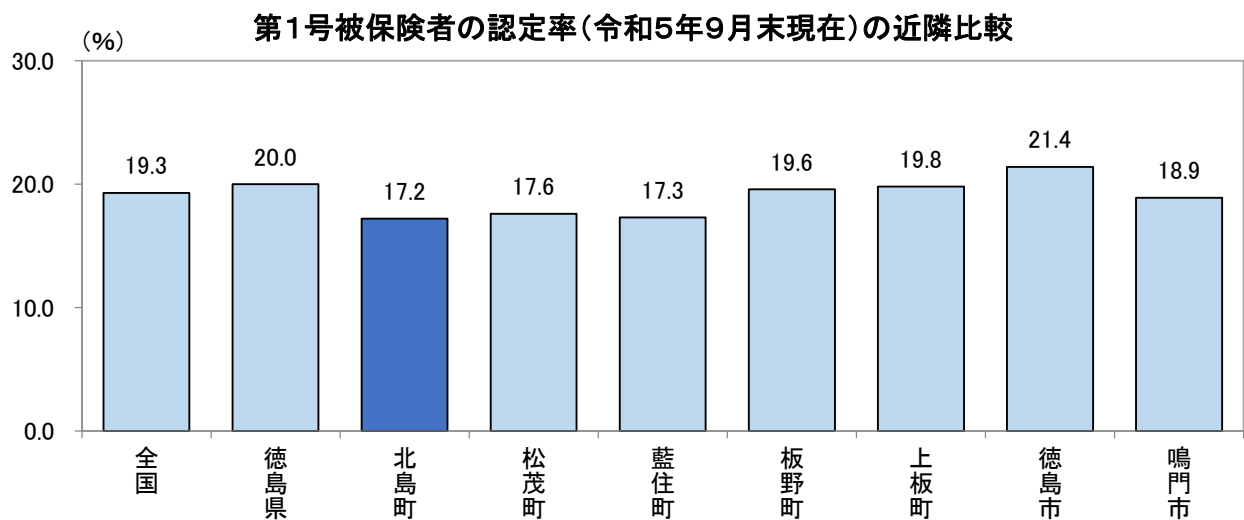
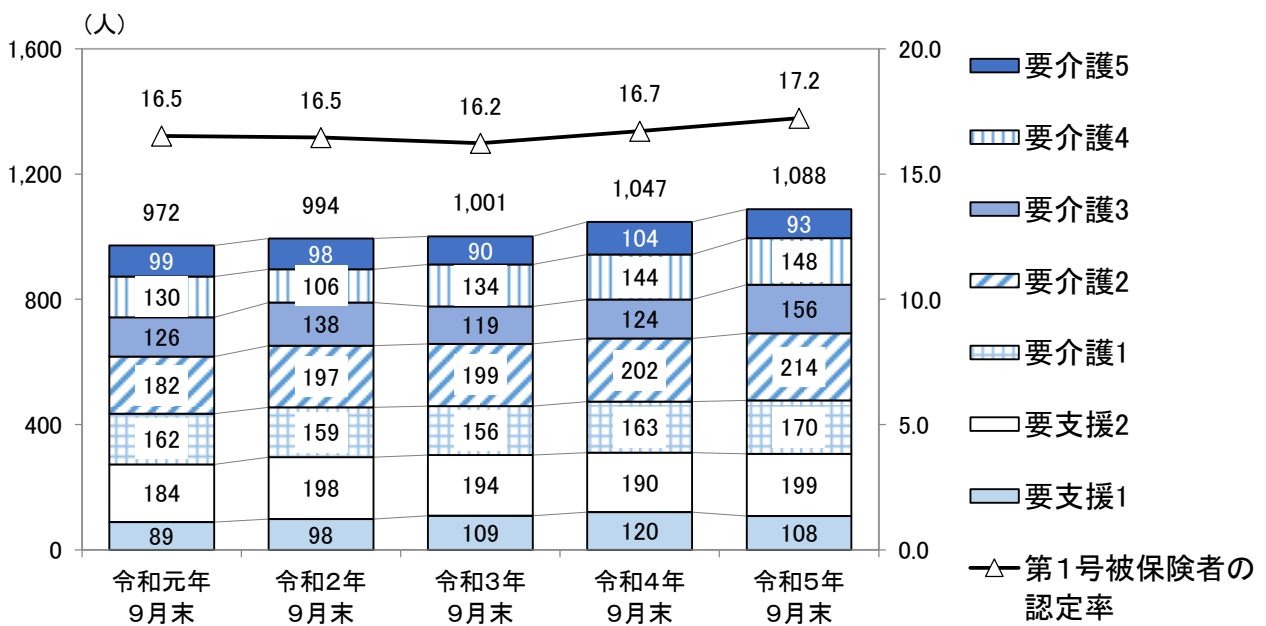
3 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数・認定率の推移

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）は増加傾向にあり、令和5（2023）年9月末現在で第1号被保険者の認定率は17.2%を占めています。

要支援・要介護認定者数の内訳をみると、要支援2と要介護2の占める割合が多くなっています。

令和5（2023）年9月末現在の第1号被保険者の認定率を近隣7市町と比較すると、最も低い水準となっています。



※「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数

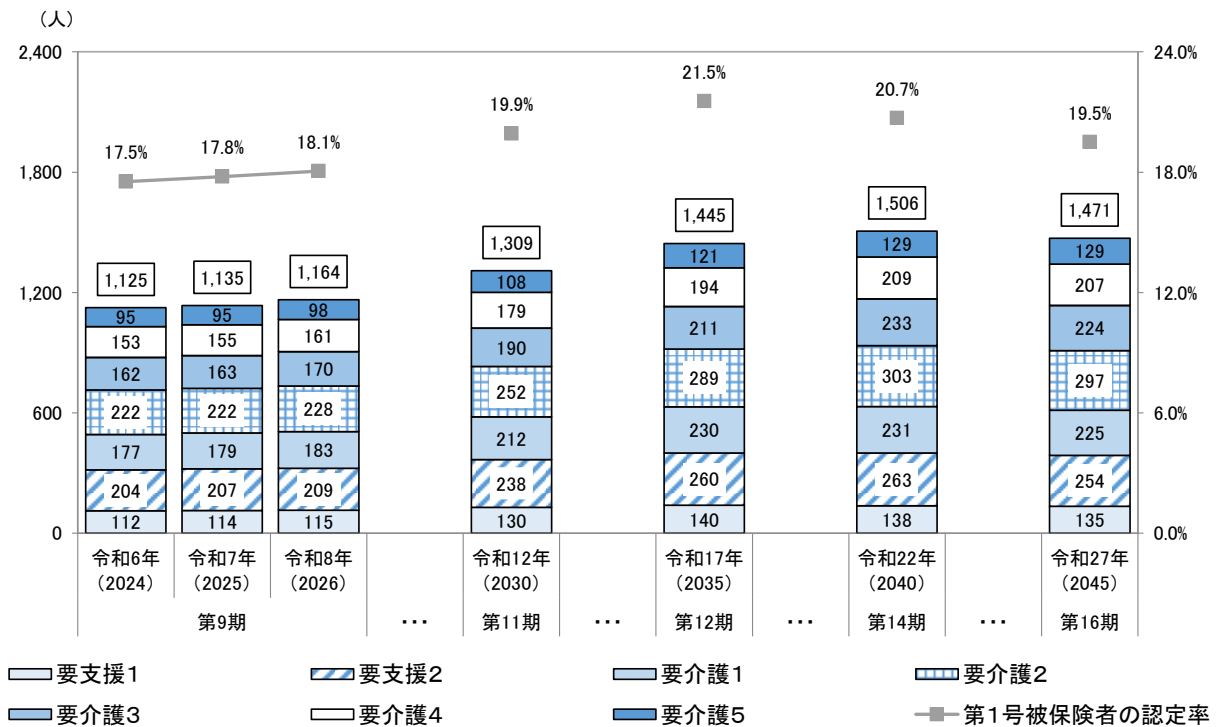
【出典】地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

令和5（2023）年9月末現在の要支援・要介護認定率で固定した要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）の推計結果をみると、高齢者の増加に伴い、増加する見込みとなっています。また、令和20（2038）年に85歳以上人口のピークを迎えた後は認定率が低下する見込みとなっています。

単位：人

| 区分 | 第9期 | | | 第11期 | 第12期 | 第14期 | 第16期 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和12年 (2030) | 令和17年 (2035) | 令和22年 (2040) | 令和27年 (2045) |
| 第1号被保険者数 | 6,191 | 6,239 | 6,282 | 6,392 | 6,569 | 7,052 | 7,310 |
| 要支援・要介護認定者数 | 1,125 | 1,135 | 1,164 | 1,309 | 1,445 | 1,506 | 1,471 |
| 要支援1 | 112 | 114 | 115 | 130 | 140 | 138 | 135 |
| 要支援2 | 204 | 207 | 209 | 238 | 260 | 263 | 254 |
| 要介護1 | 177 | 179 | 183 | 212 | 230 | 231 | 225 |
| 要介護2 | 222 | 222 | 228 | 252 | 289 | 303 | 297 |
| 要介護3 | 162 | 163 | 170 | 190 | 211 | 233 | 224 |
| 要介護4 | 153 | 155 | 161 | 179 | 194 | 209 | 207 |
| 要介護5 | 95 | 95 | 98 | 108 | 121 | 129 | 129 |
| 第1号被保険者 | 1,097 | 1,107 | 1,136 | 1,281 | 1,417 | 1,478 | 1,444 |
| 第2号被保険者 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 27 |
| 第1号被保険者の認定率 | 17.5% | 17.8% | 18.1% | 19.9% | 21.5% | 20.7% | 19.5% |



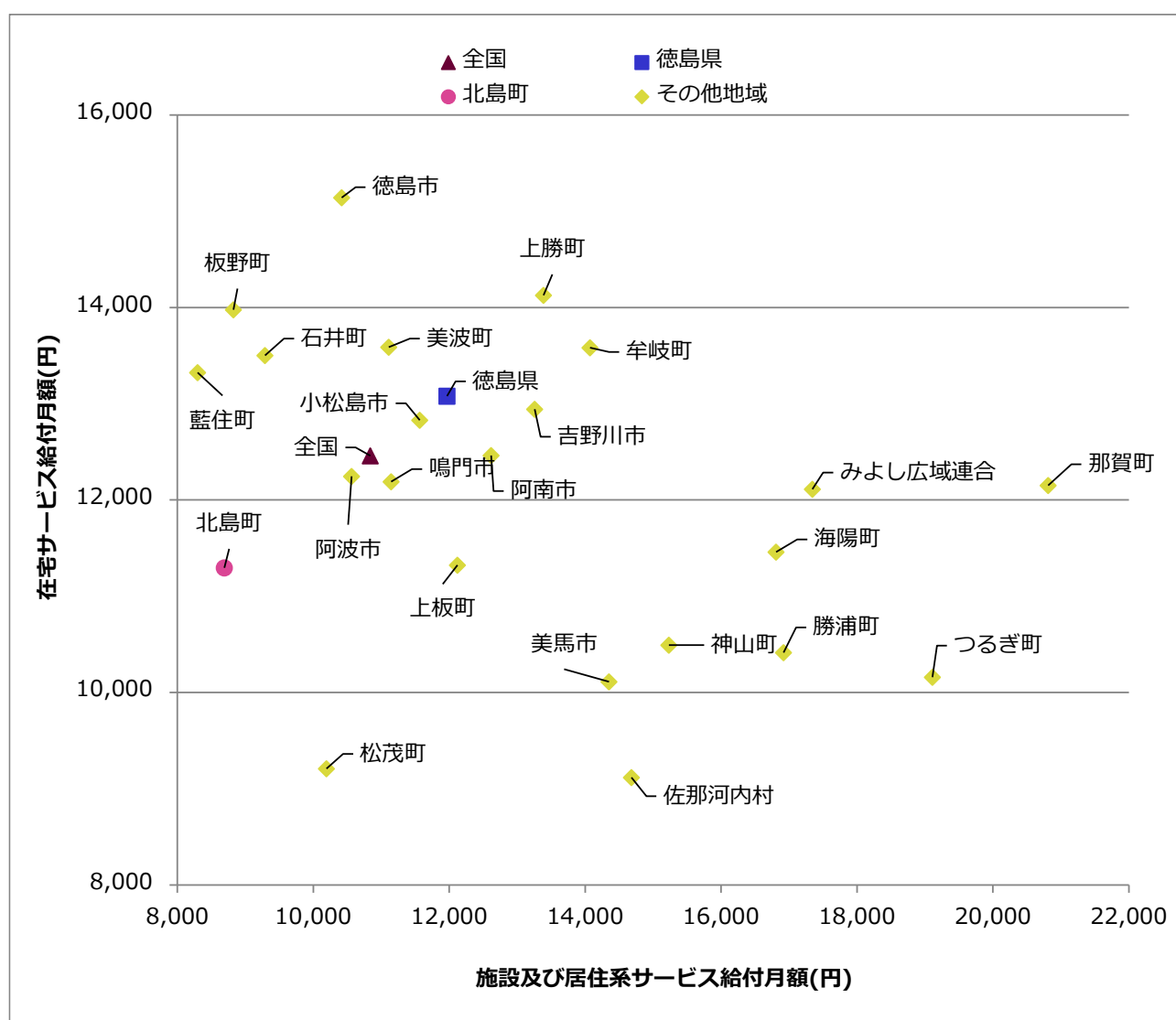
【出典】地域包括ケア「見える化」システム（将来推計総括表）

4 給付費について

(1) 第1号被保険者1人あたりの給付月額

令和5（2023）年4月末現在の第1号被保険者1人あたり給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は8,692円、在宅サービスは11,296円となっており、施設及び居住系サービスは、全国（10,837円）・徳島県（11,967円）より低くなっています。

在宅サービスも、全国（12,459円）・徳島県（13,079円）より低くなっています。

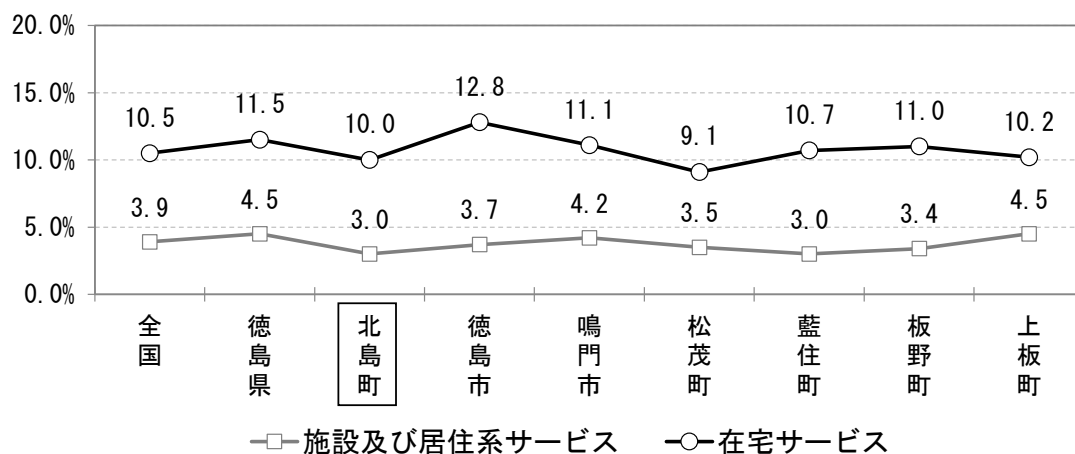


※「在宅サービス給付月額」は在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数、「施設及び居住系サービス給付月額」は第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

【出典】地域包括ケア「見える化」システム

(2) サービス受給率の状況

令和5（2023）年4月現在のサービス受給率を全国及び徳島県、近隣市町と比べると、在宅サービスは松茂町に次いで低く、施設及び居住系サービスは藍住町と同数で最も低くなっています。



| 在宅サービス | | 全国 | 徳島県 | 北島町 | 徳島市 | 鳴門市 | 松茂町 | 藍住町 | 板野町 | 上板町 |
|---------|-----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|
| 要支援1 | (%) | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 1.1 | 0.6 | 0.4 | 0.5 | 0.7 | 0.6 |
| 要支援2 | (%) | 1.3 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.4 | 1.8 |
| 要介護1 | (%) | 2.9 | 3.0 | 2.0 | 3.9 | 3.2 | 2.1 | 1.8 | 2.8 | 1.6 |
| 要介護2 | (%) | 2.4 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 3.1 | 2.8 | 3.2 |
| 要介護3 | (%) | 1.4 | 1.6 | 1.3 | 1.6 | 1.6 | 1.2 | 1.7 | 1.5 | 1.6 |
| 要介護4 | (%) | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 1.1 | 0.9 | 0.5 | 1.0 | 1.1 | 0.8 |
| 要介護5 | (%) | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0.7 | 0.6 |
| 合計 | (%) | 10.5 | 11.5 | 10.0 | 12.8 | 11.1 | 9.1 | 10.7 | 11.0 | 10.2 |
| 居住系サービス | | 全国 | 徳島県 | 北島町 | 徳島市 | 鳴門市 | 松茂町 | 藍住町 | 板野町 | 上板町 |
| 要支援1 | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 要支援2 | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 要介護1 | (%) | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 |
| 要介護2 | (%) | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.1 | 0.5 |
| 要介護3 | (%) | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| 要介護4 | (%) | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| 要介護5 | (%) | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 合計 | (%) | 1.2 | 1.1 | 0.6 | 1.1 | 0.7 | 0.9 | 1.4 | 1.1 | 1.2 |
| 施設サービス | | 全国 | 徳島県 | 北島町 | 徳島市 | 鳴門市 | 松茂町 | 藍住町 | 板野町 | 上板町 |
| 要支援1 | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 要支援2 | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 要介護1 | (%) | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.1 |
| 要介護2 | (%) | 0.2 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.3 |
| 要介護3 | (%) | 0.7 | 0.8 | 0.4 | 0.6 | 0.8 | 0.5 | 0.2 | 0.6 | 0.8 |
| 要介護4 | (%) | 1.0 | 1.3 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 0.9 | 0.6 | 0.9 | 1.1 |
| 要介護5 | (%) | 0.7 | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 1.0 | 0.7 | 0.7 | 0.5 | 1.0 |
| 合計 | (%) | 2.7 | 3.4 | 2.4 | 2.6 | 3.5 | 2.6 | 1.6 | 2.3 | 3.3 |

【出典】 地域包括ケア「見える化」システム

(3) 第8期計画値と給付実績値との対比

令和3（2021）年度における計画値と給付実績値との対比をみると、第1号被保険者数については101.2%、要介護認定者数は97.2%となっており、概ね計画値どおりの実績値となっています。

総給付費は、計画値に対し実績値は概ね計画どおり（計画対比95.2%）となっています。サービス別にみると、在宅サービスが93.5%、居住系サービスが99.5%、施設サービスが96.5%となっています。

| 令和3（2021）年度 | 計画値 | 実績値 | 対計画比 (実績値/計画値) |
|--------------------|---------------|---------------|-------------------|
| 第1号被保険者数（人） | 5,961 | 6,032 | 101.2% |
| 要介護認定者数（人） | 1,007 | 979 | 97.2% |
| 要介護認定率（%） | 16.9 | 16.2 | 96.1% |
| 総給付費（円） | 1,499,046,000 | 1,426,576,044 | 95.2% |
| 在宅サービス（円） | 789,591,000 | 738,468,595 | 93.5% |
| 居住系サービス（円） | 117,754,000 | 117,141,575 | 99.5% |
| 施設サービス（円） | 591,701,000 | 570,965,874 | 96.5% |
| 第1号被保険者1人あたり給付費（円） | 251,475.6 | 236,501.3 | 94.0% |

【出典】地域包括ケア「見える化」システム（実行管理総括表）

令和4（2022）年度における対比をみると、第1号被保険者数は101.6%、要介護認定者数は98.0%となっており、概ね計画値どおりの実績値となっています。

総給付費は計画値に対し実績値が若干低い結果（計画対比94.2%）となっています。サービス別にみると、在宅サービスが92.0%、居住系サービスが102.2%、施設サービスが95.8%となっています。

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅サービスの実績値が計画値に対して大きく下回った可能性があります。

| 令和4（2022）年度 | 計画値 | 実績値 | 対計画比 (実績値/計画値) |
|--------------------|---------------|---------------|-------------------|
| 第1号被保険者数（人） | 6,004 | 6,103 | 101.6% |
| 要介護認定者数（人） | 1,041 | 1,020 | 98.0% |
| 要介護認定率（%） | 17.3 | 16.7 | 96.4% |
| 総給付費（円） | 1,560,743,000 | 1,470,393,997 | 94.2% |
| 在宅サービス（円） | 850,893,000 | 782,879,225 | 92.0% |
| 居住系サービス（円） | 117,820,000 | 120,410,386 | 102.2% |
| 施設サービス（円） | 592,030,000 | 567,104,386 | 95.8% |
| 第1号被保険者1人あたり給付費（円） | 259,950.5 | 240,929.7 | 92.7% |

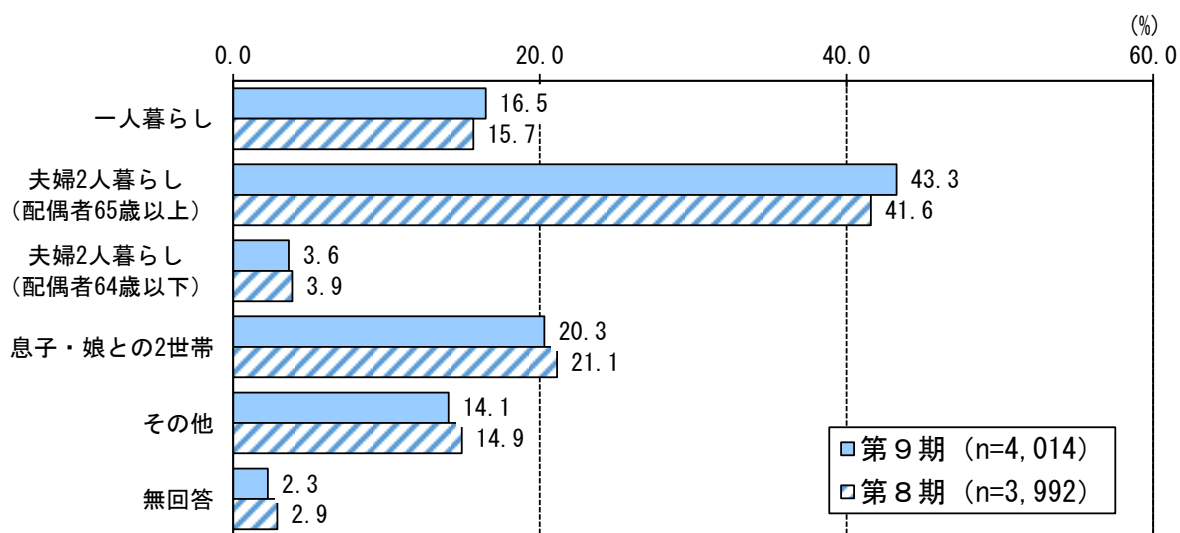
【出典】地域包括ケア「見える化」システム（実行管理総括表）

5 各種ニーズ調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

- 「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が43.3%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が20.3%となっており、第8期計画時と大きな差はありませんでした。
- 性・年齢別にみると、「一人暮らし」は女性の後期高齢者が27.1%と他の区分に比べて多くなっています。

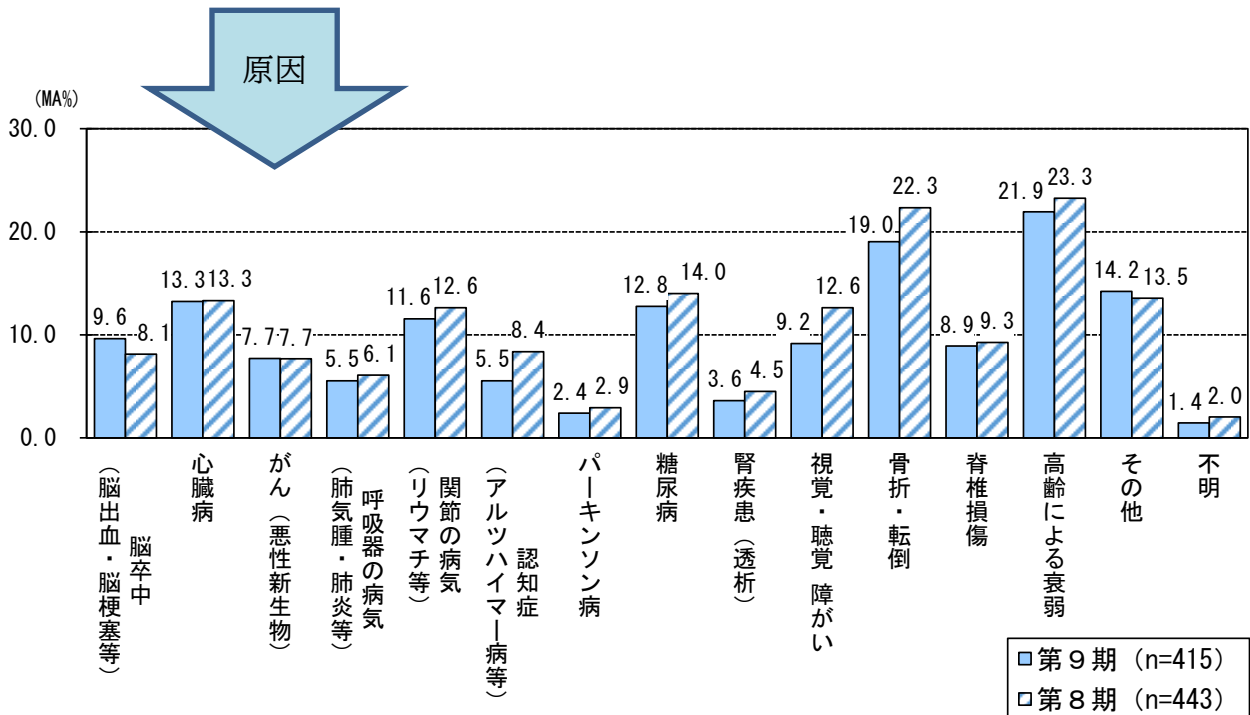
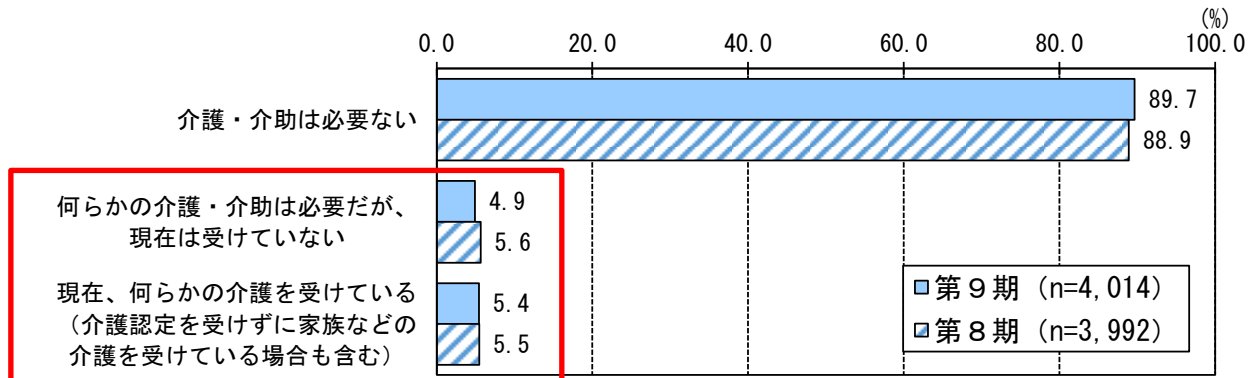


単位：%

| | | 母数 (n) | 家族構成 | | | | | |
|------|----------|--------|--------|--------------------|--------------------|-----------|------|-----|
| | | | 一人暮らし | 夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上) | 夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下) | 息子・娘との2世帯 | その他 | 無回答 |
| 全体 | | 4,014 | 16.5 | 43.3 | 3.6 | 20.3 | 14.1 | 2.3 |
| 性・年齢 | 男性 前期高齢者 | 979 | 10.6 | 42.9 | 11.4 | 16.8 | 17.5 | 0.8 |
| | 後期高齢者 | 833 | 12.2 | △ 55.7 | 1.3 | 19.2 | 8.6 | 2.9 |
| | 女性 前期高齢者 | 1,155 | 14.8 | 45.0 | 1.1 | 20.8 | 16.9 | 1.4 |
| | 後期高齢者 | 1,047 | △ 27.1 | ▼ 31.8 | 1.0 | 24.0 | 12.0 | 4.1 |

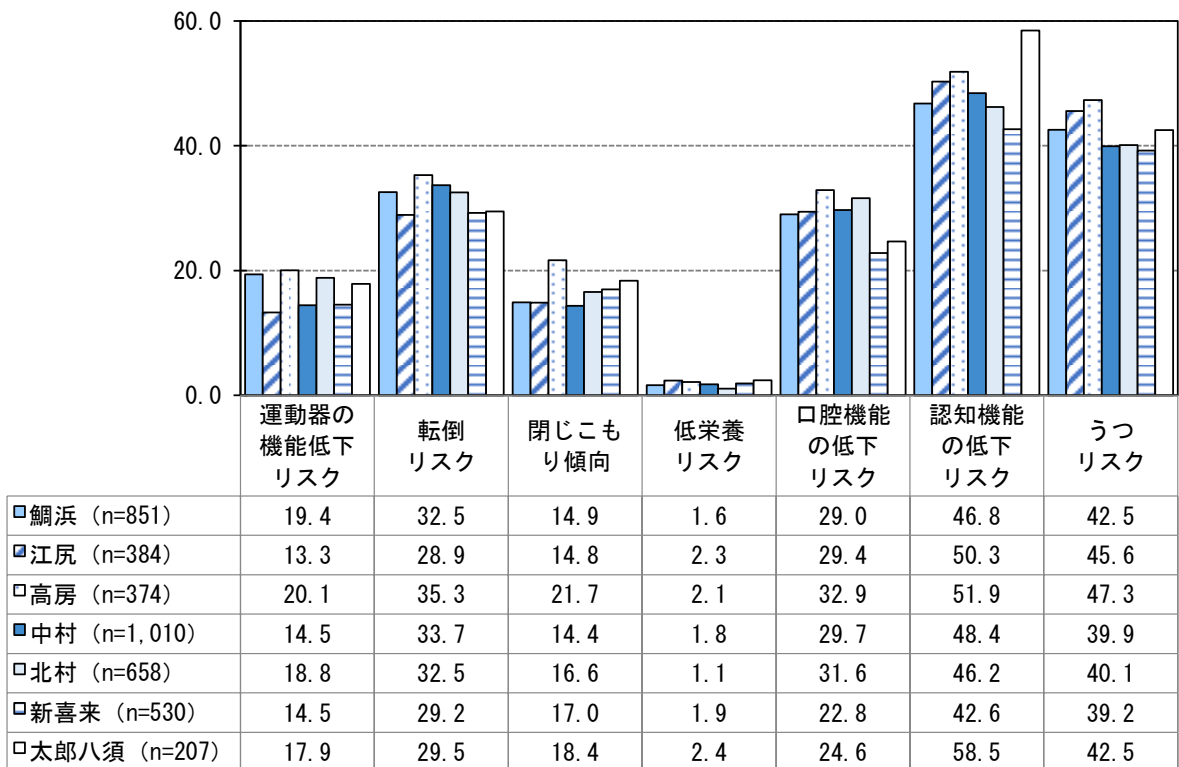
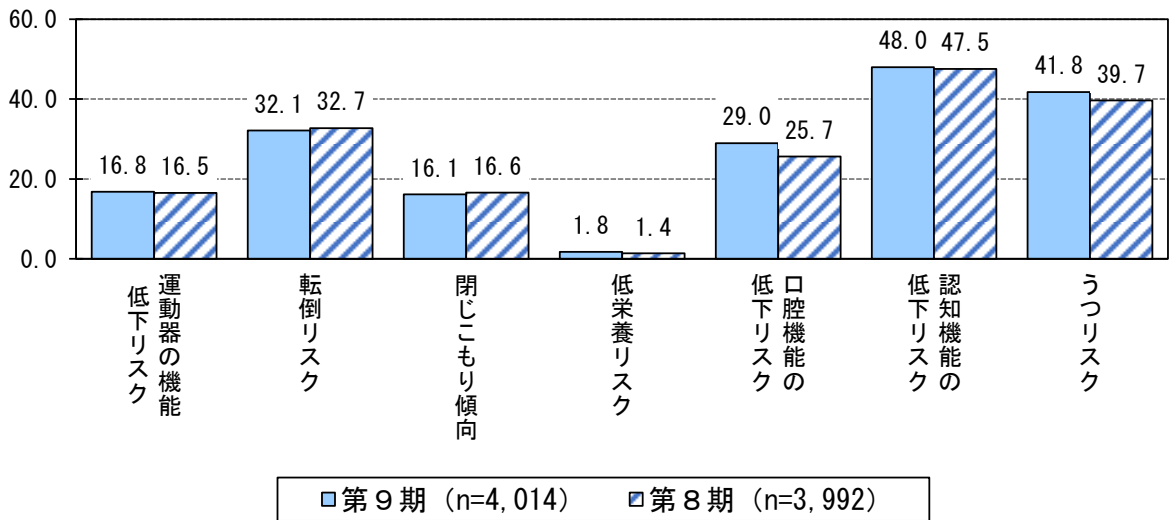
②介護・介助の必要性

- 介護・介助の必要性について、「介護・介助は必要ない」が89.7%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が4.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が5.4%となっており、第8期計画時と比べると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」「現在、何らかの介護を受けている」が微増しています。
- 介護・介助が必要になった主な原因について、「高齢による衰弱」が21.9%で最も多く、次いで「骨折・転倒」が19.0%、「心臓病」が13.3%となっています。第8期計画時と比べると、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が若干多くなっています。

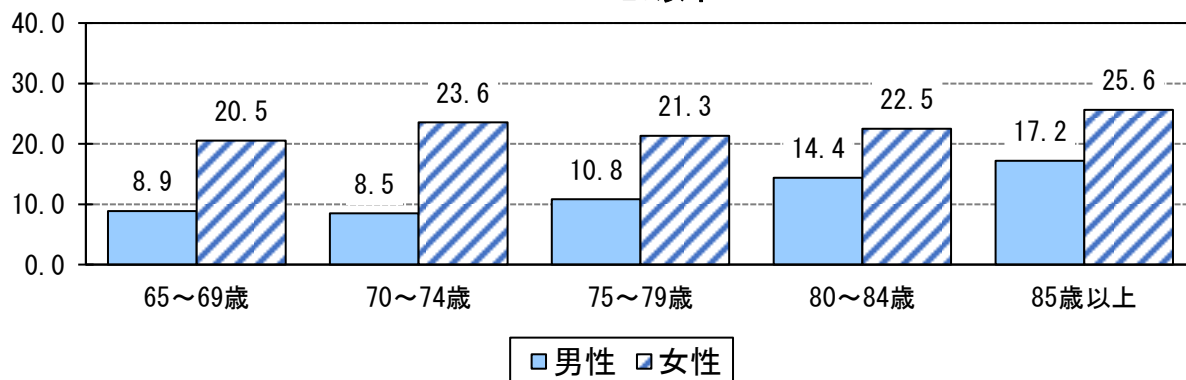


③各種リスク判定

- 各種リスクの該当者は、認知機能の低下リスク、うつリスク、転倒リスク、口腔機能の低下リスク、運動器の機能低下リスク、閉じこもり傾向、低栄養リスクの順で高くなっており、第8期計画時と比べると転倒リスク、閉じこもり傾向は微減、それ以外の各種リスク該当者は微増しています。
- 要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなる「低栄養傾向」の基準は、身長と体重から算出したBMI 20 以下が指標として設定されています。低栄養傾向の方は、いずれの年齢も男性より女性に多く、男性・女性ともに 85 歳以上で最も多くなっています。



BMI 20以下



④地域での活動について

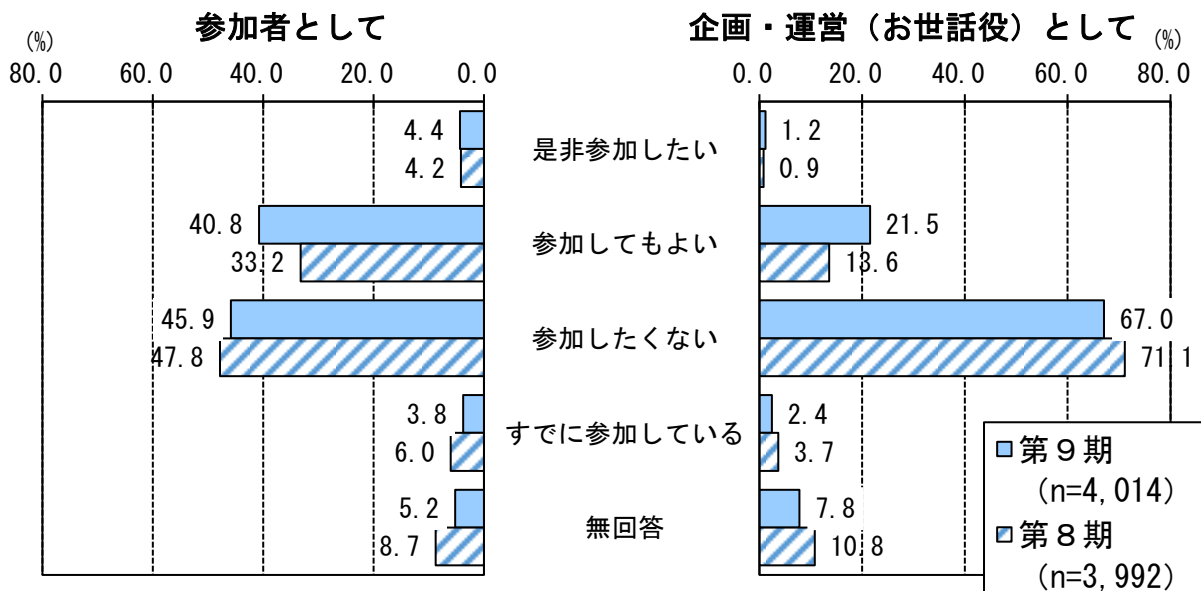
- 「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた“週1回以上参加している人”は⑧収入のある仕事が20.0%で最も多く、次いで、②スポーツ関係のグループやクラブが15.1%、③趣味関係のグループが11.6%となっています。
- 第8期計画時と比べると、全体的には参加者が増加しています。

単位：%

| | 母数 (n) | 会・グループ等への参加頻度（全体） | | | | | | | 参 加 週 し 1 回 以 上 人 |
|------------------|-----------|-----------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|------------------|---------------------------------|-------------|---|
| | | 週 4 回 以 上 | 週 2 ～ 3 回 | 週 1 回 | 月 1 ～ 3 回 | 年 に 数 回 | 参 加 し て い な い | 無 回 答 | |
| ①ボランティアのグループ | 4,014 | 0.6 | 0.7 | 1.0 | 3.5 | 3.7 | 75.6 | 15.0 | 2.3 |
| ②スポーツ関係のグループやクラブ | 4,014 | 4.4 | 6.3 | 4.4 | 3.3 | 1.7 | 66.4 | 13.5 | 15.1 |
| ③趣味関係のグループ | 4,014 | 1.7 | 4.2 | 5.7 | 8.0 | 4.0 | 63.7 | 12.8 | 11.6 |
| ④学習・教養サークル | 4,014 | 0.2 | 0.6 | 1.8 | 2.8 | 2.2 | 77.1 | 15.2 | 2.6 |
| ⑤介護予防のための通いの場 | 4,014 | 0.6 | 1.7 | 1.5 | 0.9 | 0.8 | 79.6 | 14.9 | 3.8 |
| ⑥老人クラブ | 4,014 | 0.2 | 0.6 | 0.8 | 1.8 | 3.1 | 79.7 | 13.8 | 1.6 |
| ⑦町内会・自治会 | 4,014 | 0.1 | 0.1 | 0.5 | 1.3 | 17.3 | 66.2 | 14.7 | 0.7 |
| ⑧収入のある仕事 | 4,014 | 13.8 | 5.2 | 1.0 | 1.3 | 2.1 | 63.8 | 12.9 | 20.0 |

⑤地域活動づくりへの参加意向

- 地域づくり活動に対する参加者としての参加意向について、「参加したくない」が45.9%で最も多く、次いで、「参加してもよい」が40.8%「是非参加したい」が4.4%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は45.2%となっています。
- 地区別にみると、“参加意向がある方”は中村が47.4%と最も多く、次いで江尻が46.9%、新喜来が46.7%となっています。
- 地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向について、「参加したくない」が67.0%で最も多く、次いで「参加してもよい」が21.5%、「すでに参加している」が2.4%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は22.7%となっています。
- 地区別にみると、“参加意向がある方”は江尻が24.5%と最も多く、次いで中村が23.8%、新喜来が22.6%となっています。
- 第8期計画時と比べると、“参加意向がある方”が増加し、「参加したくない」「すでに参加している」が微減となっています。

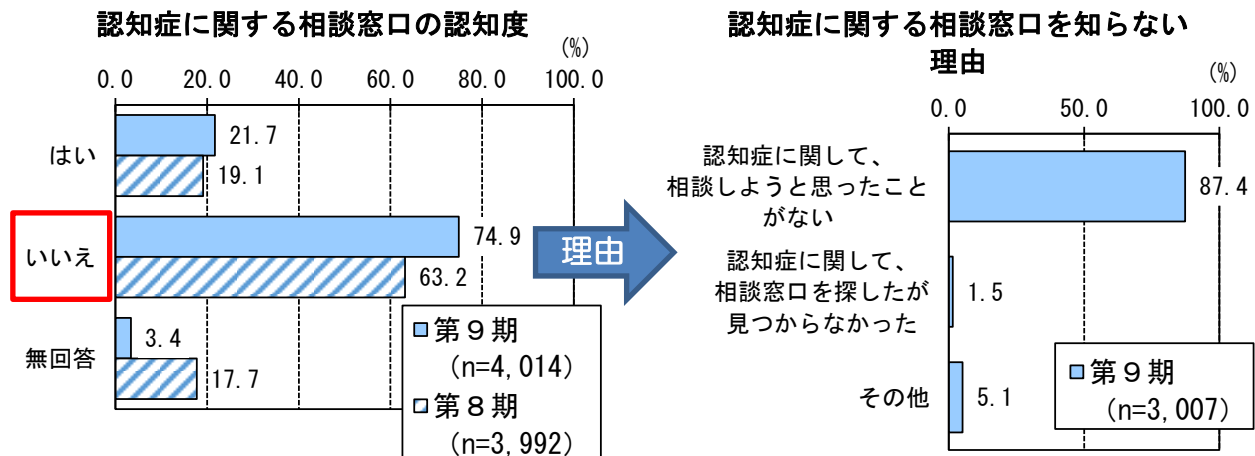


単位：%

| | 母数 (n) | 参加者として | | | | | 企画・運営（お世話役）として | | | | | |
|----|--------|---------|---------|---------|-----------|-----|----------------|---------|---------|-----------|-----|------|
| | | 是非参加したい | 参加してもよい | 参加したくない | すでに参加している | 無回答 | 是非参加したい | 参加してもよい | 参加したくない | すでに参加している | 無回答 | |
| 全体 | 4,014 | 4.4 | 40.8 | 45.9 | 3.8 | 5.2 | 1.2 | 21.5 | 67.0 | 2.4 | 7.8 | |
| 地区 | 鯛浜 | 851 | 4.2 | 39.5 | 46.4 | 3.6 | 6.2 | 1.3 | 21.7 | 67.3 | 2.7 | 6.9 |
| | 江尻 | 384 | 6.3 | 40.6 | 45.6 | 3.4 | 4.2 | 1.6 | 22.9 | 67.2 | 1.0 | 7.3 |
| | 高房 | 374 | 2.4 | 41.7 | 47.6 | 3.2 | 5.1 | 0.3 | 19.5 | 69.5 | 2.1 | 8.6 |
| | 中村 | 1,010 | 4.7 | 42.7 | 44.4 | 3.4 | 5.0 | 1.3 | 22.5 | 65.8 | 2.0 | 8.4 |
| | 北村 | 658 | 4.0 | 38.8 | 46.4 | 5.9 | 5.0 | 1.4 | 20.4 | 65.0 | 4.4 | 8.8 |
| | 新喜来 | 530 | 4.2 | 42.5 | 45.1 | 3.0 | 5.3 | 0.9 | 21.7 | 70.2 | 1.5 | 5.7 |
| | 太郎八須 | 207 | 5.3 | 37.7 | 48.8 | 3.4 | 4.8 | 1.0 | 20.8 | 65.2 | 2.4 | 10.6 |

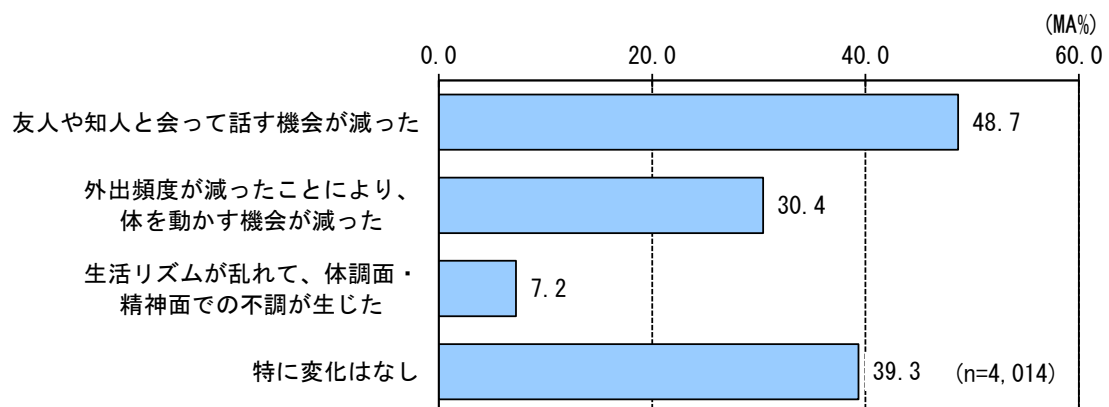
⑥認知症に関する相談窓口について

- 認知症に関する相談窓口の周知状況について、「はい」が21.7%、「いいえ」が74.9%となっています。
- 認知症に関する相談窓口を知らない理由について、「認知症に関して、相談しようと思ったことがない」が87.4%、「認知症に関して、相談窓口を探したが見つからなかった」が1.5%となっています。



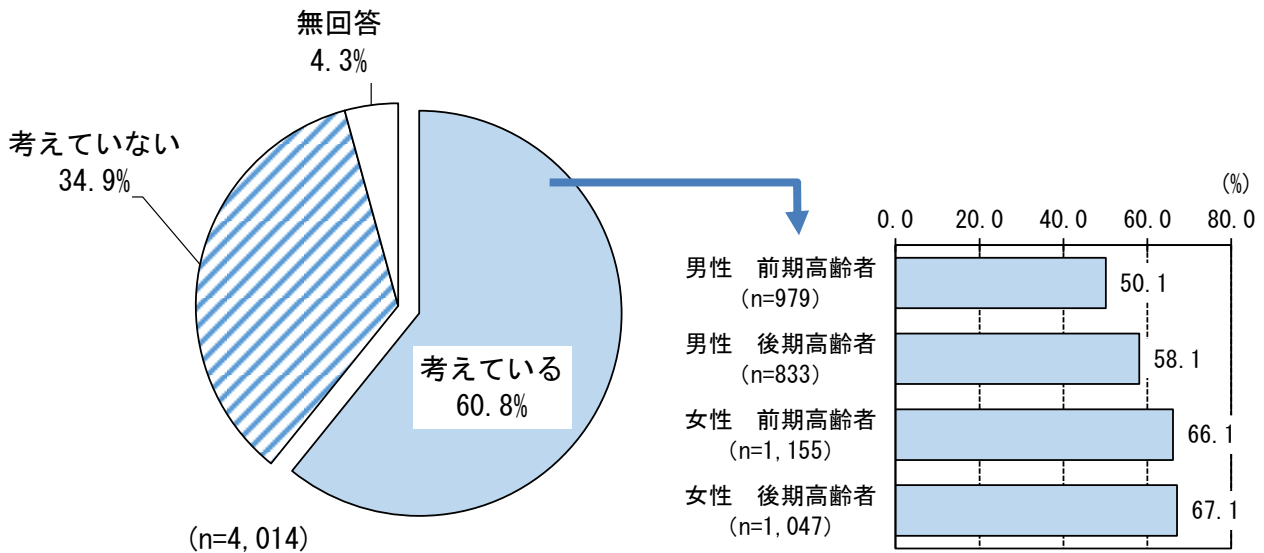
⑦新型コロナウイルス感染症拡大前と比べた活動の変化

- 新型コロナウイルス感染症拡大前と比べた、あなた自身の活動の変化の有無について、「友人や知人と会って話す機会が減った」が48.7%で最も多く、次いで「特に変化はなし」が39.3%、「外出頻度が減ったことにより、体を動かす機会が減った」が30.4%となっています。



⑧終活について

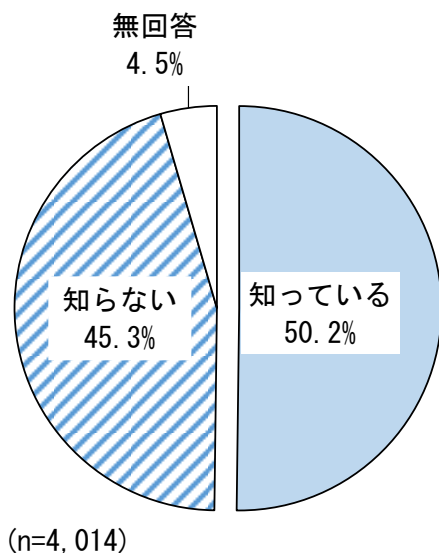
- 終活（葬儀やお墓のこと、今後の医療や介護のことなどの意向をあらかじめ考え決めておくことで人生の最期を充実させる活動のこと）について考えているかについて、「考えている」が60.8%、「考えていない」が34.9%となっています。
- 性・年齢別にみると、前期・後期高齢者ともに女性は男性に比べて「考えている」が多くなっています。



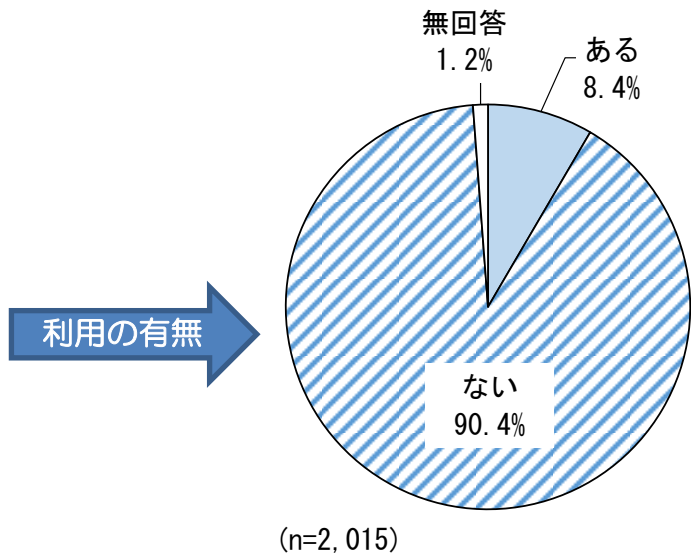
⑨エンディングノートについて

- エンディングノートの周知状況について、「知っている」が50.2%、「知らない」が45.3%となっています。前期・後期高齢者ともに女性は男性に比べて「知っている」が多くなっています。
- エンディングノートを知っている方のエンディングノートの利用有無をみると、「ある」が8.4%、「ない」が90.4%となっています。

エンディングノートの周知状況



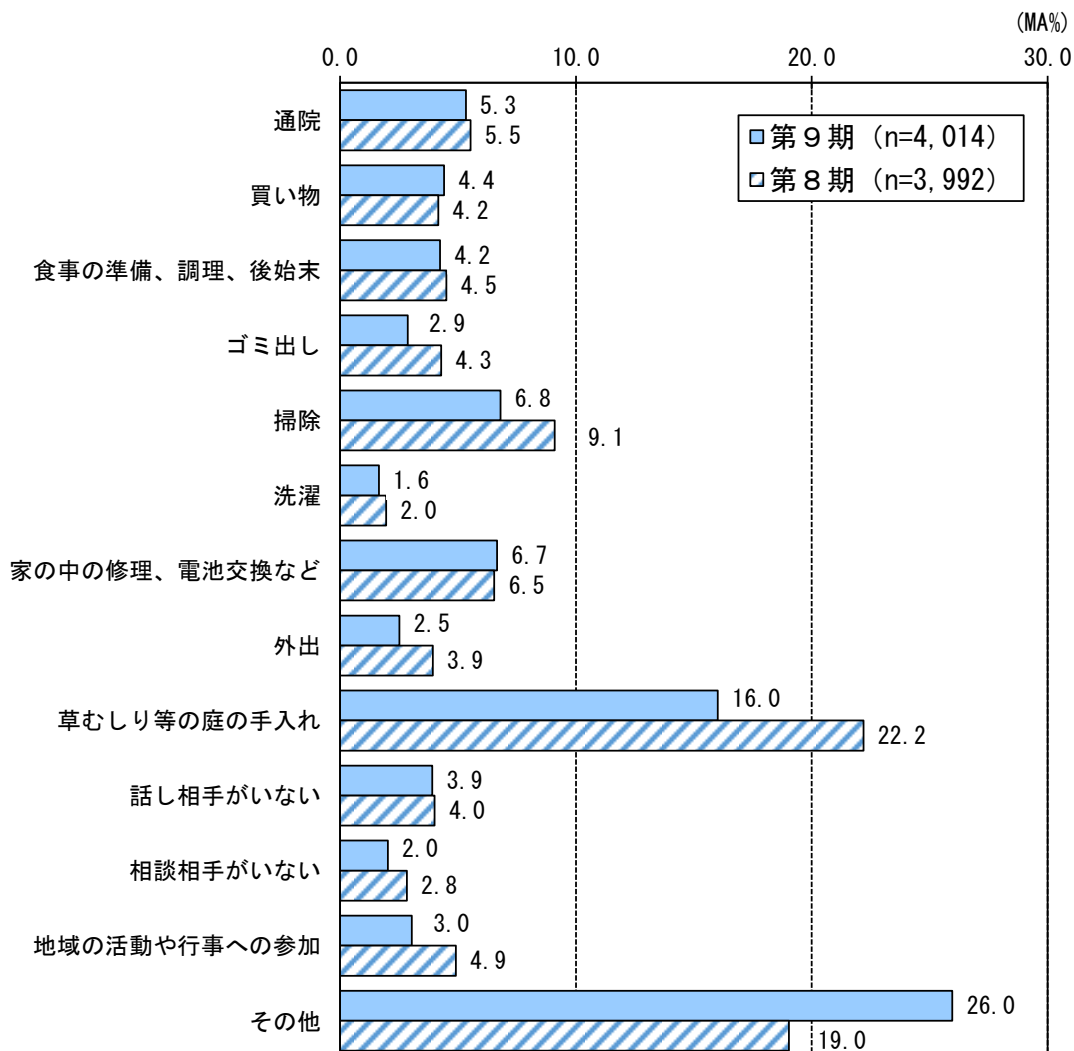
エンディングノートの利用の有無



利用の有無

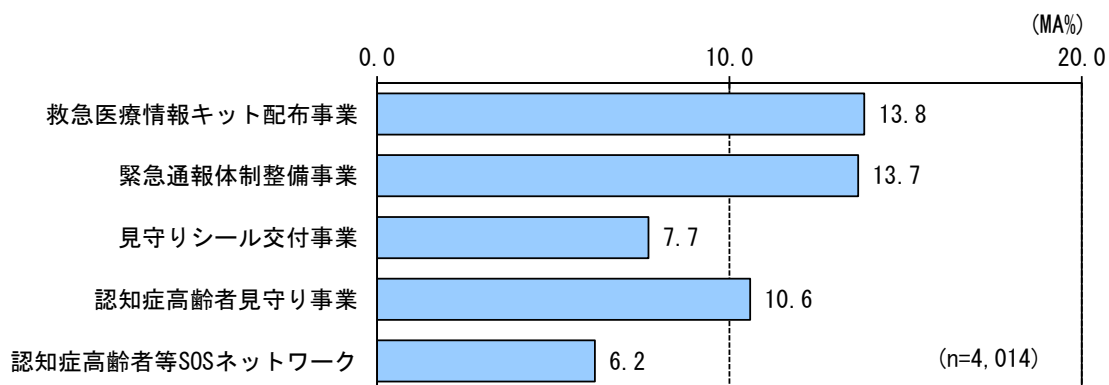
⑩現在生活の中で困っていること

- 現在生活の中で困っていることについて、「草むしり等の庭の手入れ」が16.0%で最も多く、次いで「掃除」が6.8%、「家の中の修理、電池交換など」が6.7%となっています。
- 第8期計画時と比べると、「その他」が多くなっており、「特にない（家族やヘルパーがしている含む）」が大半を占めています。



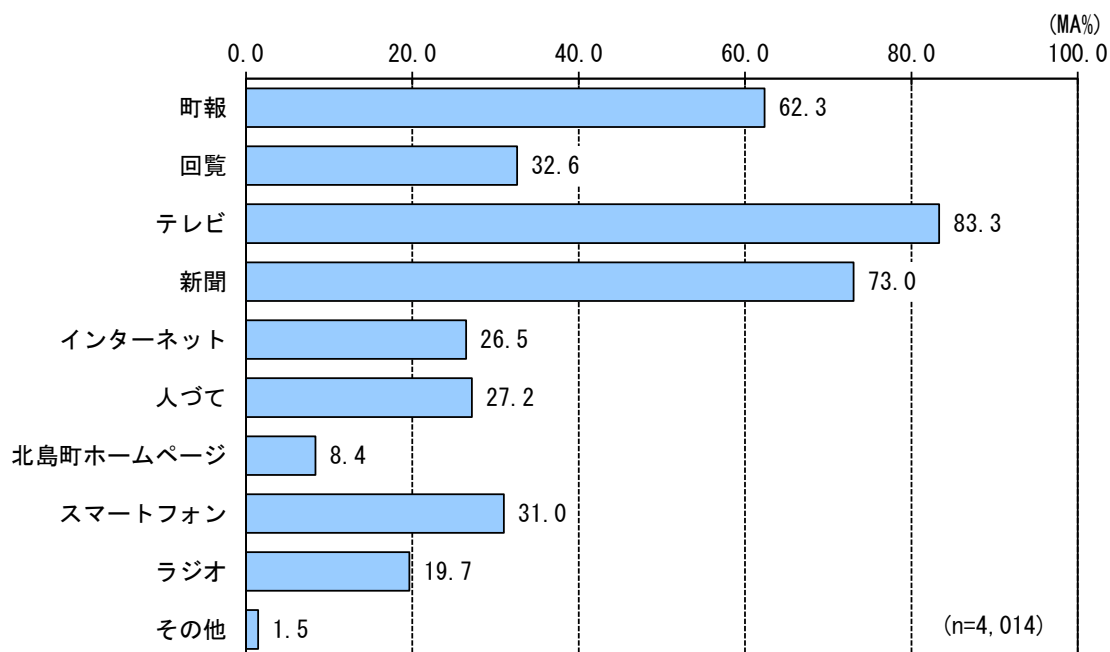
⑪知っている北島町のサービスについて

- 知っている北島町のサービスについて、「救急医療情報キット配布事業」が13.8%で最も多く、次いで「緊急通報体制整備事業」が13.7%、「認知症高齢者見守り事業」が10.6%となっています。



⑫情報の入手方法

- 情報の入手方法について、「テレビ」が83.3%で最も多く、次いで「新聞」が73.0%、「町報」が62.3%となっています。
- 地区別にみると、「回覧」は新喜来が48.9%、太郎八須が47.8%と他の区分に比べて多くなっています。

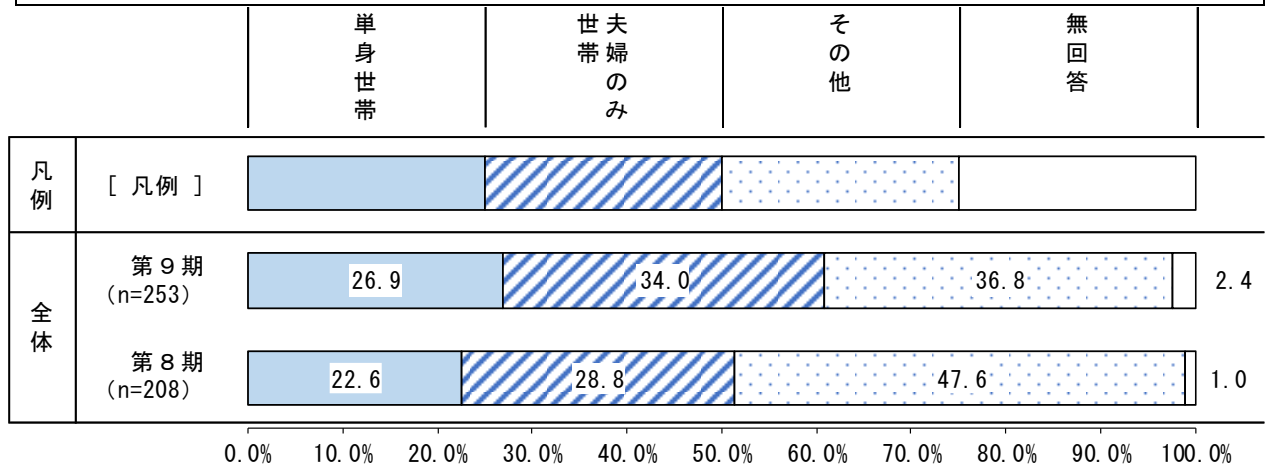


| | 母数 (n) | 情報の入手方法 (MA) | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------------|------|--------|------|---------|------|-----------|---------|------|------|-----|-----|
| | | 町報 | 回覧 | テレビ | 新聞 | インターネット | 人づて | 北島町ホームページ | スマートフォン | ラジオ | その他 | 無回答 | |
| 全体 | 4,014 | 62.3 | 32.6 | 83.3 | 73.0 | 26.5 | 27.2 | 8.4 | 31.0 | 19.7 | 1.5 | 5.1 | |
| 地区 | 鯛浜 | 851 | 60.5 | 26.9 | 82.1 | 73.6 | 24.6 | 29.7 | 6.7 | 29.7 | 21.0 | 1.6 | 5.3 |
| | 江尻 | 384 | 63.3 | 29.4 | 82.8 | 74.5 | 28.6 | 25.8 | 7.3 | 36.7 | 16.1 | 2.9 | 4.9 |
| | 高房 | 374 | 59.6 | 29.9 | 81.6 | 72.5 | 26.5 | 23.3 | 6.4 | 28.9 | 20.1 | 0.8 | 6.7 |
| | 中村 | 1,010 | 61.1 | 30.5 | 84.7 | 72.9 | 27.6 | 27.3 | 10.0 | 31.7 | 18.3 | 1.0 | 4.2 |
| | 北村 | 658 | 63.4 | 28.7 | 83.6 | 70.4 | 22.0 | 27.5 | 6.7 | 26.6 | 22.3 | 2.0 | 5.3 |
| | 新喜来 | 530 | 66.4 | △ 48.9 | 83.8 | 75.7 | 31.3 | 26.0 | 11.3 | 35.1 | 18.7 | 0.9 | 4.3 |
| | 太郎八須 | 207 | 65.2 | △ 47.8 | 84.1 | 72.0 | 26.1 | 27.1 | 10.6 | 30.0 | 20.3 | 1.4 | 8.2 |

(2) 在宅介護実態調査

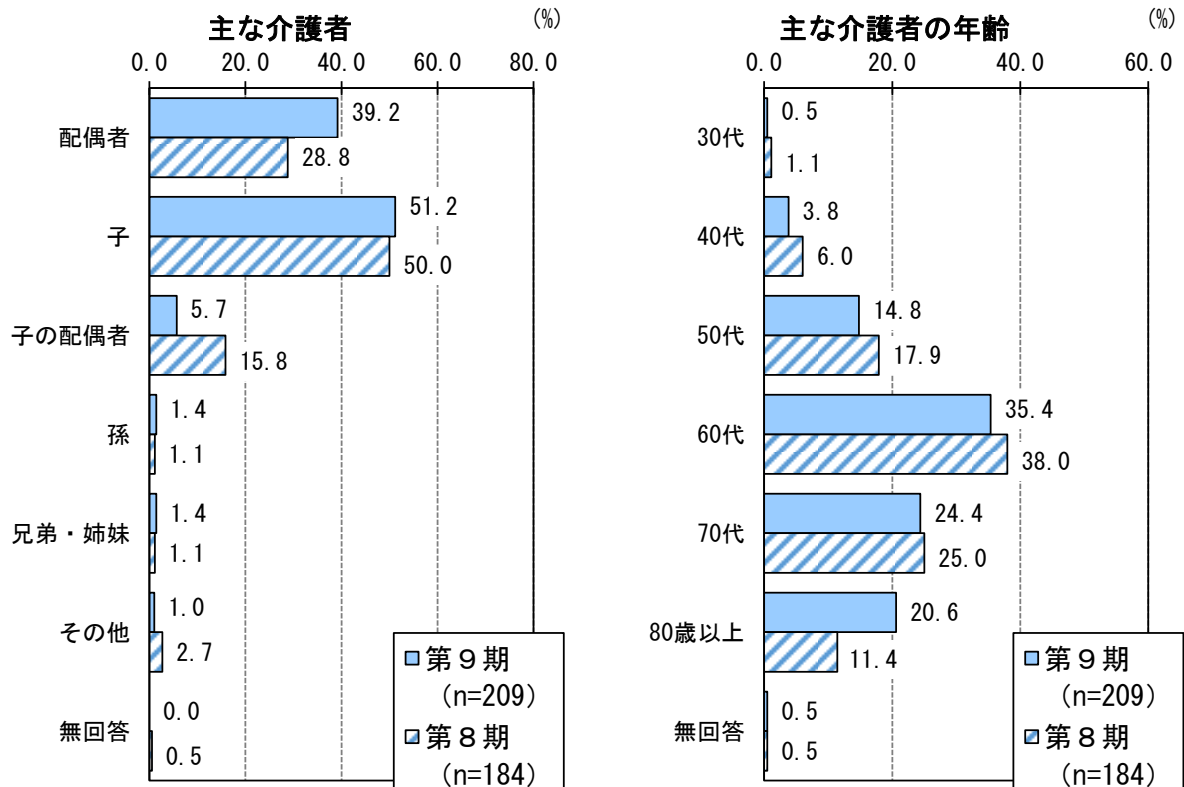
①世帯類型

- 世帯類型は、「その他 (36.8%)」が最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が34.0%、「単身世帯 (26.9%)」となっています。
- 第8期計画時と比べると、「単身世帯」「夫婦のみ世帯」が増えています。



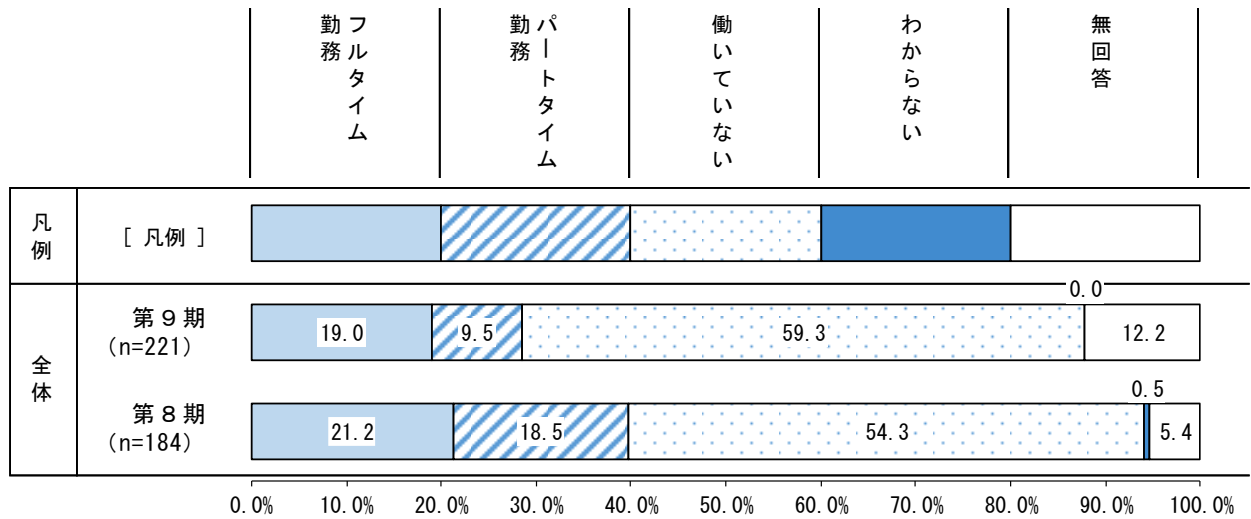
②主な介護者の本人との関係・主な介護者の年齢

- 主な介護者の本人との関係は、「子」が51.2%と最も多く、次いで、「配偶者 (39.2%)」、「子の配偶者 (5.7%)」となっています。
- 主な介護者の年齢は、「60代」が35.4%と最も多く、次いで、「70代」「80歳以上」となっており、第8期計画と比べると、老々介護の傾向が強まっています。



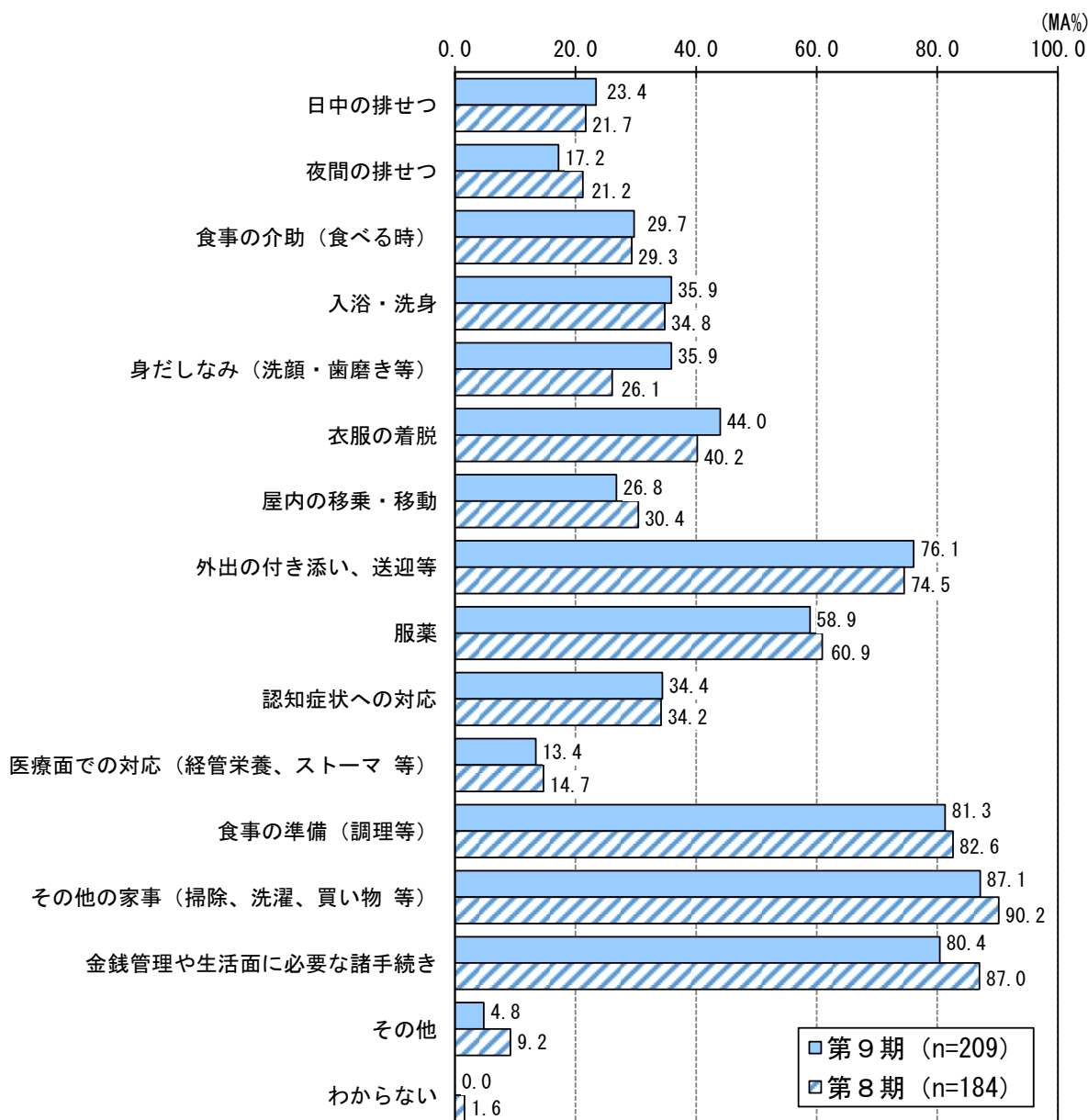
③主な介護者の勤務形態

- 主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が59.3%と最も多く、次いで、「フルタイム勤務（19.0%）」、「パートタイム勤務（9.5%）」、となっています。
- 第8期計画時と比べると、働いている方が減っています。



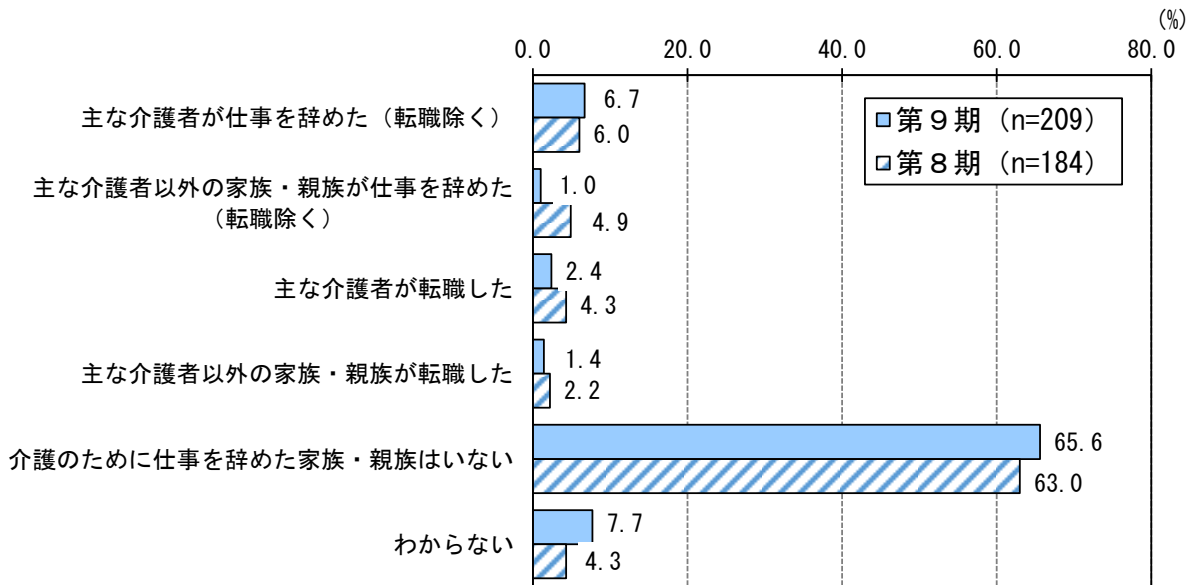
④主な介護者が行っている介護

- 主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が87.1%と最も多くなっています。次いで、「食事の準備（調理等）（81.3%）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き（80.4%）」、となっています。
- 第8期計画時と比べると、「夜間の排せつ」が4ポイント低くなっています。



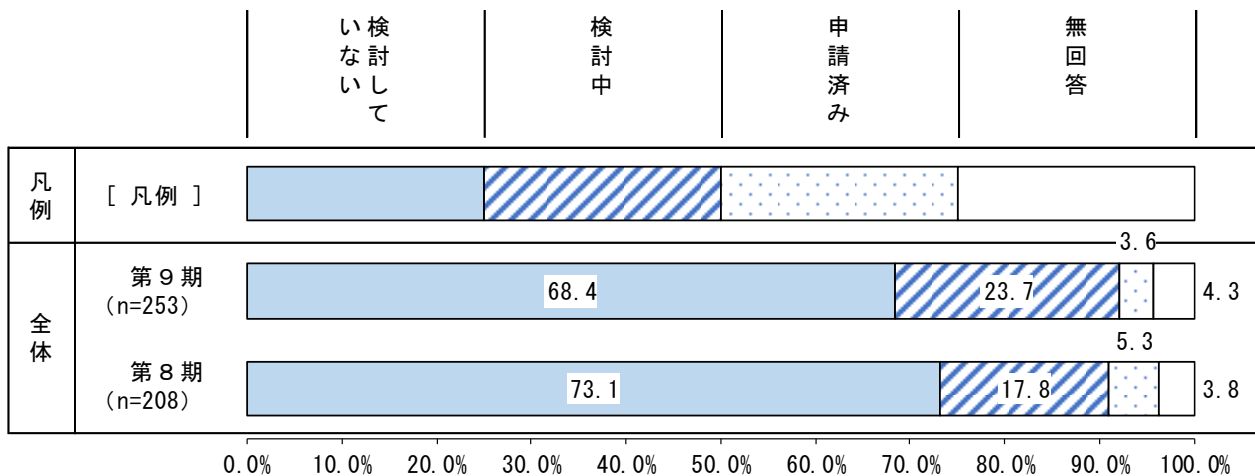
⑤介護のための離職の有無

- 介護のための離職の有無は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が65.6%と最も多くなっています。次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（6.7%）」、「主な介護者が転職した（2.4%）」となっています。



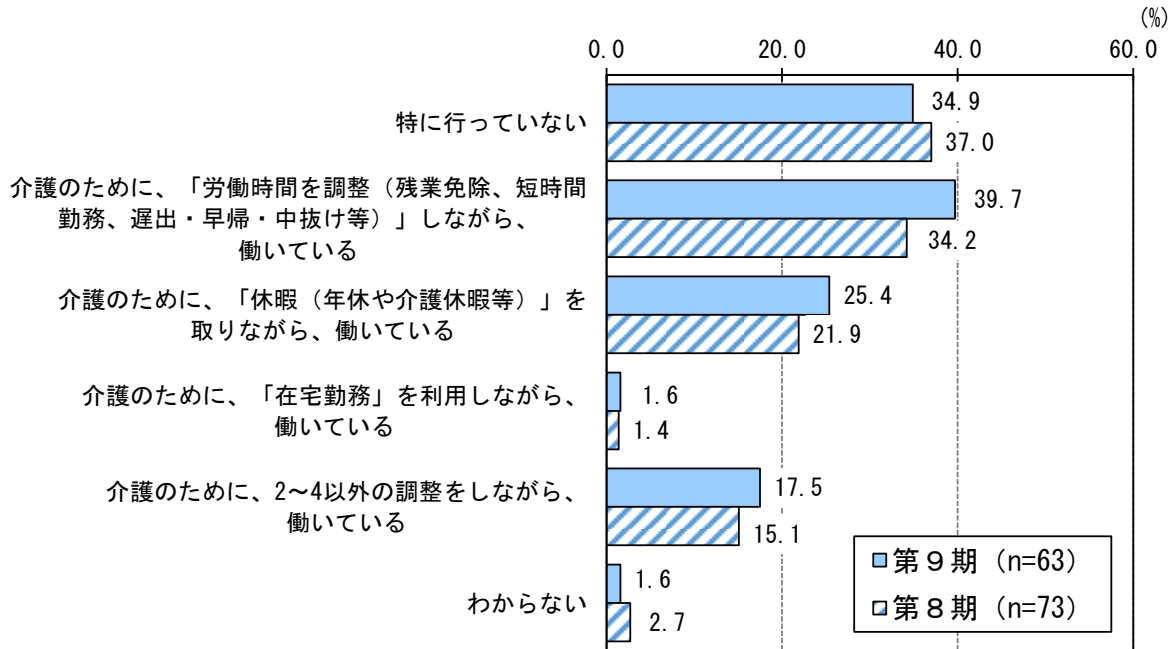
⑥施設等検討の状況

- 施設等検討の状況は、「検討していない」が68.4%と最も多くなっています。次いで、「検討中（23.7%）」、「申請済み（3.6%）」、となっています。
- 第8期計画時と比べると、「検討中」が増えています。



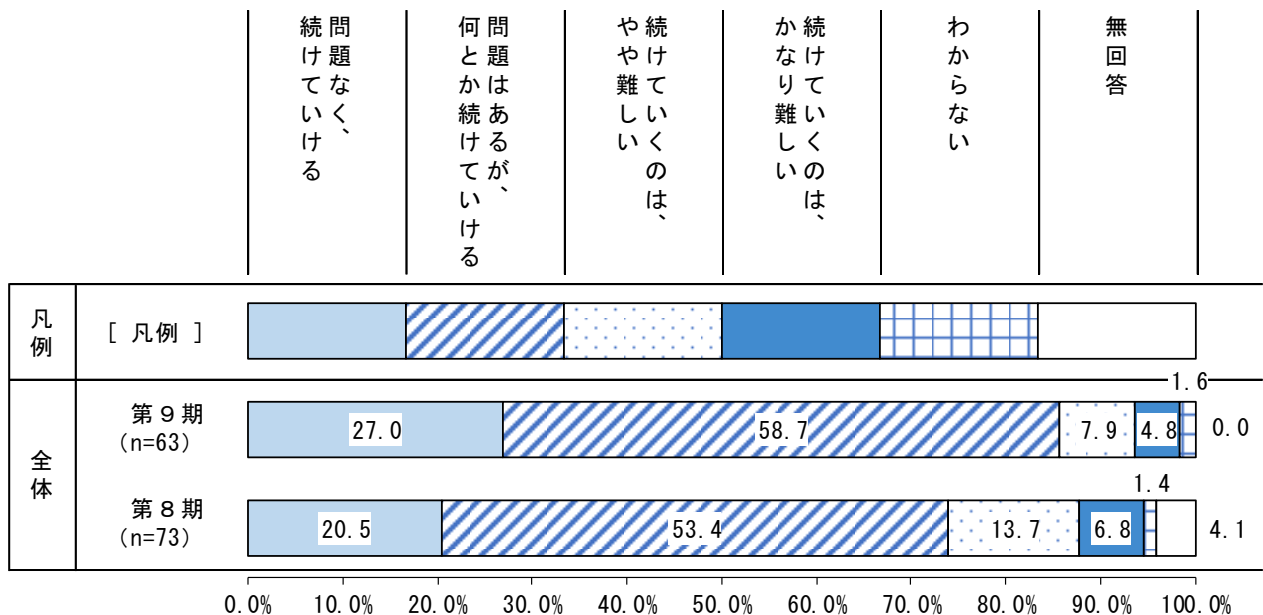
⑦主な介護者の方の働き方の調整の状況

- 主な介護者の方の働き方の調整の状況は、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている（39.7%）」と最も多くなっています。
- 第8期計画時と比べると、働き方を調整している方が増えています。



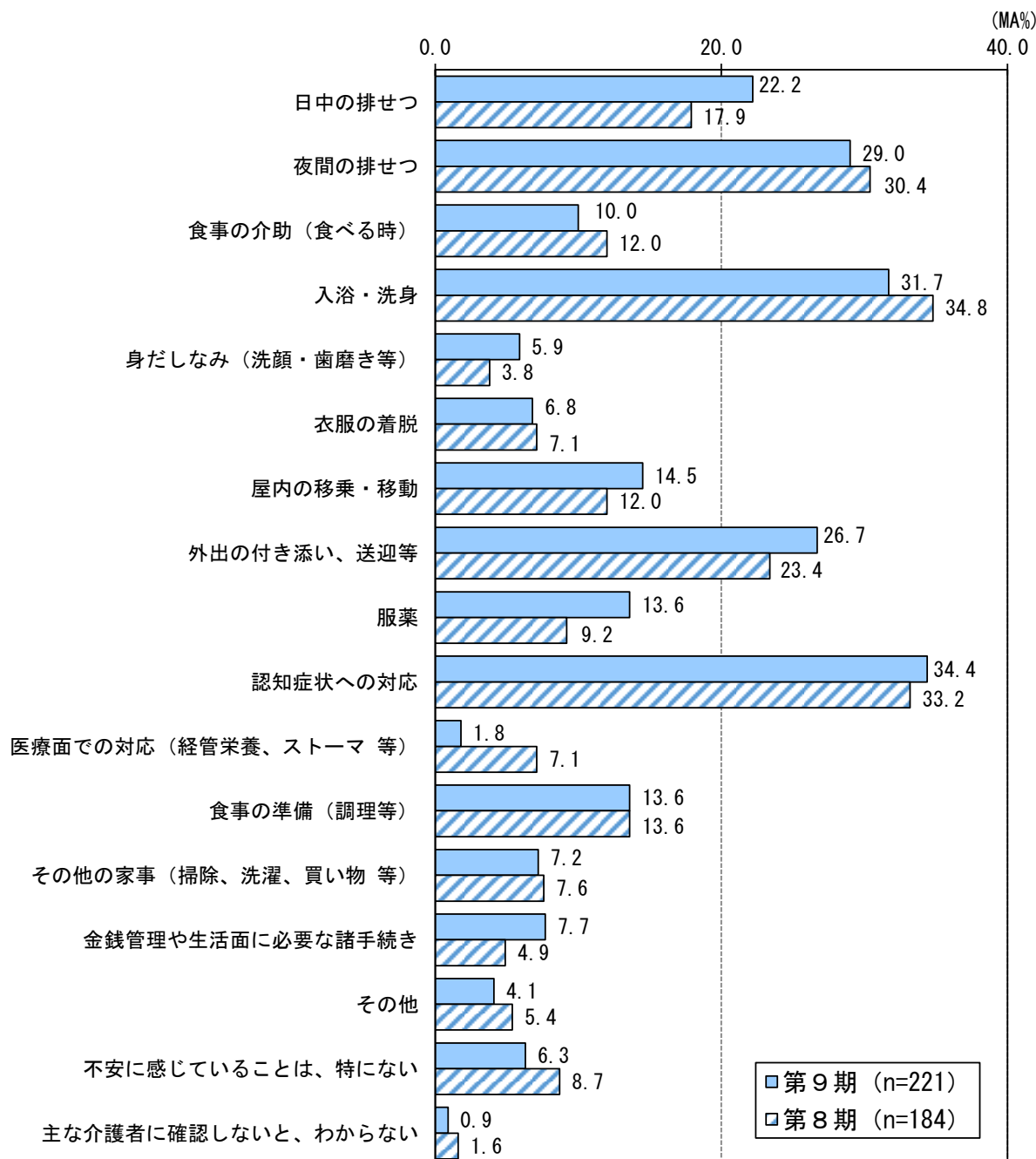
⑧主な介護者の就労継続の可否に係る意識

- 主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、「問題はあるが、何とか続けていける」が58.7%と最も多くなっています。
- 第8期計画時と比べると、「問題なく続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」が増えています。



⑨今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

- 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が 34.4%と最も多くなっています。次いで、「入浴・洗身 (31.7%)」、「夜間の排せつ (29.0%)」となっています。
- 第8期計画時と比べると、「日中の排せつ」「服薬」が4ポイント以上高くなっています。



(3) 調査結果から見える現状と課題

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

第8期計画時と比べて、高齢者のみの一人暮らし、2人暮らしが増加傾向にあります。

何かしらの介護・介助を必要としている方は全体の1割程度となっており、介護・介助が必要となった原因としては、「骨折・転倒」「高齢による衰弱」が多く、第8期計画時と比べると、要介護者が治療している疾病に多い「脳卒中」が1.5ポイント高くなっています。また、「心臓病」や「糖尿病」などの生活習慣病の割合も高くなっており、中年期からの健診受診や運動習慣を意識づけるなど、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸が重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、友人や知人と会う機会が減少した方は約半数を占めており、外出頻度の減少に伴い体を動かす機会が減少した方も約3割となっていますが、運動器機能や口腔機能、認知機能などの各種リスクの該当状況をみると、いずれも第8期計画時と同程度となっています。北島町第5次振興計画後期基本計画策定に関する町民意向調査によると、公共交通に関しては満足度が低いことから、高齢化が進行する前に高齢者自身の運動器機能の維持及び閉じこもり予防、高齢者の移動手手段の確保が必要となっています。

地域での活動については、いずれかの活動に年1回以上参加している方は56.8%、週1回以上参加している方は40.8%となっています。年1回以上参加している方は、③趣味関係のグループ、⑧収入のある仕事、②スポーツ関係のグループやクラブの順で多くなっています。

地域活動づくり活動に参加意向のある方は、参加者としては45.2%、企画・運営（お世話役）としては22.7%となっており、参加者からお世話役になる方を増やしていくことで、地域の担い手を増やし、地域づくり活動や住民同士の繋がりの強化に結びつける必要があります。

認知症に関する相談窓口を知っている方は約2割と認知度は低くなっています。相談窓口を知らない理由をみると、認知症に関して相談しようと思ったことがないが約9割を占めています。

現在生活の中で困っていることは、第8期計画時と同様、「草むしり等の庭の手入れ」が最も多くなっています。

情報の入手方法はテレビや新聞、町広報が大半を占めていますが、本町で実施している「救急医療情報キット配布事業」や「緊急通報体制整備事業」などの各種事業やサービスについての認知度はいずれも1割前後と低く、情報提供体制の構築が必要となっています。

●在宅介護実態調査

主な介護者は子または配偶者に多く、60代が最も多くなっていますが、第8期計画に比べて配偶者や80歳以上、働いていない方が増えていることから老々介護の傾向が高まりつつあります。

主な介護者が行っている介護は「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、今後の在宅生活の継続に向けて不安を感じる介護は「認知症状への対応」「入浴・洗身」「夜間の排せつ」が多くなっています。

介護のために離職した家族や親族は1割程度となっており、施設等の検討もしていない方が約7割を占めています。主な介護者の就労継続の可否をみると、第8期計画時と比べると「問題なく続けていける」「問題はありますが、何とか続けていける」が増えています。

6 現行計画の振り返り（評価指標一覧）

（1）生涯を通じた健康づくりの推進

| | | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | 令和5年度 (2023) | |
|--|------------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| | | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 (見込み) |
| 健康教室 | 開催(回) | 12 | 中止 | 12 | 中止 | 12 | 12 |
| | 延べ参加人数(人) | 260 | 中止 | 270 | 中止 | 280 | 280 |
| 訪問指導(件) ※新型コロナウイルス感染症の影響で電話等での聞き取りが中心 | | 435 | 50 | 450 | 238 | 470 | 320 |
| 特定健康診査 受診率(%) ※R5は見込み | | 44.0 | 39.5 | 46.0 | 36.7 | 50.0 | 37.0 |
| 特定保健指導 実施率(%) ※R5は見込み | | 77.0 | 67.3 | 79.0 | 84.4 | 80.0 | 85.0 |
| 健康相談 | 相談件数(件) ※縮小実施 | 150 | 20 | 160 | 28 | 170 | 50 |
| 受診率(%) | 胃がん | 5.0 | 4.6 | 6.0 | 4.6 | 7.0 | 4.6 |
| | 肺がん | 6.5 | 3.9 | 7.0 | 4.2 | 7.5 | 4.2 |
| | 結核 | 8.0 | 3.9 | 8.5 | 7.0 | 9.0 | 7.0 |
| | 大腸がん | 9.0 | 5.8 | 10.0 | 6.2 | 12.0 | 6.2 |
| | 前立腺がん | 9.5 | 7.5 | 10.0 | 7.6 | 11.0 | 7.6 |
| | 肝炎ウイルス | 2.5 | 1.4 | 3.0 | 1.4 | 3.5 | 1.4 |
| | 子宮頸がん 乳がん | 17.5 16.0 | 17.6 13.2 | 18.0 16.5 | 17.1 14.5 | 18.5 17.0 | 17.1 14.5 |
| 骨粗しょう症検診 受診者(人) | | 150 | 170 | 155 | 186 | 160 | 186 |
| 栄養・健康講座(回) | | 10 | 4 | 10 | 9 | 10 | 8 |
| 健康づくりの会(人) | | 16 | 31 | 20 | 31 | 25 | 72 |

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

| | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | 令和5年度 (2023) | | |
|---------------------------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|-------------|--------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 (見込み) | |
| 生涯学習講座等参加者延べ人数(人) | 1,600 | 2,245 | 1,600 | 2,491 | 1,600 | 3,400 | |
| スポーツクラブ会員数(人) | 110 | 75 | 120 | 75 | 120 | 70 | |
| 老人クラブ会員数(人) | 600 | 492 | 610 | 464 | 620 | 482 | |
| シルバー 人材 センター の状況 | 会員数(人) | 150 | 136 | 155 | 138 | 160 | 138 |
| | 契約件数(件) | 1,800 | 1,809 | 1,810 | 1,849 | 1,820 | 1,870 |
| | 就労延べ人員(人) | 15,400 | 15,149 | 15,500 | 14,571 | 15,600 | 14,800 |
| | 契約金額(千円) | 81,200 | 72,357 | 81,300 | 70,157 | 81,400 | 71,000 |
| 老人福祉センター来館者数(人) | 18,000 | 14,096 | 19,000 | 14,974 | 20,000 | 15,000 | |

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

| | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | 令和5年度 (2023) | |
|-------------------------|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-------------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 (見込み) |
| 権利擁護事業 支援件数(件) | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| 成年後見制度利用支援事業 利用人数(人) | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 福祉ネットワーク北島開催(回) | 12 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 地域ケア個別会議(回) | 6 | 6 | 6 | 5 | 6 | 6 |
| 地域ケア推進会議(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 認知症サポーター養成講座(回) | 6 | 3 | 6 | 3 | 6 | 3 |
| 認知症サポーター(人) | 120 | 45 | 120 | 19 | 120 | 50 |
| 認知症初期集中支援チーム | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高齢者の見守り協定件数(件) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 円卓会議(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域住民への普及啓発(回) | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| 医療・介護関係者の研修会(回) | 5 | 1 | 5 | 2 | 5 | 5 |
| 生活支援コーディネーターの配置(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 協議体の設置(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 生活支援ボランティア活動(件) | 150 | 309 | 170 | 348 | 200 | 350 |

(4) 日常生活支援の充実

| | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | 令和5年度 (2023) | |
|--|-----------------|-----|-----------------|-------|-----------------|-------------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 (見込み) |
| 避難行動要支援者台帳 登録件数(件) | 5,000 | 948 | 5,000 | 1,791 | 5,000 | 2,691 |
| 緊急通報装置 設置件数(件) | 15 | 10 | 15 | 8 | 15 | 12 |
| 消費者被害等防止教室(回) | 1 | 中止 | 1 | 中止 | 1 | 中止 |
| 通所型サービス 利用者数(人) | 1,100 | 801 | 1,150 | 771 | 1,200 | 800 |
| 訪問型サービス 利用者数(人) | 650 | 745 | 680 | 729 | 710 | 740 |
| 男性が作る減塩・野菜たっぷり料理 教室(人) ※名称変更 | 24 | 19 | 24 | 17 | | |
| 男性の初めての料理教室 ※名称変更 | | | | | 18 | 18 |
| はつらつチャレンジ教室(人) ※令和3(2021)年度からは、はつらつサ ポート教室ときたじま元気チャレンジ講 座を併せ「はつらつチャレンジ教室」と変 更。笑いヨガ講習会も統合 | 120 | 99 | 120 | 88 | 120 | 120 |
| 筋運アップ講習会(人) | 45 | 48 | 45 | 47 | 45 | 52 |
| 小地区ふれあい会(回) | 130 | 52 | 140 | 62 | 150 | 65 |

(5) 介護保険事業の推進

| | 令和3年度 (2021) | | 令和4年度 (2022) | | 令和5年度 (2023) | |
|-------------|-----------------|-----|-----------------|----|-----------------|-------------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 (見込み) |
| ケアプラン点検数(件) | 30 | 101 | 30 | 68 | 30 | 70 |

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 計画見直しにおける基本的な考え方について

【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2 基本理念と基本目標

本計画では、第8期計画の『みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち きたじま』を継承し、高齢になっても、また、介護が必要になっても、すべての町民が安心して日常生活を過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

また、第7期計画・第8期計画では地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、それらを踏まえた「地域共生社会の実現」に向けた取組を行ってきました。第9期計画では、前期計画に引き続き取組を行っていくことが重要となります。

これらのまちづくりに向けて、高齢化率や要介護認定者の現状、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等で明らかになった課題に対応し、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「生きがいつくりと社会参加の促進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「日常生活支援の充実」、「介護保険事業の推進」の5つの基本目標を設定し、さらなる事業展開を図ります。

| | | |
|----------------|----------------|--|
| 基 理 | 本 念 | みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち きたじま |
|----------------|----------------|--|

| | |
|---------------------------------|---|
| 【基本目標 1】生涯を通じた健康づくりの推進 | |
| 主要 施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■健康増進計画等の推進 ■自主的な健康づくりの推進 ■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 |
| 【基本目標 2】生きがいつくりと社会参加の促進 | |
| 主要 施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習の推進 ■スポーツ・レクリエーション活動の促進 ■老人クラブ活動の促進 ■就労機会の確保 ■高齢者の交流・活動の場の確保 ■世代間交流機会の提供 |
| 【基本目標 3】地域包括ケアシステムの深化・推進 | |
| 主要 施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターの機能強化 ■認知症施策の推進 ■介護に取り組む家族等への支援の充実 ■在宅医療・介護連携の推進 ■生活支援サービスの体制整備 ■高齢者の住環境の整備 |
| 【基本目標 4】日常生活支援の充実 | |
| 主要 施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■安全で安心な暮らしの確保 ■介護予防・日常生活支援総合事業の推進 |
| 【基本目標 5】介護保険事業の推進 | |
| 主要 施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■介護給付適正化事業 ■介護保険事業の円滑な運営 ■介護保険サービスの基盤整備 ■介護保険料等の設定について |

第4章 生涯を通じた健康づくりの推進

1 健康増進計画等の推進

平成24(2012)年度に「健康きたじま21(第2次)」、平成29(2017)年度に「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」、平成30(2018)年度に「北島町自殺対策計画」を策定し、生活習慣病対策をはじめとするところと身体の健康づくりに関する様々な取組を推進してきました。

本計画は、人生100年時代を見据え、生活習慣病の発症・重症化予防、また高齢者の心身機能の低下の防止を図るため、これらの計画において設定した目標値等の達成に向け、各種健診(検診)等の受診勧奨及び健康教育の実施に努め、町民全体の「健康寿命」の延伸を図ります。

①健康教育

生活習慣病の発症・重症化予防や高齢者の心身機能の低下の防止を図るため、町の健康課題をもとに、関係機関と連携し、町民の集まる場所に出向いて健康教育を実施しています。

②訪問指導

生活習慣病の発症・重症化予防を目指して、保健師、管理栄養士等が個別訪問を行っています。高齢者については、複数疾患の合併や加齢に伴う諸臓器の機能低下を基盤としたフレイルや認知症の進行により要介護状態となることから、訪問により健康状態・検査数値の把握をし、保健指導を実施しています。

③特定健康診査・特定保健指導

平成20(2008)年4月より40~74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とした特定健康診査を実施しています。生活習慣病のリスクが高い方に対しては、保健師や管理栄養士が特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげています。

④健康相談

特定健康診査の結果説明会の際に、健診結果をもとに心身の健康に関する健康相談を実施しています。

令和5(2023)年度からは、20代から50代の健診受診者全員に「健診結果個別相談」の通知をし、対面で指導できる体制を整えており、健康相談を利用した町民が健康について自分で考え、行動に移せるよう支援しています。

⑤がん検診等

40歳以上の方を対象にがんの予防・早期発見のために、各種がん検診を実施しています。死亡原因の多くをがんが占めていることから、町広報等による周知を徹底し、がんの早期発見・早期治療及び各種がん検診の受診率向上に努めています。

⑥骨粗しょう症検診

本町では、40～70歳の女性（北島町に住民登録のある方）を対象に、健康増進法に基づき骨粗しょう症検診を実施しています。

本町の場合、75歳以上の方で骨折した方の約半数以上が要介護認定者となっていることから、骨粗しょう症予防として、若い頃からの適度な運動や食生活等の生活習慣の改善を促すとともに、骨粗しょう症検診の重要性を周知し、特に若い世代の受診者数の増加を目指しています。

2 自主的な健康づくりの推進

令和元（2019）年度に町独自で設立した「健康づくりの会」が、地域の健康づくりの担い手として、自主的に活動できるよう支援しています。「健康づくりの会」は、定期的に栄養・健康講座を実施し、栄養や健康に関する知識の普及に努めています。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

令和元（2019）年の健保法改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされています。

高齢者の生活習慣病の視点から、心不全や認知症等の脳の病変に起因するもの、筋骨格系の疾患の割合が多く、介護保険認定を受ける方が多くなっています。

本町では、対象者に対して、訪問と健康診査受診勧奨の通知を送付し、通いの場や各種団体の健康講座等において、フレイル予防のための普及啓発や健康教育、健康相談を実施しています。

第5章 生きがいづくりと社会参加の促進

1 生涯学習の推進

高齢期を迎えた方が積極的に社会参加を進めていくためには、常に学習の機会を逃さず、これまでに培った知識と経験、生活の知恵を地域に活かし、生涯にわたって学習機会を持つことが重要となることから、町内在住または在勤の方を対象に生涯学習講座を開催しています。

生涯学習講座の参加人数は増加傾向となっていますが、参加者の固定化が進んでいません。

今後は、参加者の固定化を防ぐため、町民のニーズに合わせた学習内容や開催日時などを検討するとともに、町広報等を活用した幅広い周知を図り、町民の生きがいづくりの支援を行います。

2 スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツやレクリエーションは、高齢者に日頃から体を動かす習慣を意識づけることによる健康維持・増進やストレス解消、世代間交流や高齢者の社会参加による地域の活性化に大きな効果が期待されます。特に、スポーツは高齢者の健康維持や健康寿命の延伸も期待できるため、個々の趣向に合ったスポーツを身近な地域で楽しめる環境づくりが必要です。

地域住民が主体となって運営している「北島スポーツクラブ」では、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心・技術レベルに応じた活動が行われていますが、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化したことにより、会員数が目標を大きく下回る結果となったことに加え、退任した指導者の後継を確保できず、指導者不在となった種目もありました。

現状の活動を継続しつつ、町広報やホームページ等を活用して活動の周知を図るとともに、指導者や会員数の確保に努めます。

| | 目標 | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| スポーツクラブ会員数(人) | 75 | 80 | 85 |

3 老人クラブ活動の促進

高齢者相互の交流やボランティア活動等を通じ、高齢者の積極的な地域活動や健康づくり、生きがいづくりを進めるため、高齢者の自主的組織である老人クラブの育成と活動内容の充実を支援しています。

老人クラブは、現在町内14地区において地域に根差した活動を行う「単位老人クラブ」と、その総括組織として地域を超えて支え合って活動を行う「老人クラブ連合会」において運営されています。

令和4（2022）年度に老人クラブのイメージアップと会員増強のため、町老連において愛称「北島いきいき倶楽部」を設けました。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大前に近い事業の運営と内容の充実化、活動を通して愛称を前面に出し愛称の普及・定着を図ります。また、活動状況をWEB上で確認できるよう、ブログを更新していくなど、若手会員（60代、70代前半）の獲得に向けた新たな事業の展開と魅力ある組織づくりに向けて支援していきます。

| | 目標 | | |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 老人クラブ会員数(人) | 490 | 500 | 510 |

4 就労機会の確保

高齢者にとって“就労すること”は経済的な意味だけでなく、生きがいや健康維持等においても重要な役割を担っています。

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織として「北島町シルバー人材センター」があります。高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響は受けたものの、契約件数や会員数は増加傾向となっています。

会員数と契約件数のさらなる増加に向け、ホームページを活用し、シルバー人材センターや啓発事業について周知を図るとともに、仕事の募集について広報し、高齢者の就労機会の確保や社会参加や生きがいづくり、自立支援や介護予防・重度化防止に取り組みます。

| | | 目標 | | |
|-----------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| シルバー人材 センターの 状況 | 会員数(人) | 150 | 155 | 160 |
| | 契約件数(件) | 1,880 | 1,890 | 1,900 |
| | 就労延べ人員(人) | 14,800 | 14,900 | 15,000 |

5 高齢者の交流・活動の場の確保

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加が進む中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活をするためには、各種サービスの充実だけではなく地域の見守りや支援も重要となります。

地域の方々との交流の場として、老人福祉センターが1か所と老人憩の家が24か所あります。

老人福祉センターでは、町内を巡回する「ぐるぐる福祉バス」や、通う事が困難な参加者に対し送迎を行う「はつらつサポート教室」など、いつまでも地域での交流や活動がしやすい場の確保に取り組んでいます。

また、老人憩の家を活用し、住民主体の活動の場である「いきいき100歳体操」の立ち上げを支援することで、小地区単位での交流の場の確保を目指します。

幅広い層に活用してもらえよう、現状の取組を継続しつつ、新しい利用者の掘り起こしに向けて取り組みます。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 老人福祉センター来館者数(人) | 15,500 | 16,000 | 16,000 |

6 世代間交流機会の提供

世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めることは、互いに持っている能力や知識・技能等の交流・継承、深化・発展に大きな学習効果をもたらすものと期待されています。

文化祭では、町民が生け花や書道、絵画、押し花等の作品展示と日頃の成果発表を行い、広く皆さんに鑑賞してもらっています。

生涯学習発表会では、演奏や意見発表、歌や踊りなど、町内社会教育団体の皆さんが日頃の成果を発表しています。

引き続き、町の文化や伝統を活かす様々なイベント・伝統行事・祭り等を通じて、多世代の町民が交流できる機会・場の提供を行っていきます。

| | 目標 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 文化祭出展数(件) | 250 | 250 | 250 |
| 生涯学習成果発表会参加者数(人) | 250 | 250 | 250 |

第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

平成18（2006）年度から直営により地域包括支援センターを設置しています。地域における総合的なマネジメントを担う機関として「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」業務等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援しています。

現在は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種を配置し、それぞれの専門性を活かし連携しながら業務にあたっています。

今後、ますます複雑多様化・複合化する高齢者等のニーズに対応できるよう、必要な体制整備や効果的な研修を実施し、より身近な相談窓口として適切なサービスにつなげる支援力の向上を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活が継続できることを目指し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築していくことが重要となっています。引き続き、高齢者をはじめとするあらゆる世代の町民が支え合い、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる推進と機能強化を図ります。

（1）介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対してケアプランを作成し、予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるようケアマネジメントを実施する事業です。

地域にいきいき百歳体操の実施場所が増え、令和4（2022）年度からは訪問型サービスBの実施も始まったことで、より個別性、自立支援、地域包括的なケアを意識した選択、ケアマネジメントが可能となっています。

また、介護支援専門員等の資質向上に向けて、介護支援専門員や介護事業所等との勉強会や事例検討会を定期的実施しています。

今後、高齢者数の増加に伴い、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントが必要な人数の増加が予想されることから、引き続き、研修会や事例検討会を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、インフォーマルサービス、総合事業の訪問型サービスなど、多様なサービスや支援を活用し、個々に合った包括的な支援、介護予防、自立支援を進めます。

(2) 総合相談支援事業

高齢者及びその家族や関係機関から年間 200～300 件の様々な相談が寄せられています。必要に応じて、専門的な相談機関の紹介や継続的に支援を実施するなど、必要なサービスや制度の利用につなげています。

相談内容は、介護保険・高齢者福祉関係、認知症、虐待、8050 問題、ひきこもりなど複雑化しており、地域包括支援センターだけで完結しない相談も多くなってきています。多岐にわたる専門的知識を要することが多くなっていることから、研修等を通じて職員のスキルアップを図るとともに、他機関との連携も必要となっています。

総合相談から切れ目のない支援を継続できるよう、他機関や専門職との連携や体制づくりを進めるとともに、相談内容や傾向から地域課題の把握と対応の検討を行います。

①権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する情報提供や活用など、高齢者の権利擁護のために支援を行う事業です。

8050 問題や高齢者本人の支援拒否など対応が困難な事例も増えていることから、個人の問題だけでなく、複合的な問題を抱える家庭にも対応できるよう、関係機関との連携やネットワークの構築を進めます。

また、将来の不安を少しでも解消し、自分らしく生きるために絆ノート（エンディングノート）を広報し、無料配布しています。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症や障がい等によって契約等の法律行為を行うための判断能力が十分でない人を支援し、権利を保護するための事業です。

主に契約等の行為が必要な認知症の一人暮らし高齢者を対象に実施しており、成年後見制度利用促進法に基づき、関係機関と連携し、制度の普及啓発と円滑な制度利用に向け、支援を行っています。

本町では、令和 4（2022）年度に地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能強化に向けて「中核機関」を設置しましたが、現時点では相談窓口の設置と広報事業のみ実施しており、町民後見人の養成やサポートなどの体制づくりについては検討を進めています。

高齢者を取り巻く環境や心身の変化に早急に気づき対応できるよう、法人後見を含めた体制づくりを進めるとともに、必要な方が申請しやすいような情報提供や相談窓口の広報に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターは包括的・継続的ケアマネジメントの実施が可能な環境を整備しています。地域の介護支援専門員と介護事業所職員に対してケアマネジメント能力を高めるために、月1回講師を招いて福祉ネットワーク北島（研修会・情報交換会）を開催し、個別相談や支援困難事例への指導・助言といったサポートを行っています。

今後も、介護支援専門員からの困難事例等に関する個別相談に対応し、資質の向上を図るとともに、多職種連携による支援体制の強化に努めます。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 福祉ネットワーク北島開催(回) | 12 | 12 | 12 |

(4) 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的实施に向けて、地域ケア推進会議を開催し、関係機関と地域課題の共有や課題解決に向けた協議を行うとともに、個別ケースの課題解決に向けて、地域ケア個別会議を開催し、関係機関と連携しながら個別支援を行っています。

引き続き、地域ケア個別会議を積極的に実施するとともに、生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業のコーディネーターとの連携により得られた情報から地域課題の抽出と解決に向けた検討を行います。

| | 目標 | | |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 地域ケア推進会議(回) | 1 | 1 | 1 |
| 地域ケア個別会議(回) | 6 | 6 | 6 |

2 認知症施策の推進

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進・本人発信支援

①地域巡回教室・研修会の実施

認知症や認知症の方に関する正しい理解を深めるため、通いの場を中心とした「地域巡回教室（認知症）」や認知症の人と家族の会の協力のもと、本人や家族による講演会を実施しています。

②認知症カフェ運営支援・認知症地域支援推進員

本人や家族を含むオレンジカフェ（認知症カフェ）のメンバーや認知症地域支援推進員とともに地域へ出向き、普及啓発活動を行っています。

オレンジカフェは、本人、家族の交流・活動の場となっており、今後は本人発信の場としての機能や地域との交流や活動の場として広がっていくことを目指しています。

③認知症サポーターキャラバンの推進・チームオレンジ設置に向けての取組

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族に対し温かく見守る「応援者」を養成するため「認知症サポーター養成講座」を自治会、商店、職場、通いの場等で実施しています。今後は、町内企業や教育機関等、幅広い世代へと推進していきます。

また、令和5（2023）年度には本人、家族、認知症サポーターを中心として構成された『チームオレンジ』を設置し、本人・家族の具体的なニーズと支援者を繋ぐ仕組みづくりに取り組んでいます。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 認知症サポーター養成講座(回) | 5 | 5 | 5 |
| 認知症サポーター(人) | 100 | 100 | 100 |
| チームオレンジ設置数(団体) | 1 | 1 | 1 |

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

医療や介護等の専門職が認知症の方やその家族に関わり、アセスメントや家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、地域包括支援センターを核に医師会をはじめとする関係機関と連携を図っています。

チーム員や認知症地域支援推進員に対する研修会やサポート医との個々のケースに関する連携はとれていますが、今後はチームとしての仕組みづくりに取り組んでいきます。

(3) 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターをはじめとする相談窓口において、認知症に関する相談に対応するとともに成年後見制度の活用や地域福祉権利擁護事業を推進しています。

近年、認知症の症状で生活に支障が出た状態での相談が多くなっており、早期での相談が少ない傾向にあります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果においても、認知症の相談窓口の認知度が低いことから、認知症の予防や早期発見・早期治療に向けて、相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりに努めます。

また、地域巡回教室や認知症サポーター養成講座、認知症ケアパスの活用により、さらなる認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域認知症ケアへつながるよう、相談援助者との連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。

| | 目標 | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 認知症に係る相談窓口の認知度 (%) | - | - | 30.0% |

(4) 認知症高齢者の見守り・徘徊への対応

①認知症高齢者等見守り事業・見守りシール交付事業

認知症等による行方不明時の早期発見、介護者の身体的負担及び精神的負担の軽減を目的に、在宅で介護する家族等に対してGPS等機器を導入する費用を助成する「認知症高齢者等見守り事業」と、QRコードを読み取ることで、掲示板を通して介護者等に連絡ができる「見守りシール交付事業」を実施しています。

各事業の認知度の向上に向けて、住民や関係機関を対象にさらなる周知を進めます。

| | 目標 | | |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 見守りシール交付事業 認知度(%) | - | - | 20.0% |
| 認知症高齢者等見守り事業 認知度(%) | - | - | 20.0% |

②認知症高齢者等SOSネットワーク

令和2(2020)年度に「北島町認知症高齢者等SOSネットワーク」を立ち上げ、認知症高齢者が徘徊等で行方不明になった際、警察や関係機関、協力者との連携のもと早期に安全の確保ができる体制の構築を進めています。

事業開始から3年が経過しましたが、登録者数は3人となっています。認知症高齢者がいる家庭に制度を認識してもらえるよう、町広報等を活用し、制度の周知を図ります。

③高齢者の見守り協定締結

町内の企業と高齢者の見守り協定の締結を進めています。各企業の業務中に徘徊や新聞が溜まっている等の異変があった場合、北島町に情報提供していただき、見守りや支援につなげています。現在は6件協定しており、今後も住み慣れた町で、安心して暮らし続けられるよう、事業を継続します。

| | 目標 | | |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 協定件数(件) | 6 | 6 | 6 |

3 介護に取り組む家族等への支援の充実

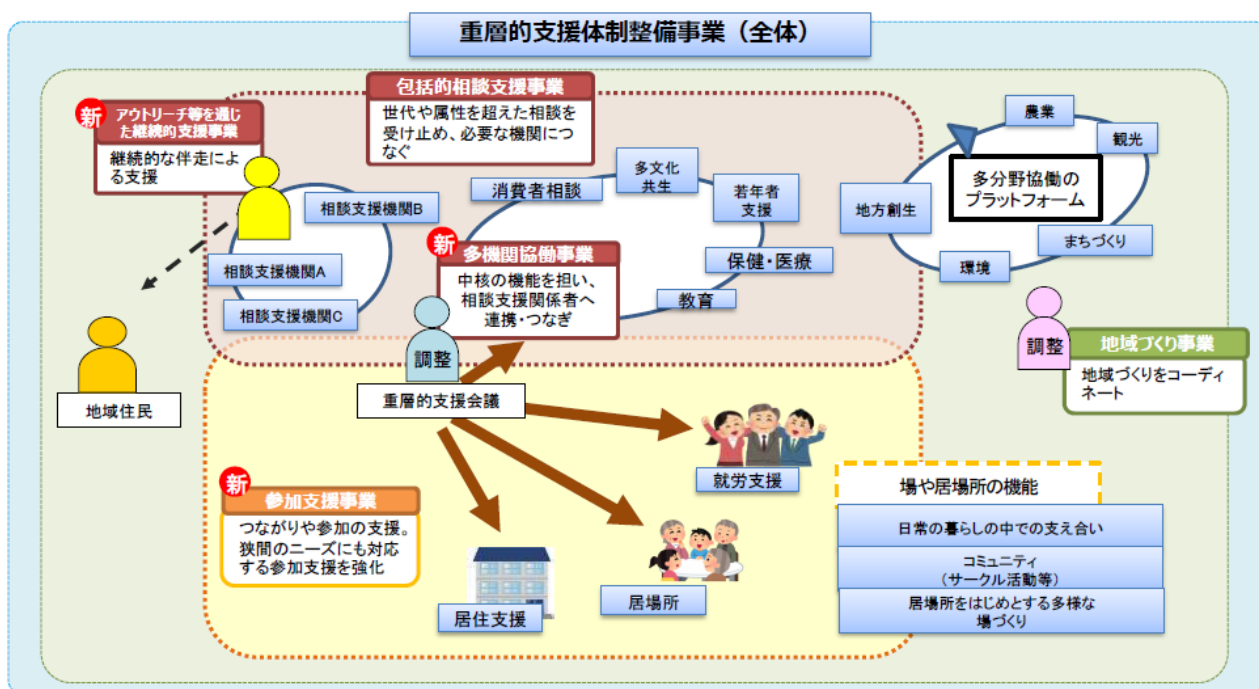
(1) 庁内連絡会の開催

庁内関係部署（教育、福祉関係等）との連携を強化し、ヤングケアラーも含めた家族介護者の早期発見、把握及び解消に向けた検討を行います。

(2) 重層的支援体制整備事業等の実施

既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

- ・参加支援事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・地域づくり支援事業
- ・多機関協働事業



4 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれています。当該高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援や日常の療養支援、急病時の対応、認知症への対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者やその他の関係者との連携を推進するための体制の整備が重要となります。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員またはリハビリテーションの提供にあたる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種との連携が必要であることから、平成 28（2016）年度より板野郡5町が板野郡医師会に事業を委託し、①ホームページによる医療・介護支援（マップ等）の情報提供、②各町円卓会議での課題検討、③事前指定書の周知、④研修会における医師の事例発表、⑤テーマを設けて多職種参加による研修、⑥地域住民への公開講座を実施し、在宅医療の実施に係る体制の整備や在宅医療・訪問介護を担う人材の確保・養成を推進しています。

引き続き、日常の療養、急変時、入退院支援、看取り等のどの局面においても、在宅医療、在宅介護が切れ目なく提供でき、地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、関係者の密接な連携の構築を目指します。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 円卓会議(回) | 1 | 1 | 1 |
| 地域住民への普及啓発(回) | 1 | 1 | 1 |
| 医療・介護関係者の研修会(回) | 5 | 5 | 5 |

5 生活支援サービスの体制整備

一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備も必要不可欠となっています。

本町では、生活支援等の体制整備の調整役となる「生活支援コーディネーター」の配置やその活動を支える「協議体」を設置し、地域課題の検討・協議を行っています。また、多くの町民の方に地域支援を知ってもらえるよう、町内の住民主体の活動団体を紹介する冊子を発行し、医療機関や薬局、飲食店、理美容室などに配布しています。

引き続き、生活支援コーディネーターを中心に民生委員からの聴き取りや各機関との連絡、地域の集まりとの交流等により、地域課題の把握や地域資源等の情報収集を行い、連携を深めていきます。また、定期的に協議会を開催し、生活支援サービスの活動体発足に向けて取り組むとともに、小学校地区での協議体の立ち上げや生活支援の担い手の発掘・養成等に参画する町民や企業の増加を目指します。

| | 目標 | | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 協議会の開催(回) | 8 | 10 | 12 |

①生活支援ボランティアサポートセンター

高齢者の暮らしの中で出てくる、ちょっとした困り事や地域の課題についてご近所で支え合うことができるような仕組みとして有償・無償のボランティアを養成し、必要な方にマッチングすることで、暮らしやすい・支え合う地域づくりを目指しています。

行政や関係機関と連携し、参加しやすいボランティア養成講座となるよう検討を進めており、活動登録者・利用者ともに増加傾向となっています。

引き続き、ボランティア養成講座を開催し、町民へ活動の周知・広報と担い手（活動登録者）の増加に努め、住み慣れた地域で支え合い、安心した生活ができる体制づくりを目指します。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 生活支援ボランティア活動(件) | 350 | 370 | 390 |

6 高齢者の住環境の整備

介護保険制度の住宅改修とは別に、何らかの介護を必要とする前年度所得非課税世帯の高齢者に対して、住宅改造するための経費の一部を助成していますが、近年の利用はありません。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、低所得高齢者等への空き家住宅を利用した住宅の供給など、高齢者への新たな住環境整備に向けた検討を行います。

また、持ち家としての住宅に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等についても、高齢者の住まいとして安定的に確保され、供給される必要があります。本町においては、4つのサービス付き高齢者向け住宅があり、計画期間中において166戸が確保されています。

第7章 日常生活支援の充実

1 安全で安心な暮らしの確保

(1) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害発生時や感染症流行時においても、継続して介護サービスや支援を受けられるよう、日頃からの介護事業所等との連携が求められています。介護事業所等の職員も感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、計画期間中は感染症に対する研修を実施しました。

災害に関しては、介護事業所（要配慮者利用施設）から避難確保計画に基づき実施した避難訓練の実施報告を受け、定期的な確認を行っています。避難所に指定されている介護事業所については物資の備蓄・状況確認を行っています。

町主催での避難訓練や防災啓発活動は、感染症対策等の理由により実施できていないため、今後の実施に向けた内容の検討が課題となっています。

引き続き、介護事業所等の職員を対象とした感染症に関する研修を実施するとともに、災害時に関係部局や県と連携できるよう連絡体制を整えます。避難訓練や防災啓発活動については、感染症等の情勢を考慮しながら再開していき、これらの取組により、新型コロナウイルス感染症の流行や近年の災害発生状況を踏まえた感染症・災害対策への備えに係る取組を進めます。

①避難行動要支援者台帳の整備

避難行動要支援者台帳は、地震や台風等の災害時に自力での避難することが難しい高齢者等の住所や身体状況をあらかじめ登録し、地域の民生委員・自主防災組織等の各種団体に非常時の安否確認や援助をお願いするもので、令和3（2021）年度にシステム化しました。

令和3（2021）年5月の災害対策本法改正により、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されました。個別避難計画とは、高齢者や障がい者など、災害発生時等に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が、円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために作成する一人ひとりの状況に合わせた避難計画となっています。

今後、対象者へ優先順位をつけ、個別避難計画の作成を進めます。

| | 目標 | | |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 個別計画策定者数(人) | 300 | 600 | 900 |

②緊急通報体制の整備

一人暮らしや高齢者のみの世帯等に対し、急病や災害等の非常時に簡単な操作で外部に通報できる緊急通報装置を貸与しています。

高齢者の増加に伴い、利用の相談が増加傾向にあることから、今後も事業を実施します。

| | 目標 | | |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 総設置数(件) | 15 | 15 | 15 |

(2) 交通安全対策の推進

高齢者が安全・快適に外出できる道路環境を目指し、警察等関係機関と連携を図り、高齢歩行者や車いす、電動三輪車等が通行しやすい道路整備、カーブミラー・道路標識等の交通安全施設の整備、違法駐車や違法駐輪の取り締まりに努めています。

また、免許返納された方について警察署より報告があった方については、訪問等により状況把握や相談に応じています。

今後、高齢者の免許返納が不安なく進められるように、高齢者の移動手段の確保について現在利用できる事業の広報に努めるとともに、実施方法について関係機関と連携し進めていきます。

(3) 消費者被害の防止

高齢者や障がい者等を狙った訪問販売や悪質な住宅リフォーム、振り込め詐欺等が増加しており、これらに対する事前・事後の対応が重要となっています。

現在、ポスターや町広報、回覧板を利用して消費者被害に関する情報の広報・啓発を進めるとともに、地域の消費生活センターと連携を図り、毎月情報交換の場を設けています。

コロナ禍により、消費者被害等防止教室は未実施となっていますが、今後は、地域で行われている通いの場などを活用し、小規模で開催するとともに、相談窓口の周知や広報・啓発は継続し、消費者被害の防止に努めます。

| | 目標 | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 消費者被害等防止教室(回) | 1 | 1 | 1 |

(4) 高齢者虐待の防止

国の機関や民間団体等と連携を図り、高齢者に対する虐待を未然に防止するとともに、定期的な家庭訪問により家族への支援を行っています。

住民や介護支援事業所等から年に数件通報を受け、状況に応じて警察と訪問し、対応に努めていますが、高齢者虐待の内容は経済的虐待や暴力、複合的なものなど個々に違う対応を求められることから、通報を受けた後の対応や連携について、多職種のさらなる連携が必要となっています。

被虐待者への支援も必要なため、弁護士や社会福祉協議会等との連携を深め、高齢者の虐待防止に努めます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

介護人材確保のための施策の一つとして、社会福祉協議会においてボランティアを通じて住民の理解と社会参加、地域の自発的な活動を育て、地域福祉活動への参加促進を図ります。引き続き、地域住民や元気な高齢者等の参加を促し、ボランティア等の担い手の確保に努めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①通所型サービス(国基準・緩和基準※) ※平成 29(2017)年度から提供を開始

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。対象者自身が生活機能の低下に自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるよう支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で利用人数は目標値を下回りましたが、引き続き、要支援者と基本チェックリストで事業対象者に該当した方が、その方の状況により日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につながるよう支援し、地域の通いの場等へ結びつくように努めます。

| | 目標 | | |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 利用者数(人) | 800 | 800 | 800 |

②訪問型サービス(国基準・緩和基準※) ※平成 29(2017)年度から提供を開始

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスで、対象者自身の自立を促していただけるよう支援しています。

令和4(2022)年度より、住民主体による生活支援サービスを開始していることから、ボランティアによる支援を含めた生活支援に係る各サービスの内容について周知を図るとともに、要支援者と基本チェックリストで事業対象者に該当した方に、その方の状況に応じたサービスを提供し、地域とのつながりが築けるような取組を進めます。

また、関係機関と連携し、地域の実情に応じた多様なサービスを提供するとともに、緩和基準の生活援助に特化した支援については、町が実施する研修の修了者でも従事可能とすることで、新たな担い手の確保に努めます。

| | 目標 | | |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 利用者数(人) | 740 | 740 | 740 |

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って推進していくとともに、データの利活用のための環境の整備や、必要に応じて専門職の関与や他の事業との連携、また保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進についても検討していきます。

①介護予防把握事業

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、認知機能の低下リスク48%に続き、うつリスクが41.8%と高値になっています。孤独・孤立はこれらのリスクを高める要因となることから、一人暮らしや高齢者のみ世帯を中心に訪問し、何らかの支援や対応を要する方を早期に発見し、情報提供や介護予防教室、住民主体の介護予防活動等の必要な資源へつなぐ等、身体機能を維持し、人や地域との繋がりが途絶えることがないように支援します。

また、健康保険課と連携し、対象者の効果的かつ効率的な把握に取り組むとともに、今後はフレイルサポーターの協力を得ながら、フレイルを早期発見できる体制を整えていきます。

| | 目標 | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 訪問実件数(件) | 100 | 100 | 100 |
| 町民体力測定参加者数(人) | 80 | 80 | 80 |

②介護予防普及啓発事業

北島町社会福祉協議会と北島町労働者福祉協会へ委託し、65歳以上の方を対象に介護予防に関する教室を開催しています。

参加者の固定化が進んでいた事業の見直しと新規事業の展開により、新規参加者は増加傾向となっています。令和5（2023）年度からは各事業に対して町民のニーズ調査・検証・事業評価を行っており、効果的な介護予防事業の展開につながっています。

専門職が通いの場を巡回する「地域巡回教室（フレイル予防）」を実施し、地域全体の介護予防の力を高めることを目指します。特に、リスク増加が見られた口腔機能に力を入れて取り組みます。

| | | 目標 | | |
|---------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 地域巡回教室(フレイル予防)(回) | | 20 | 24 | 24 |
| 口腔機能低下リスク該当割合の減少(%) | | - | - | 25.0 |
| BMI20以下の高齢者の割合(%) | | - | - | 16.0 |
| 社会福祉協議会 委託事業 | 教室受講者数(人) | 183 | 183 | 183 |
| 労働者福祉 協会委託事業 | 教室受講者数(人) | 250 | 250 | 250 |

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に関する地域活動の育成・支援を行っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、平成29（2017）年度の結果と比べて閉じこもりリスク該当者は約3倍に増加しています。社会とのつながりを失うことは、あらゆるフレイルを引き起こす引き金とされており、閉じこもり予防に取り組むことが急務となっています。

今後は、いきいき百歳体操を中心とした住民主体の通いの場の立ち上げ、継続のための支援を行うとともに、フレイルサポーターを養成し、フレイルに関するボランティアとしての活躍を促進します。

| | | 目標 | | |
|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 通いの場(か所) (小地区ふれあい会・いきいき 100 歳体操) | | 21 | 23 | 24 |
| 週1回以上地域活動への参加(%) | | - | - | 47.0 |
| 閉じこもりリスク該当者割合(%) | | - | - | 10.0 |
| フレイルサポーター数(人) | | 20 | 30 | 30 |
| フレイルサポーター活動回数(回) | | 10 | 10 | 10 |

④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含め、総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とするものです。

令和5（2023）年度において、体成分分析装置による測定やアンケートの実施等により明確な評価指標を定めました。

評価結果をもとに介護予防ケア会議を実施し、理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士等専門職とともに効果を検証、PDCAサイクルに沿った取組を推進していきます。

また、介護予防の取組の効果的・効率的推進の観点から、行政内や関係団体とともに連携体制を構築していきます。

| | 目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 介護予防ケア会議開催回数(回) | 1 | 1 | 1 |

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を行う事業です。

地域の医療機関や医療関係団体等と連携し、通いの場に理学療法士を中心とした専門職を派遣するなど介護予防活動の取組を支援します。

| | 目標 | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| いきいき百歳体操 理学療法士等派遣回数(回) | 20 | 24 | 24 |

第8章 介護保険事業の推進

1 介護給付適正化事業

高齢化の進展に伴う給付と保険料の上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築に努めるためケアプラン点検を重点的に行い、適切なサービスを確保していきます。

また、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

なお、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業の再編が行われたことから、介護を必要とする高齢者が適切な要介護認定を受け、事業者がルールに沿って必要なサービスを過不足なく提供していけるよう、給付適正化主要3事業として継続して実施します。

(1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

介護保険法に基づき、要支援・要介護認定の訪問調査の実施及びチェック等を実施しています。

今後も適切な処理が行えるよう、体制の強化に努めます。

(2) ケアプランの点検・住宅改修等の点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に注目して、ケアプランの点検を実施していますが、目標とする調査件数には達していません。

今後、十分な調査が行えるよう努めます。

住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施行状況の確認、福祉用具の購入・貸与に関する必要性の確認等を実施しています。

今後も適切なサービス提供が行えるように努めます。

| | 目標 | | |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| ケアプラン点検数(件) | 30 | 30 | 30 |

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に業務委託している「医療情報との突合」や「縦覧点検」の情報をもとに、事業所に対して指導・助言を行うとともに、ケアプラン点検の資料として活用しています。

今後も事業所への指導助言とケアプラン点検資料として活用します。

2 介護保険事業の円滑な運営

(1) サービスの質の向上に向けた取組の推進

「福祉ネットワーク北島」を通じて、介護支援専門員と介護事業所職員が介護サービスに関する意見交換や情報提供を積極的に行っています。個々のニーズに合ったサービス提供ができるよう、サービス事業所に指導・助言を行うとともに、事業所による主体的な研修、事例研究等を推進し、事業所間の連携を支援します。

また、介護サービスへのニーズが増加する中で、介護職員に加え、介護分野で働く専門職等の介護人材の確保が必要となっています。処遇改善や元気高齢者等あらゆる年齢層・他業種からの新規参入の促進、潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受け入れ環境の整備等の取組について都道府県と連携して情報共有等を行います。

なお、町内初となる小規模多機能ホームが整備されたことにより、多様なサービスによる支援の充実が図られるとともに、介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となりました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用、文書負担軽減等の介護現場の革新について、都道府県と連携して情報提供を行うとともに、介護職員等の働きやすい環境を整備します。

(2) 利用者本位のサービス提供の推進

福祉や介護についての情報を、町広報やホームページ、ケーブルテレビ、回覧、各種事業等を活用して町民に随時提供しています。

相談体制については、本人または家族から受けた健康や介護、各種サービス等に関する様々な相談を、必要なサービスや制度の利用につなげたり、専門的な相談機関へ紹介する等の的確な対応をすることにより、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、苦情相談に対しては、健康保険課及び地域包括支援センターで原則、即時対応を行っています。苦情内容を的確に把握し、解決に向けて関係機関と連携し、早急な対応に努めます。

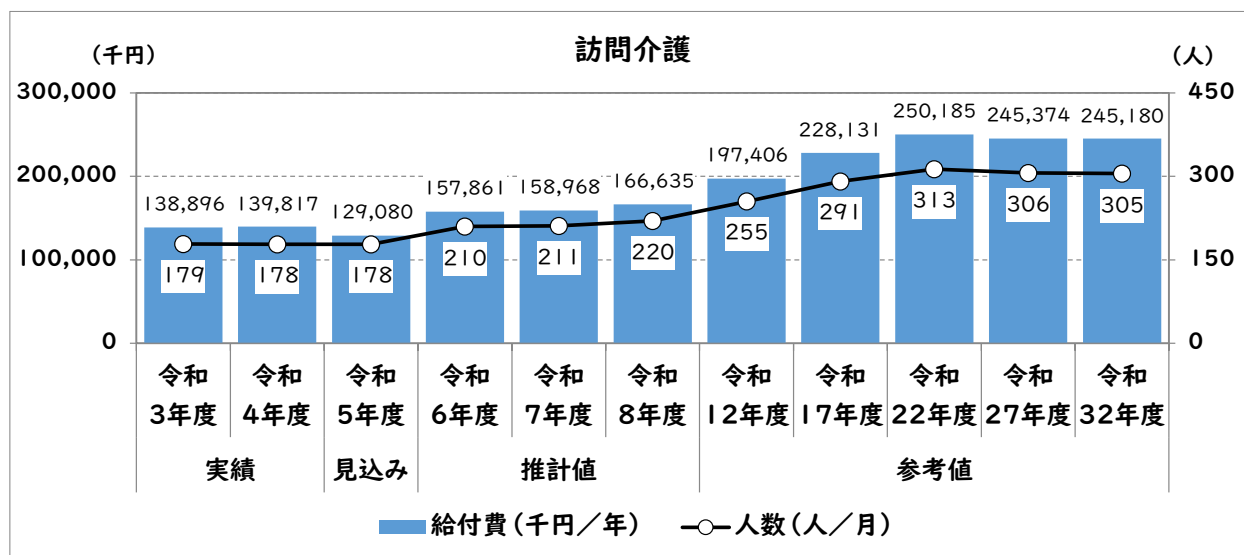
低所得者への配慮として、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等の利用者負担軽減制度を提供しています。経済的な理由から必要なサービスが受けられないことがないように、今後も引き続き提供していきます。

3 介護保険サービスの基盤整備

(1) 居宅サービス

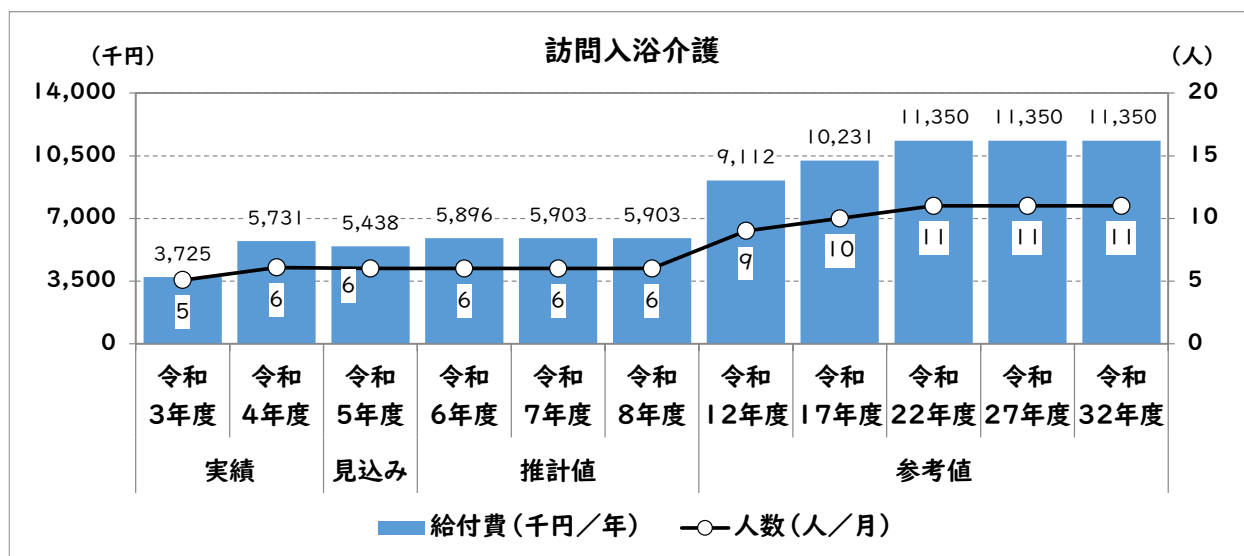
①訪問介護

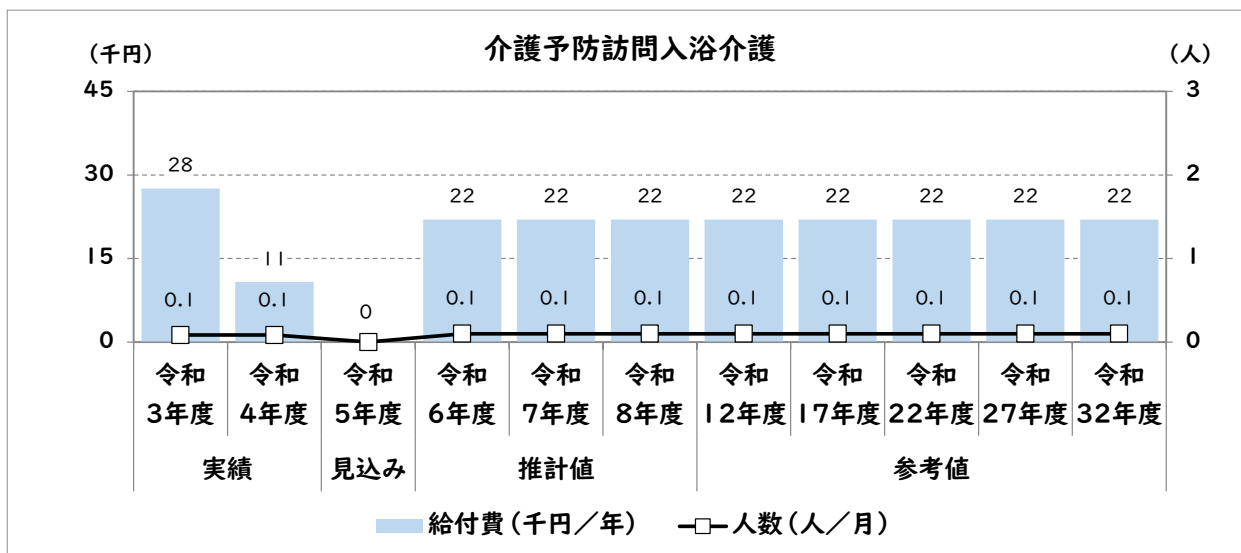
介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言など、日常生活上必要な世話をを行うサービスです。



②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

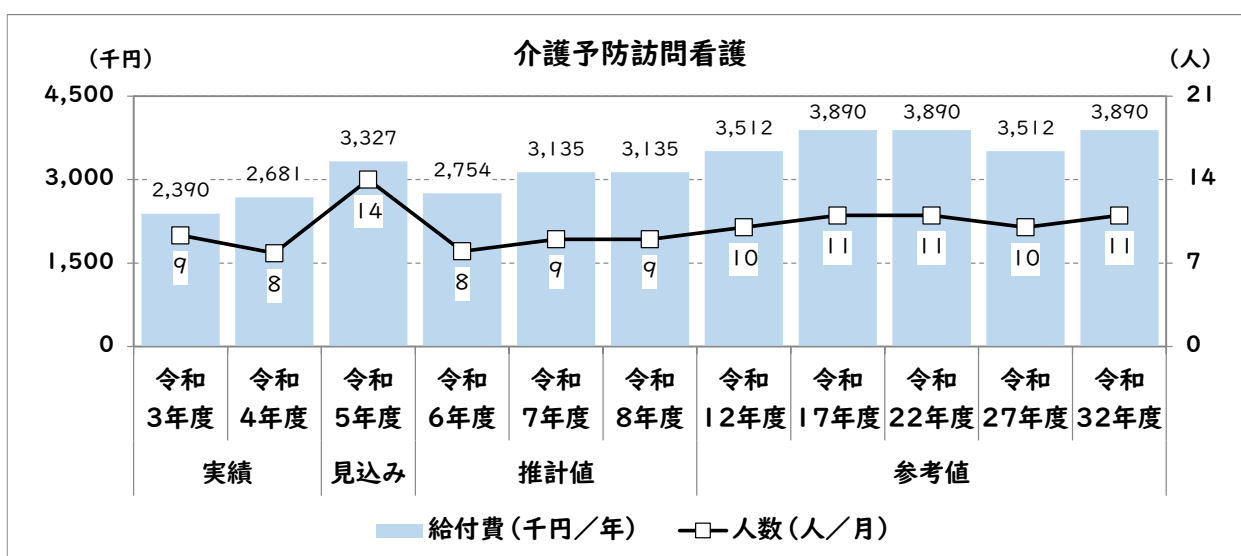
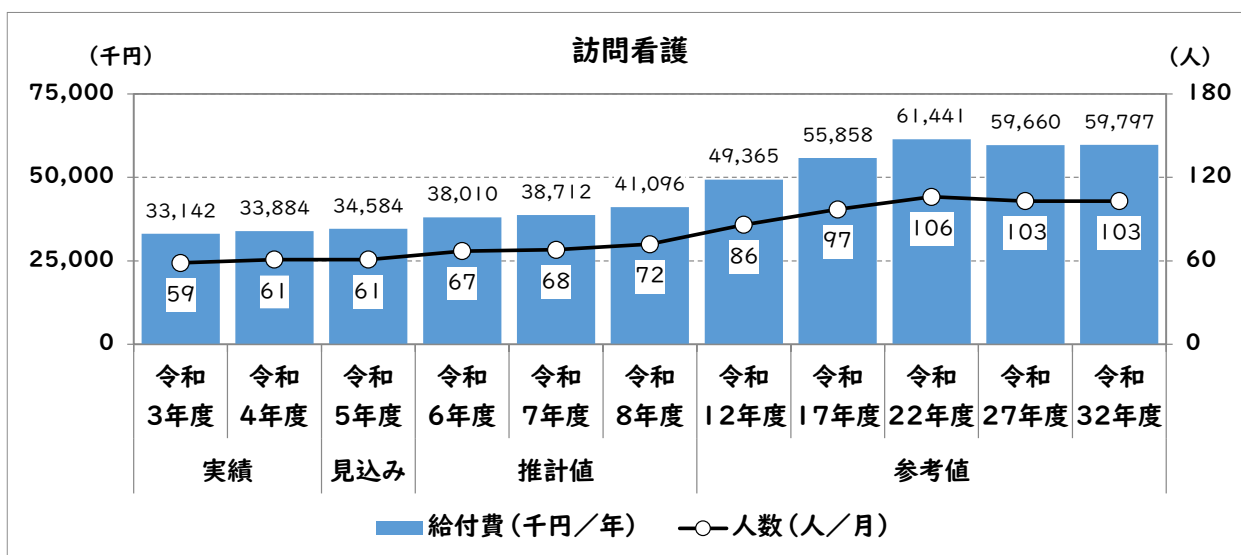
要支援・要介護者の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスです。外出することが困難な比較的重度の要支援・要介護者が自宅でできるだけ自立した生活を送る上で重要な役割を果たしています。





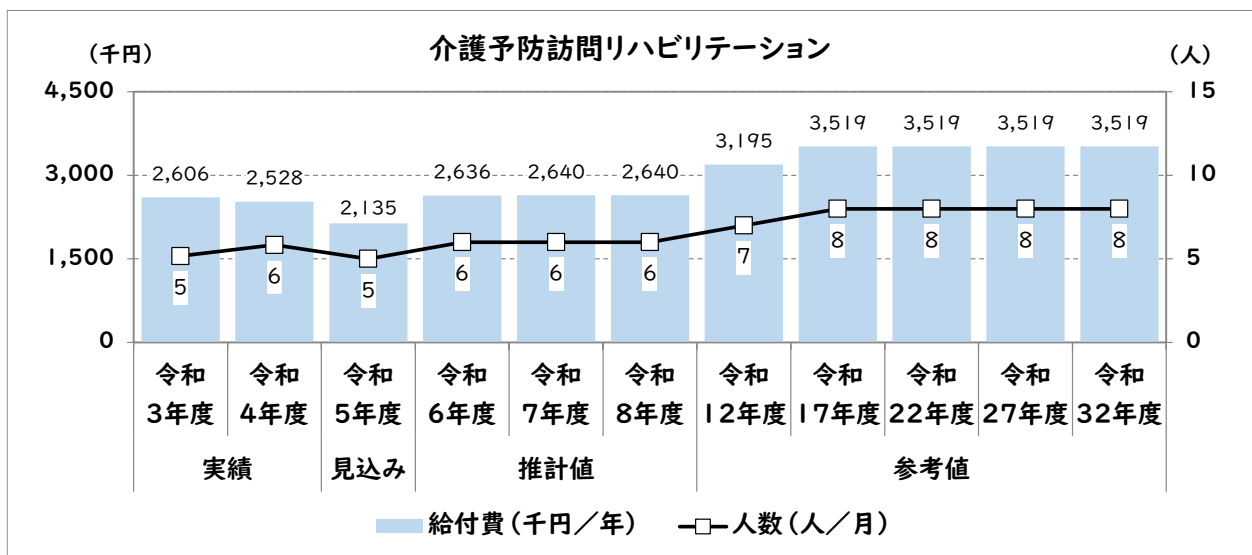
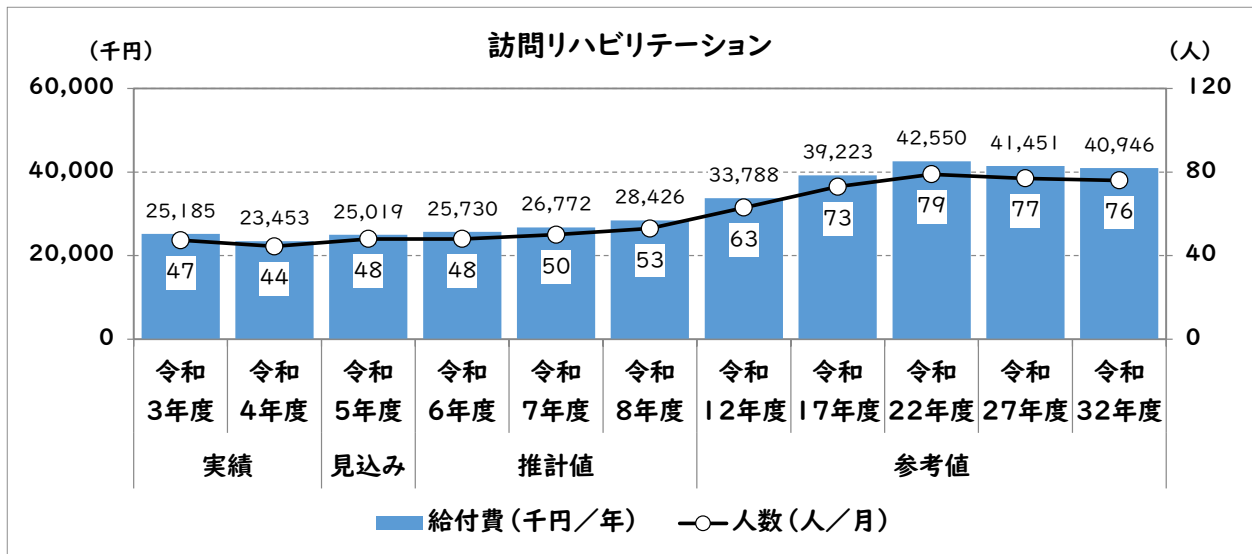
③訪問看護／介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。



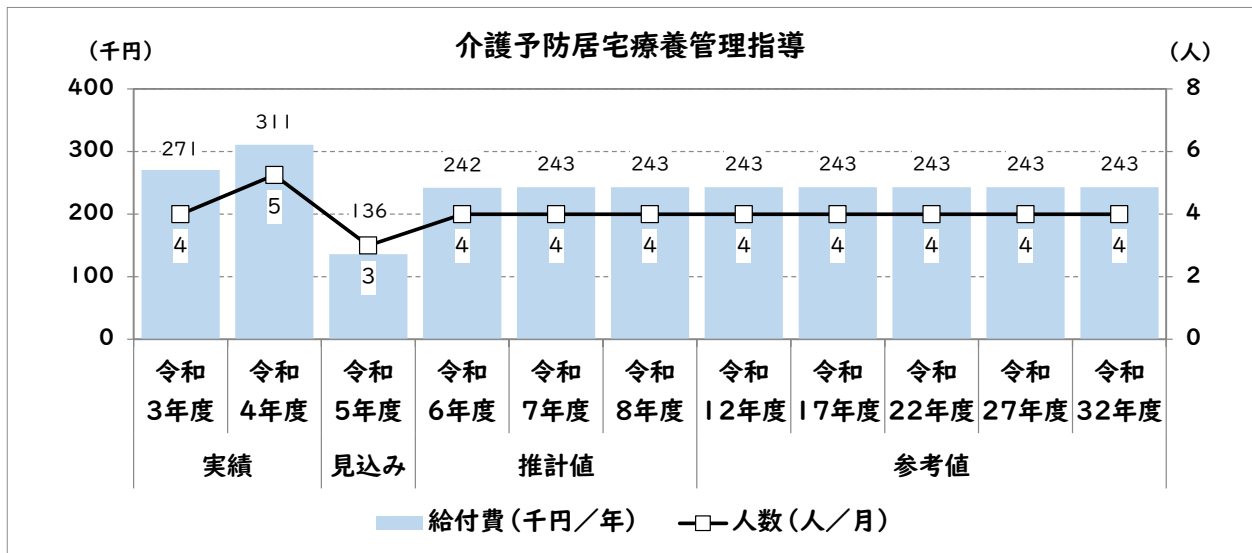
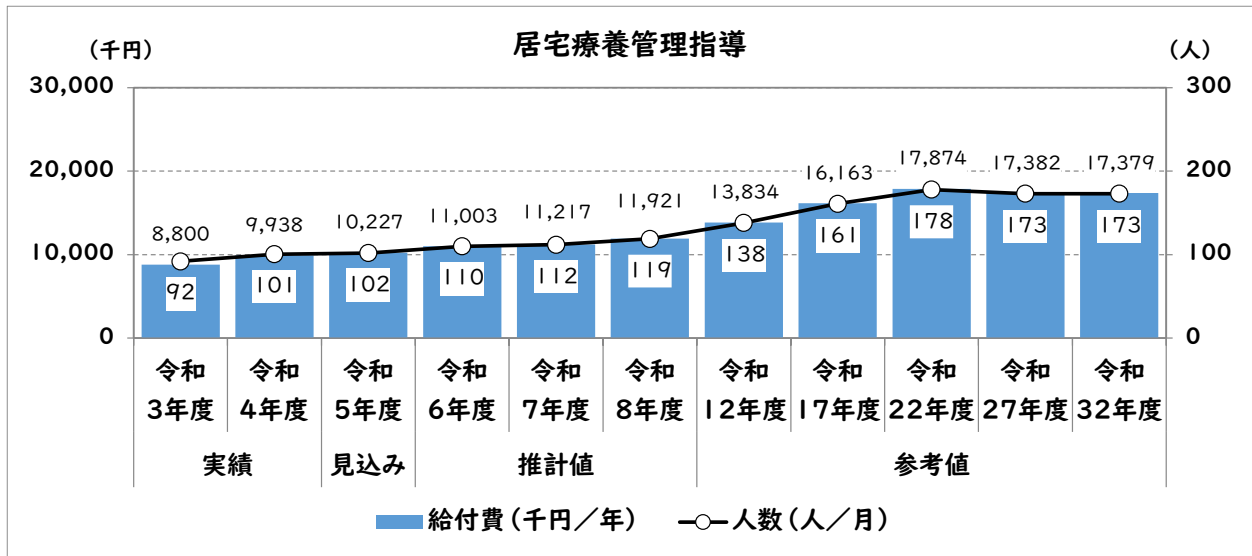
④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、病院・診療所の理学療法士、作業療法士等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うサービスです。



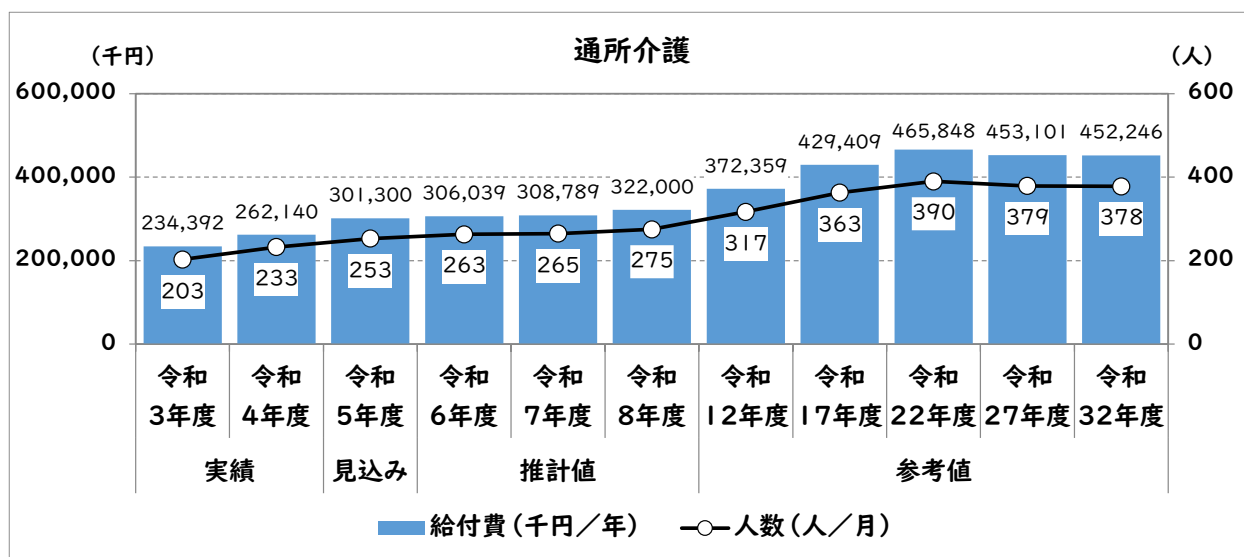
⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的な療養上の管理・指導を行うサービスです。



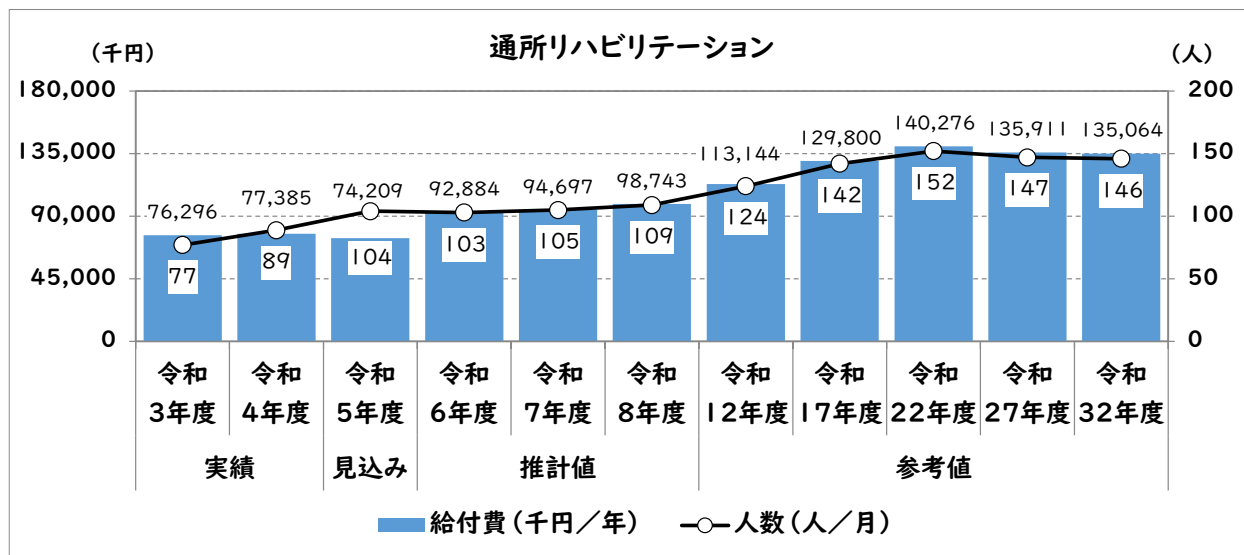
⑥通所介護

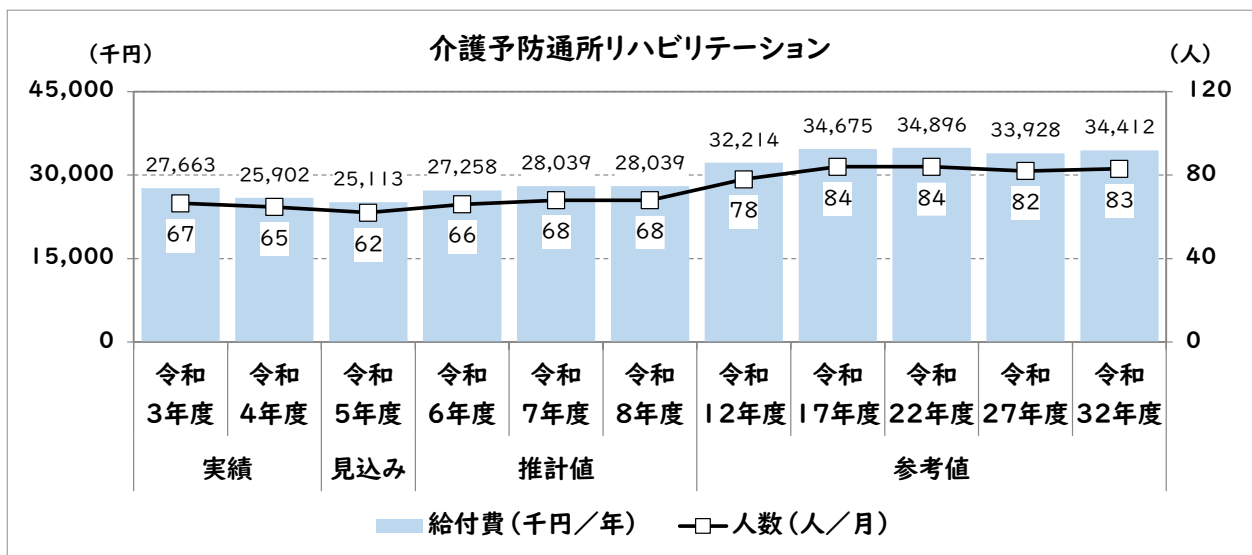
デイサービスセンター等へ、在宅の要支援・要介護者に通っていただき（送迎し）、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供するサービスです。



⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

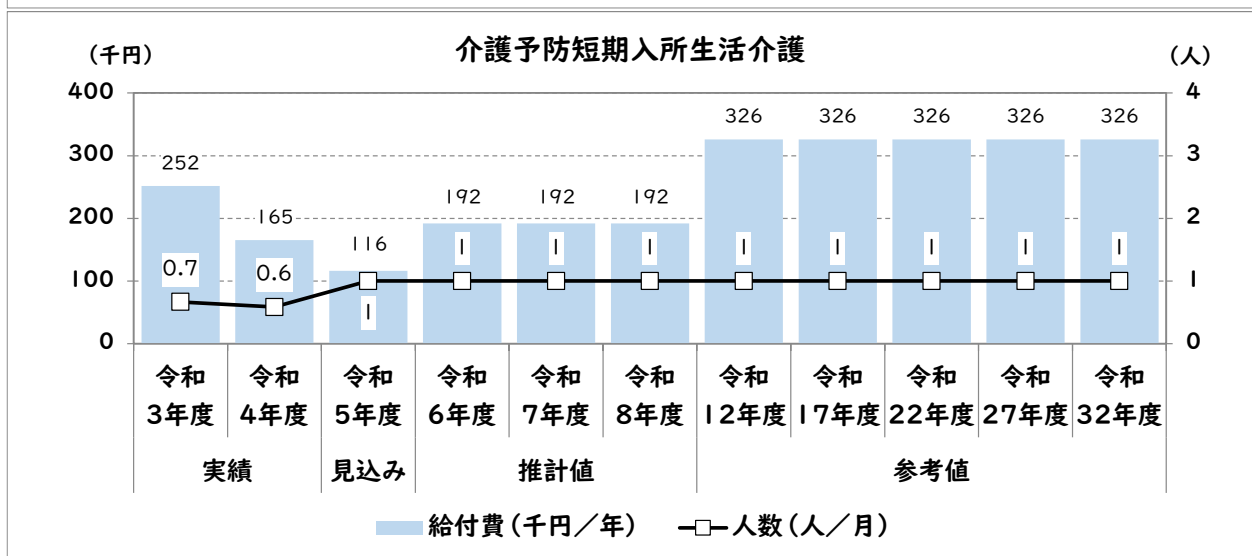
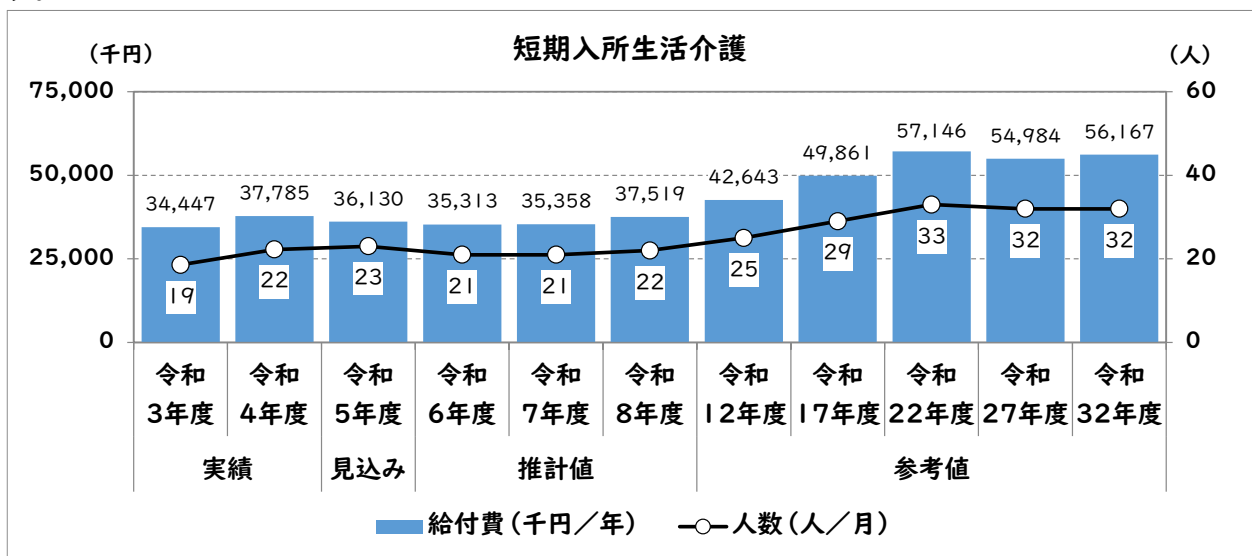
介護老人保健施設や病院・診療所へ、在宅の要支援・要介護者に通っていただき（送迎し）、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供するサービスです。





⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

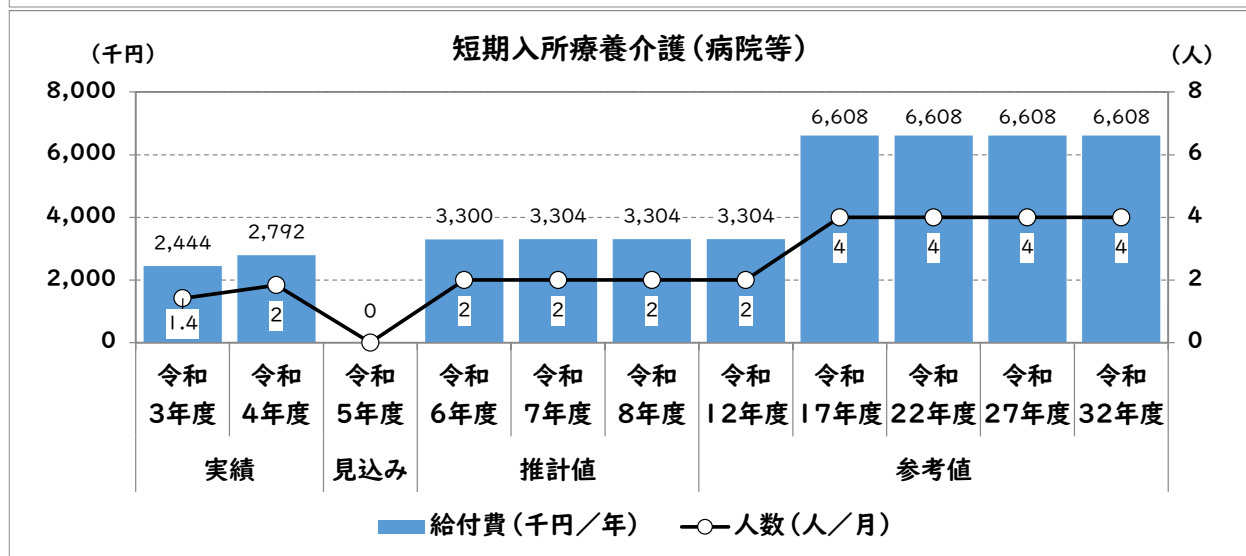
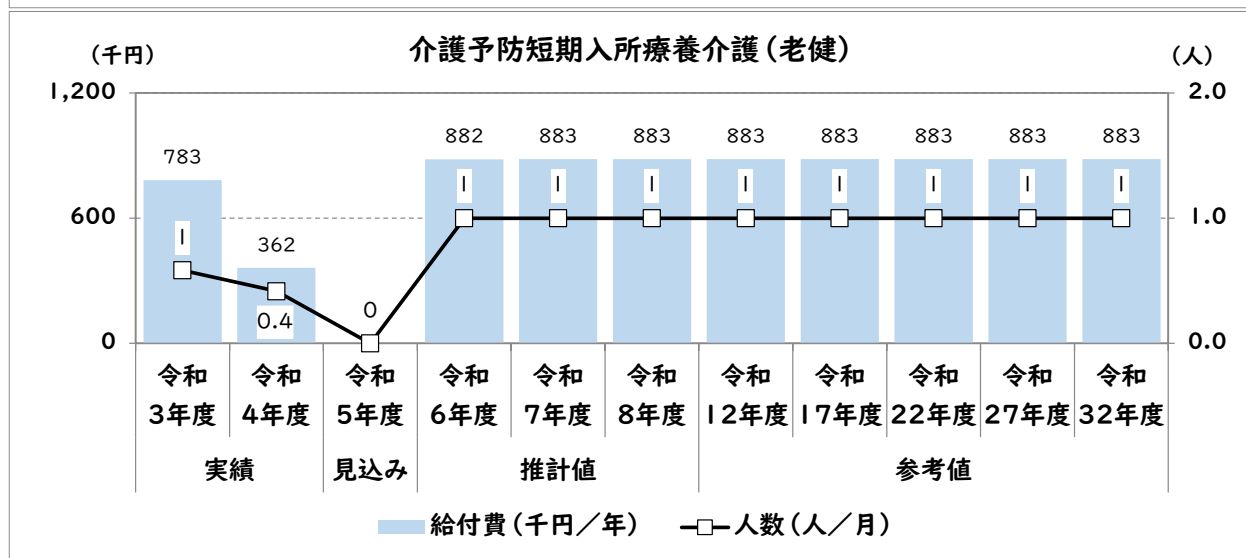
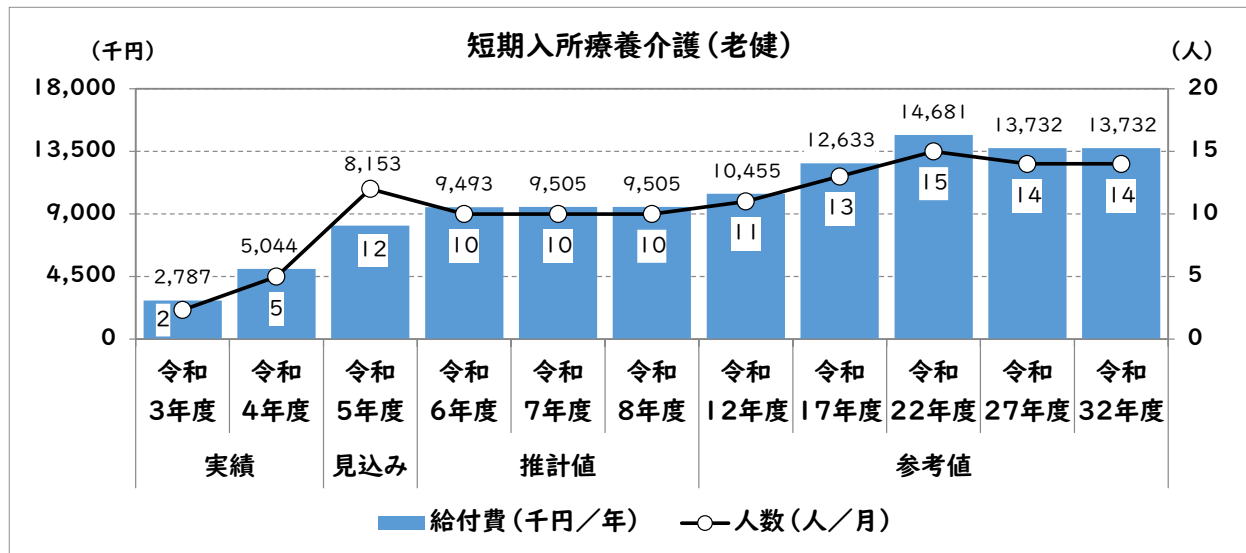
在宅の要支援・要介護者を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所させて、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活等の世話や機能訓練を行うサービスです。



⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

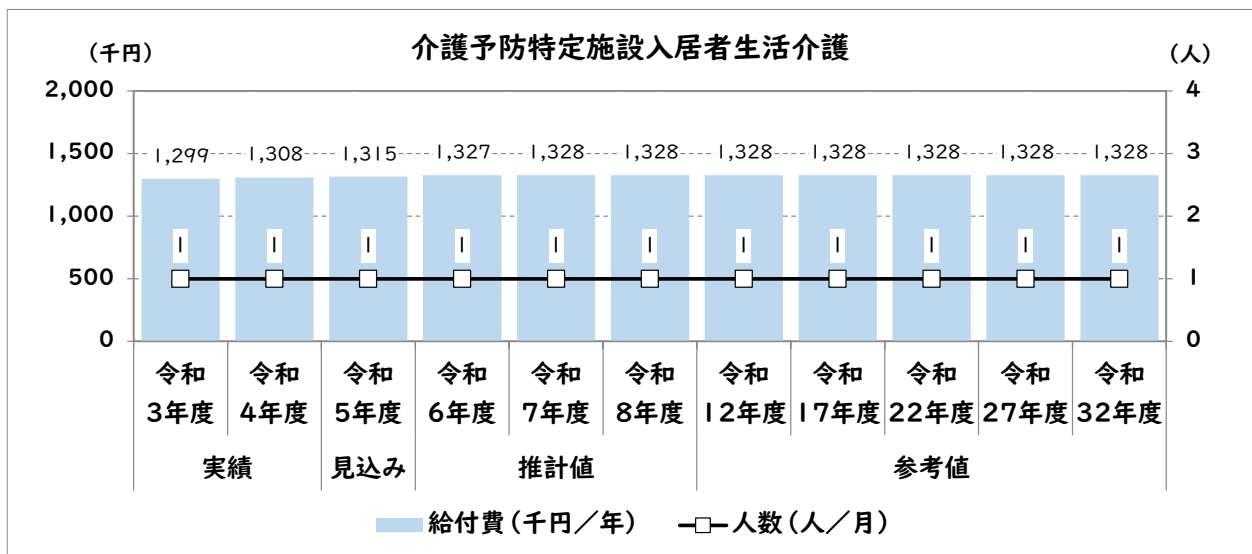
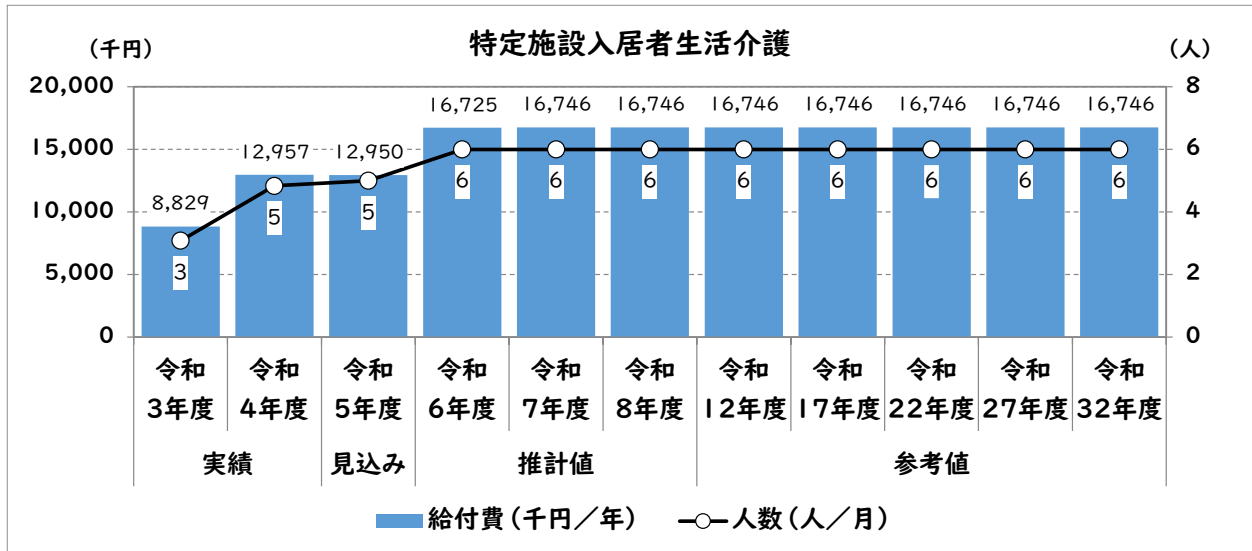
在宅の要支援・要介護者を介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所させて、看護・医学的管理のもとで介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。

介護予防短期入所療養介護（病院等）については、これまでに実績がないため、今後も見込んでいません。



⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

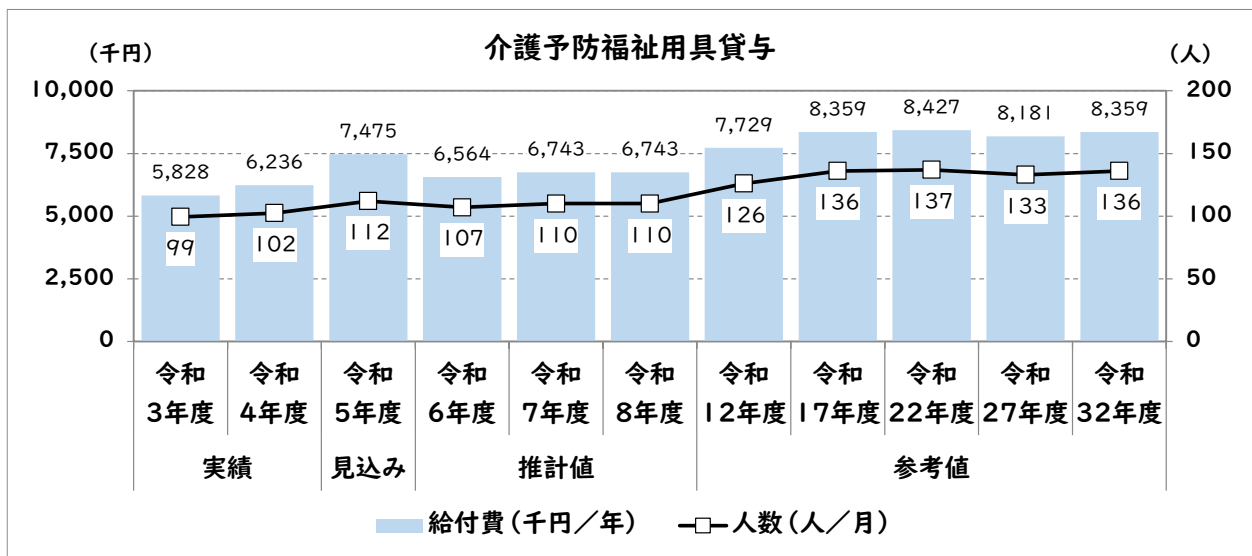
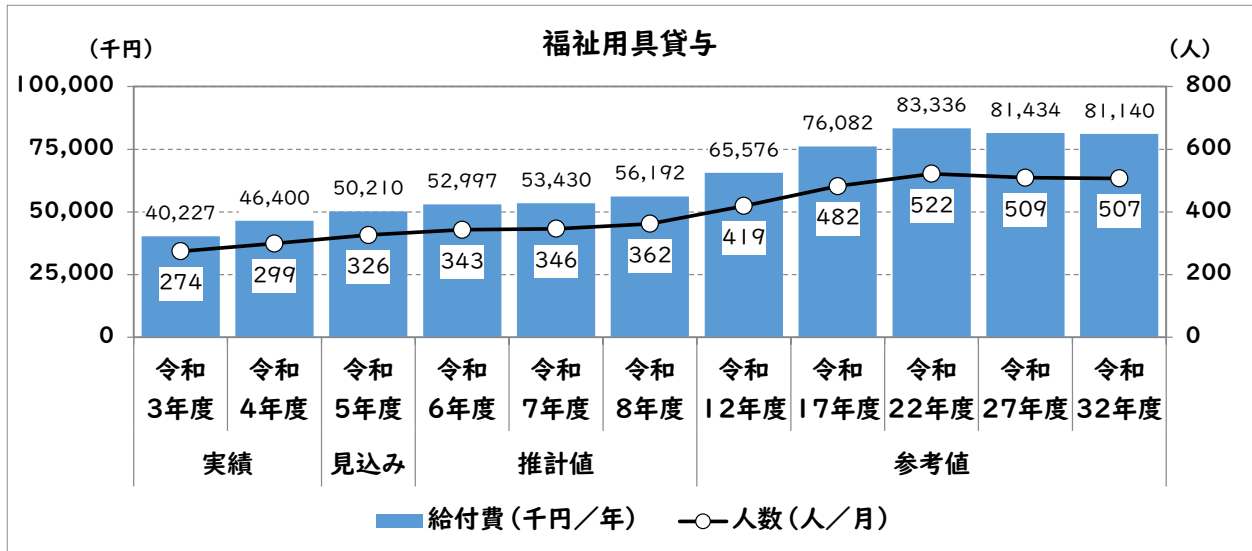
有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。



⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

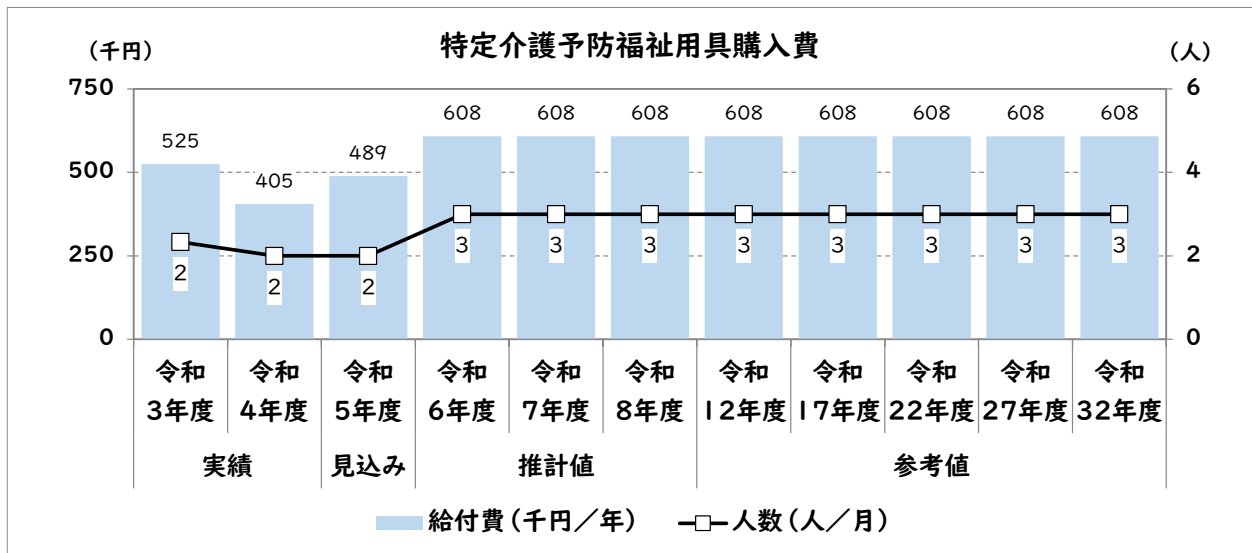
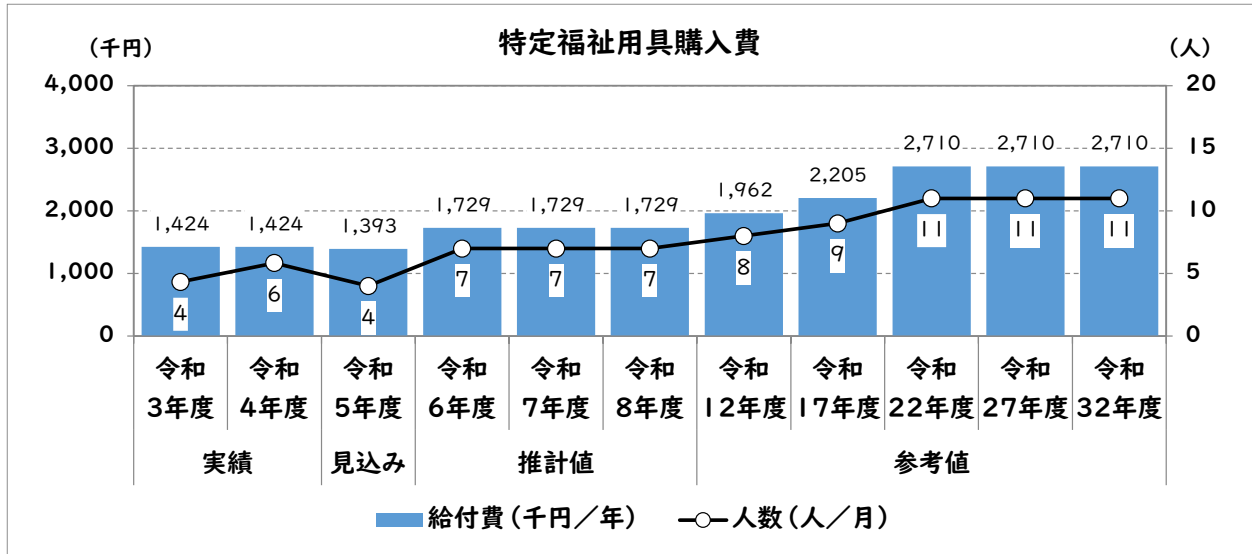
心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜を図り機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・じょくそう予防用具・歩行器・つえ等があります。



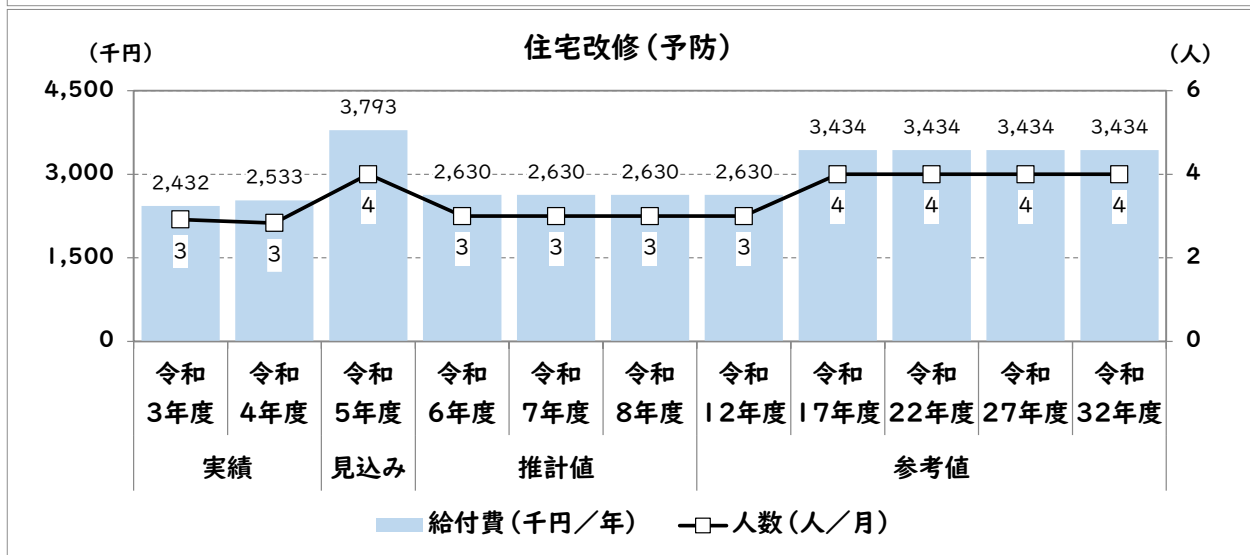
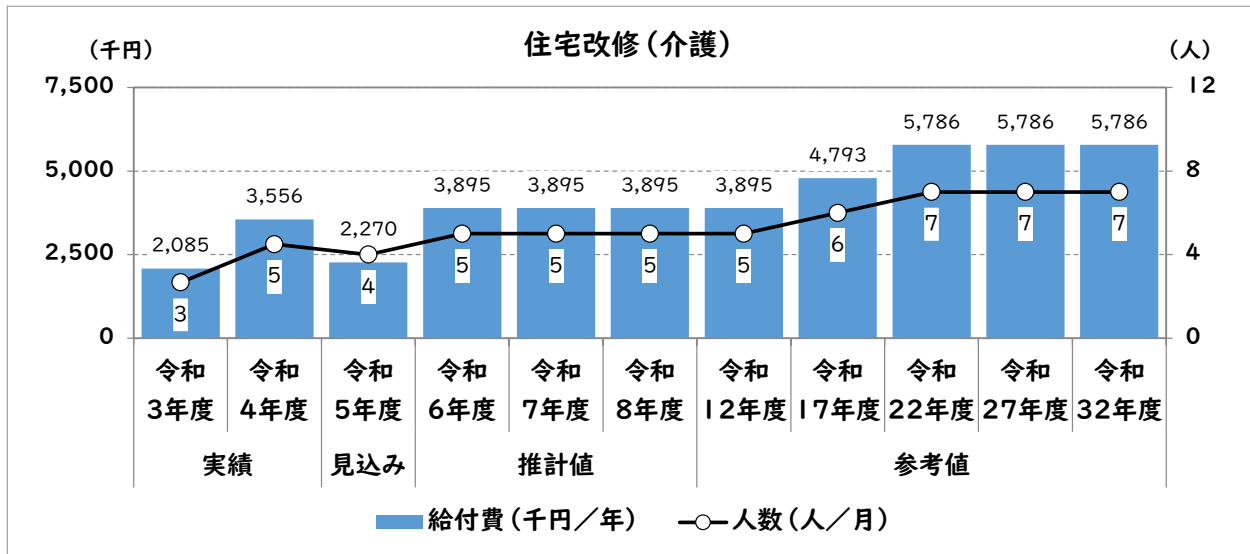
⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅の要支援・要介護者が、入浴補助用具または排せつ用などに使用する福祉用具を購入したとき、年間10万円の利用額を限度とし、費用の9割を支給するサービスです。



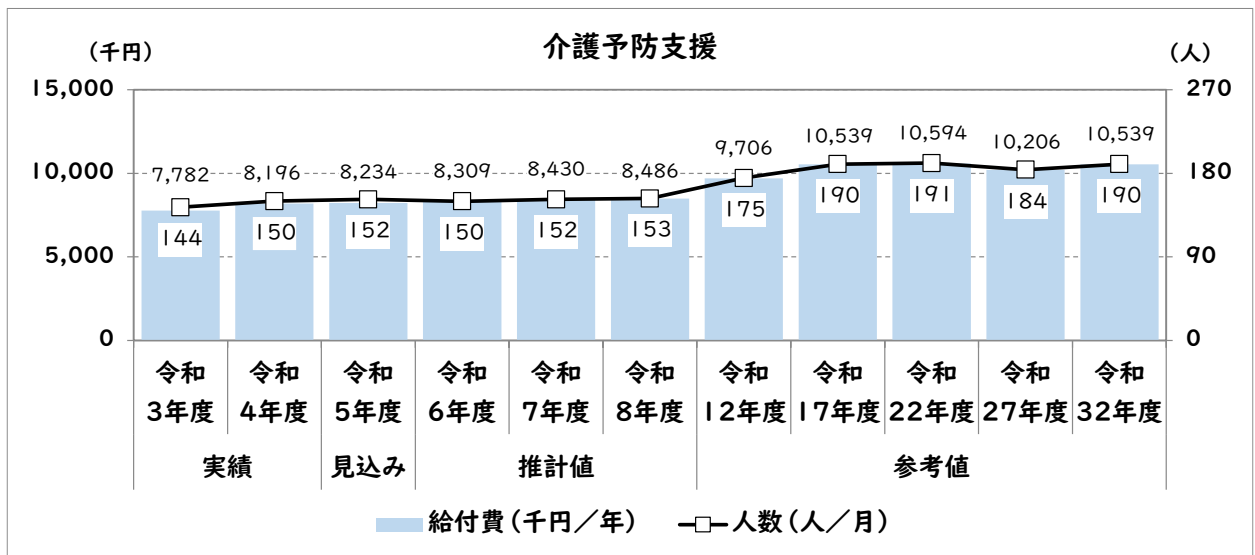
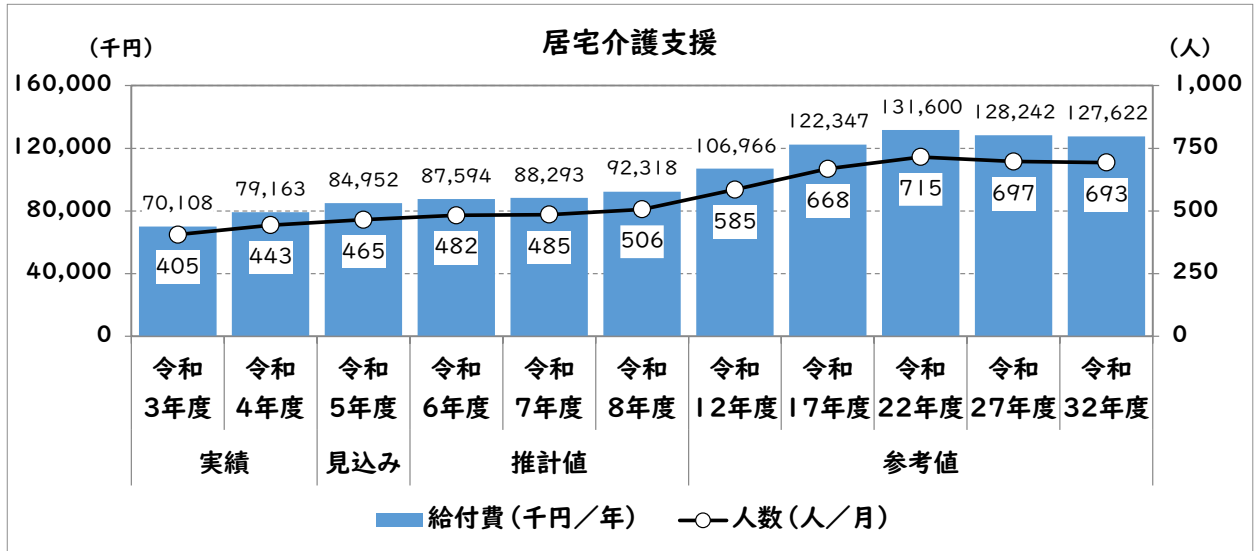
⑬住宅改修／介護予防住宅改修

在宅の要支援・要介護者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割を支給するサービスです。



⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

在宅の要支援・要介護者が在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境を考慮し、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための予防計画の作成及び支援を行うサービスです。



(2) 地域密着型サービス

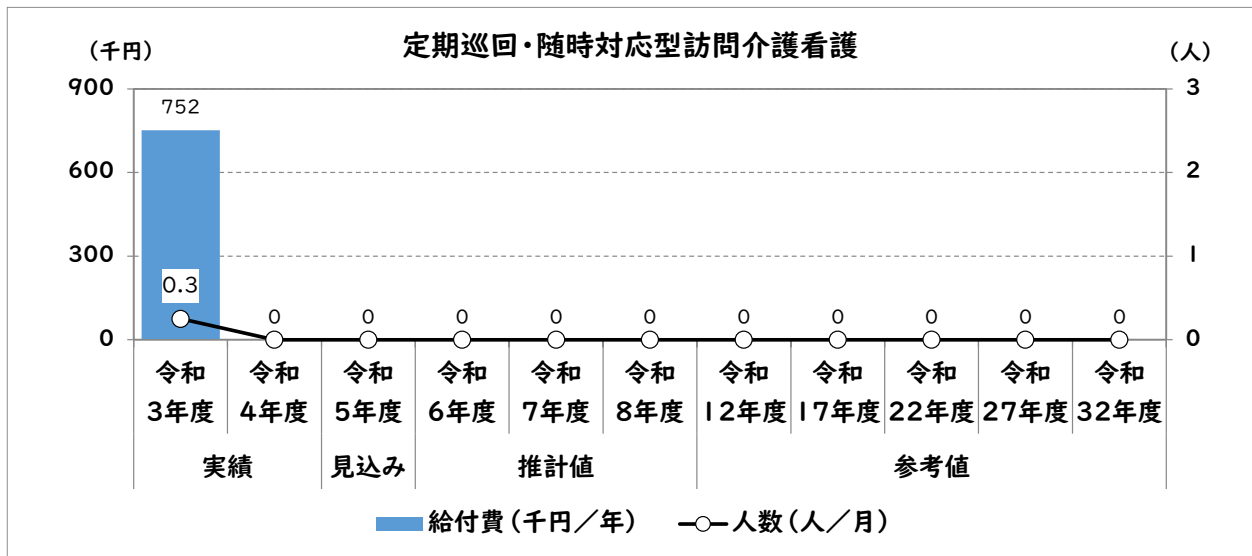
地域密着型サービスは住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として平成18(2006)年度に創設されました。

高齢者が要介護状態等になった後も、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における高齢者の状況やサービスの利用意向を踏まえ、必要に応じて地域密着型サービスの基盤整備に努めます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護の両サービスを24時間体制で提供するサービスです。

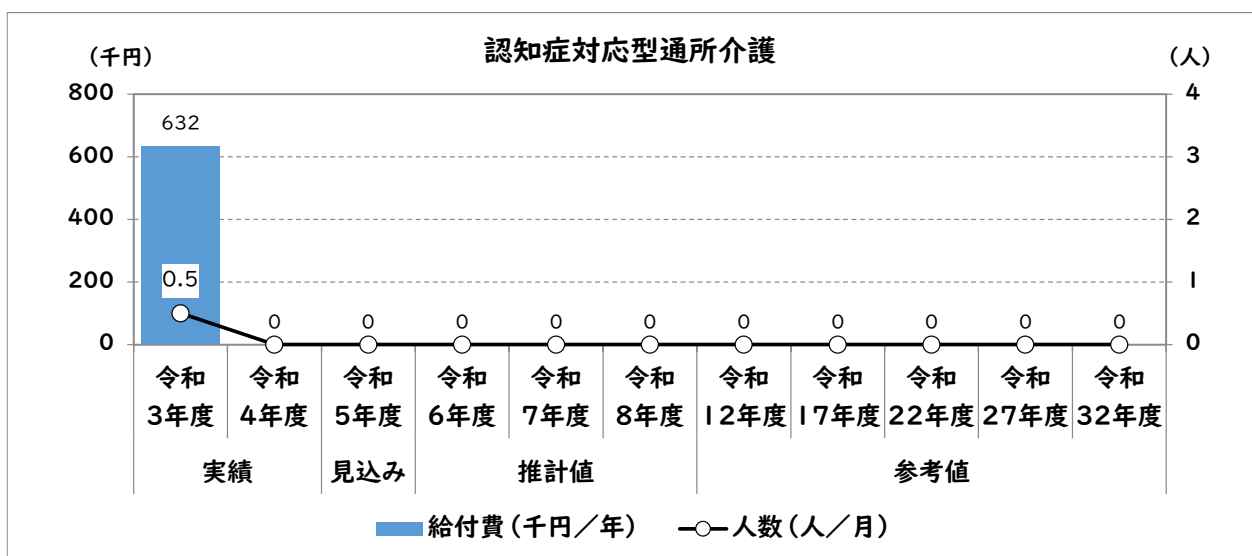
本町にはサービス事業所がなく、今期も整備する予定はありません。



② 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において認知症高齢者を対象として認知症予防のための訓練や、その他の日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

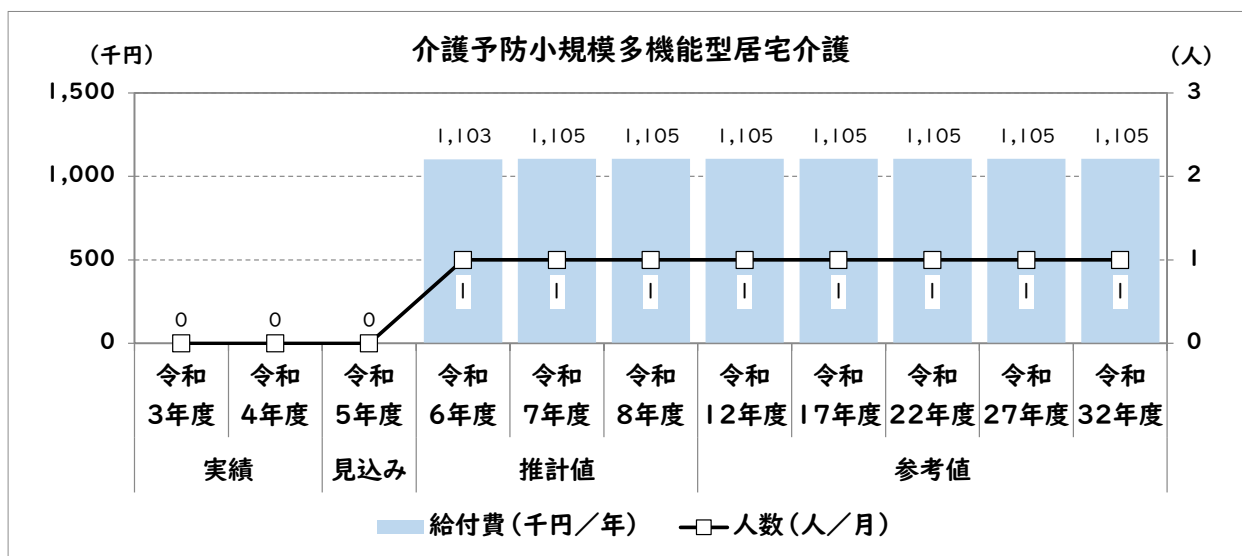
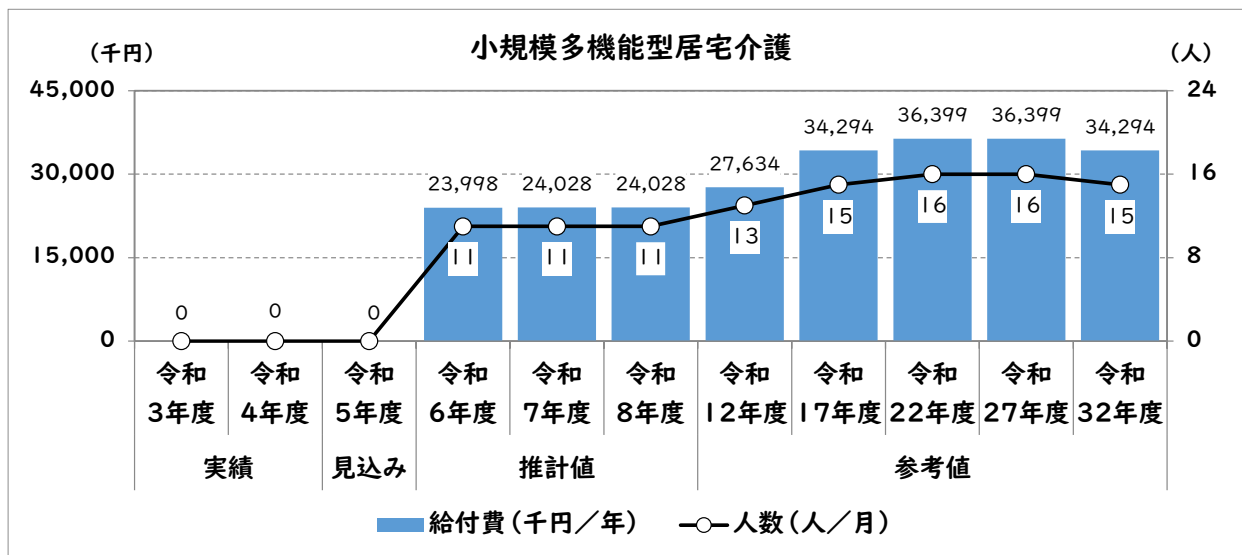
本町にはサービス事業所がなく、今期も整備する予定はありません。



③地域密着型小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

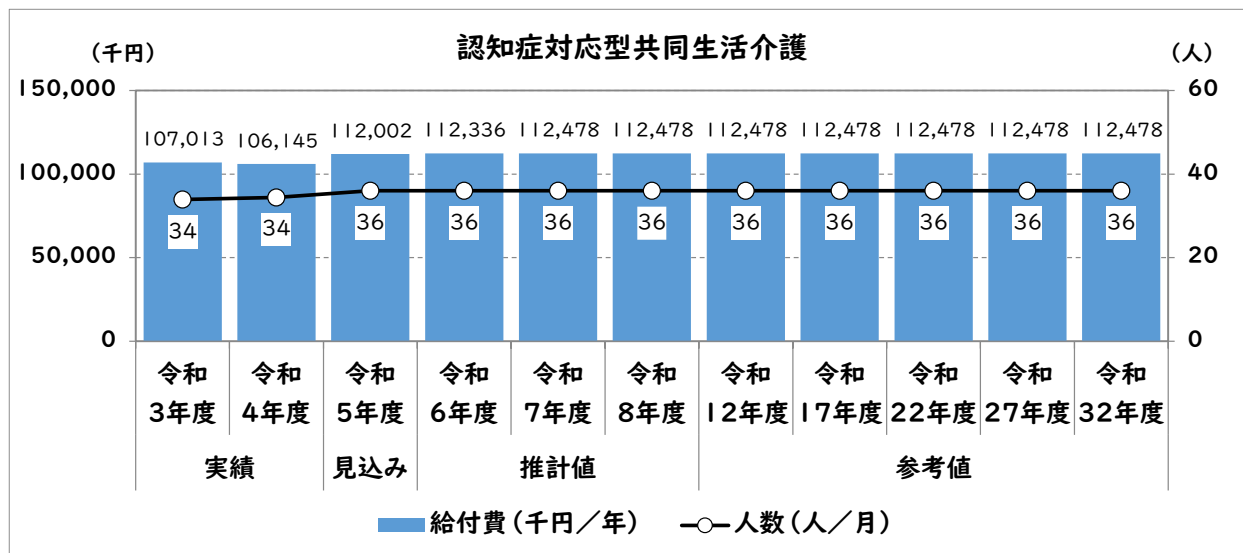
令和5（2023）年度より1か所整備しています。



④認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

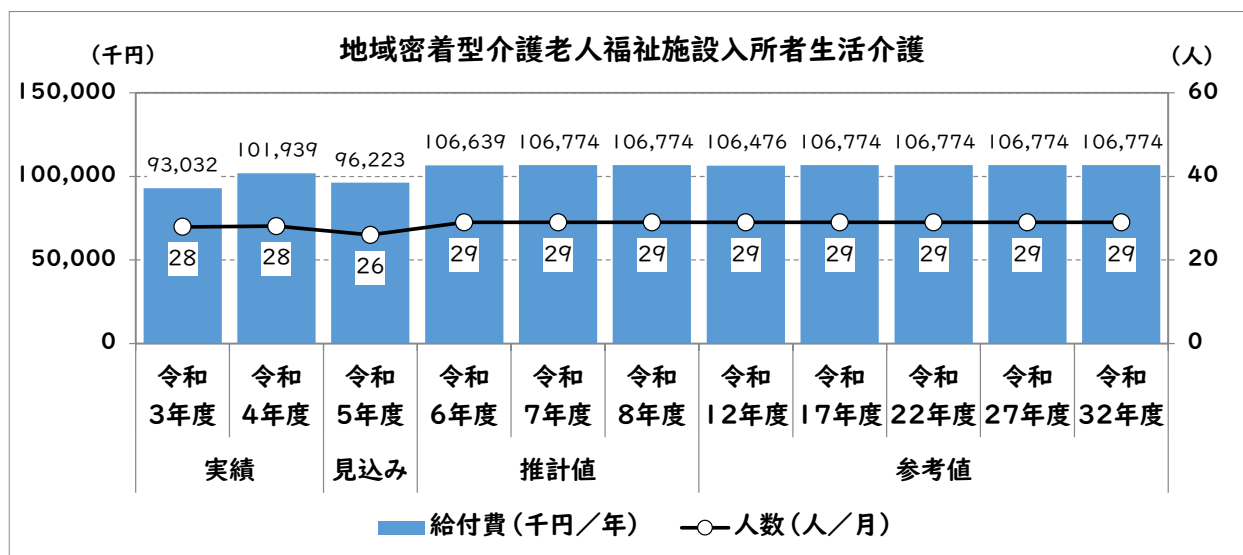
認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、これまでに利用がないため、今期も見込んでいません。



⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。



⑥看護小規模多機能型居宅介護

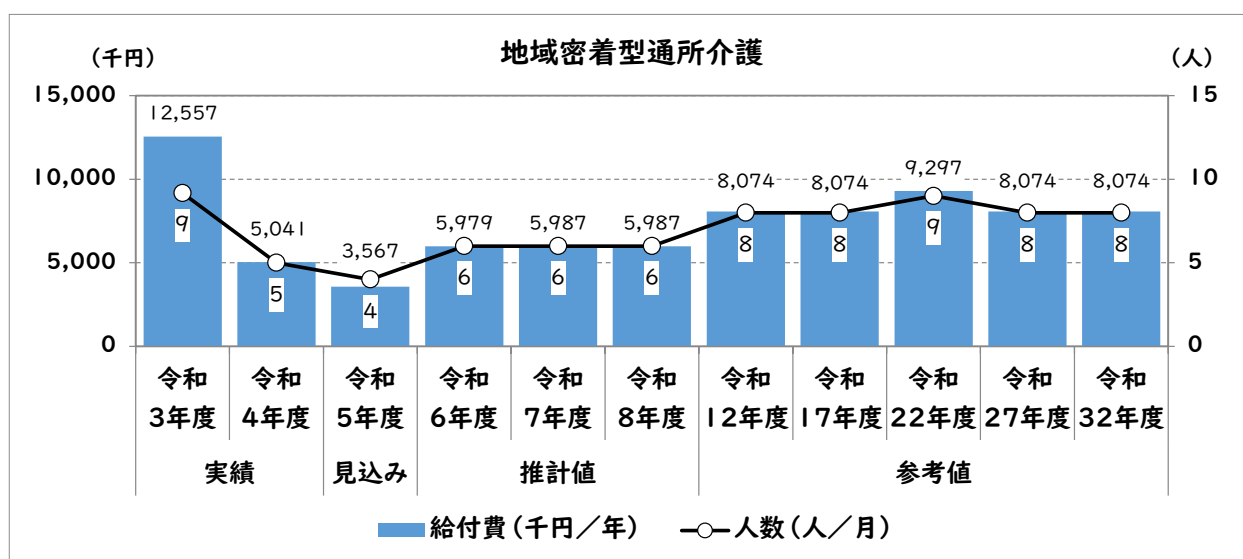
訪問看護と小規模多機能型居宅介護の両サービスを同一の事業所で提供するサービスです。

これまでの実績がなく、今後も実施する予定はありませんが、必要に応じて実施の検討を行います。

⑦地域密着型通所介護／介護予防地域密着型通所介護

平成 28 (2016) 年 4 月以降、定員 18 人以下の小規模型通所介護を実施している事業所は居宅サービスの通所介護から地域密着型サービスの地域密着型通所介護へ移行しています。

介護予防地域密着型通所介護は、これまでに利用がないため、今期も見込んでいません。



⑧夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護やその他日常生活上の支援を行うサービスです。

これまでの実績がなく、今後も実施する予定はありませんが、必要に応じて実施の検討を行います。

⑨地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定される定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行うものです。

これまでの実績がなく、今後も実施する予定はありませんが、必要に応じて実施の検討を行います。

(3) 施設サービス

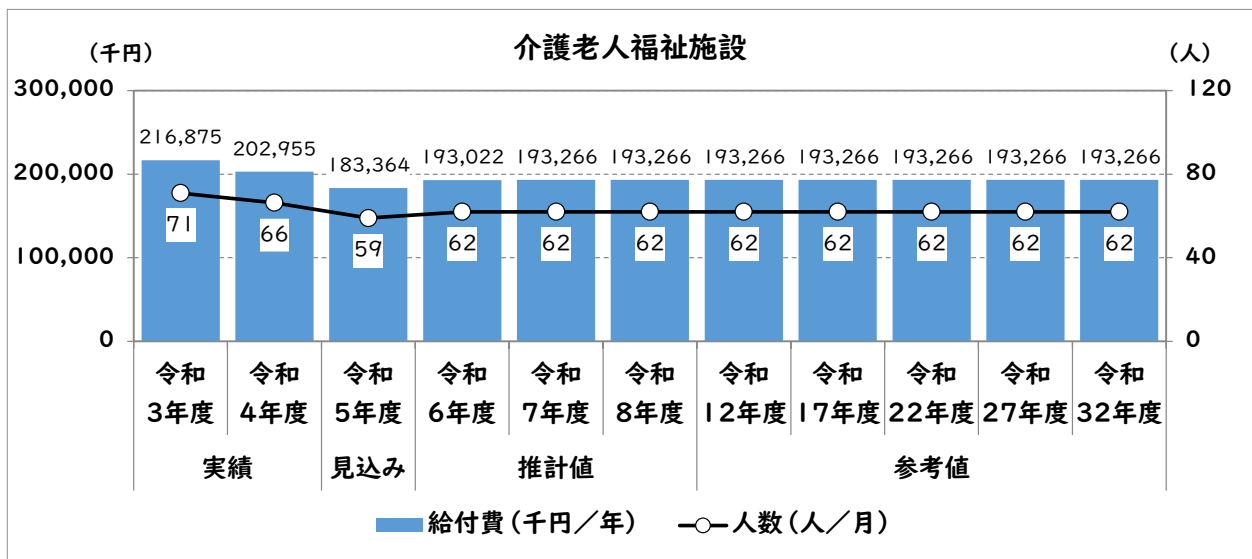
施設介護サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類の施設で受けられます。

入所対象者は、要介護1以上（介護老人福祉施設は原則、要介護3以上）と認定された被保険者となります。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

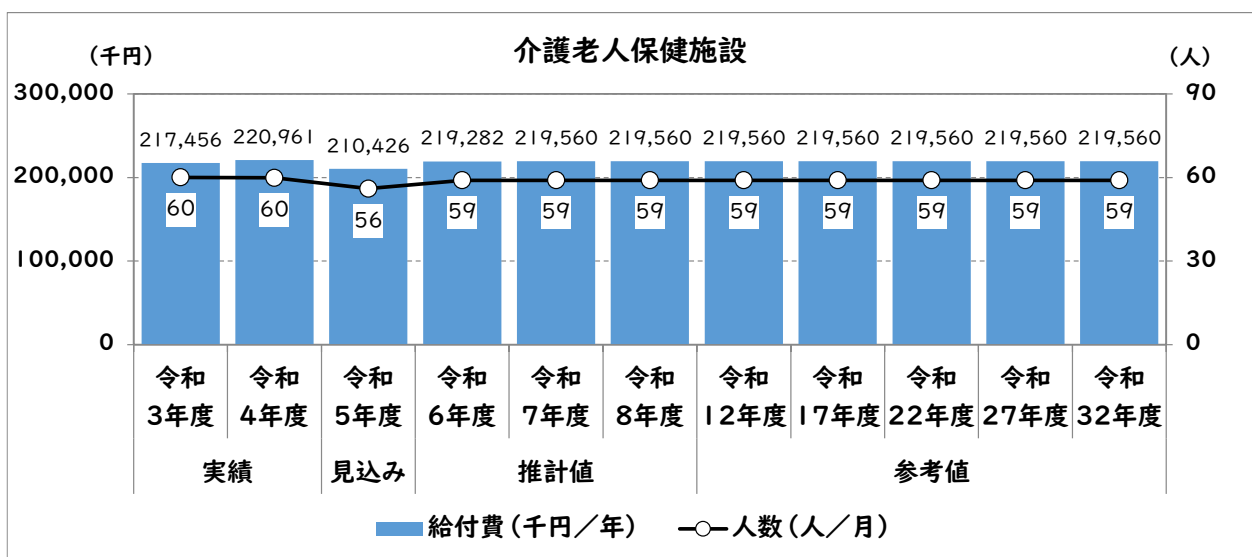
現在、本町には1か所あります。



②介護老人保健施設

要介護者に対し、看護・医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

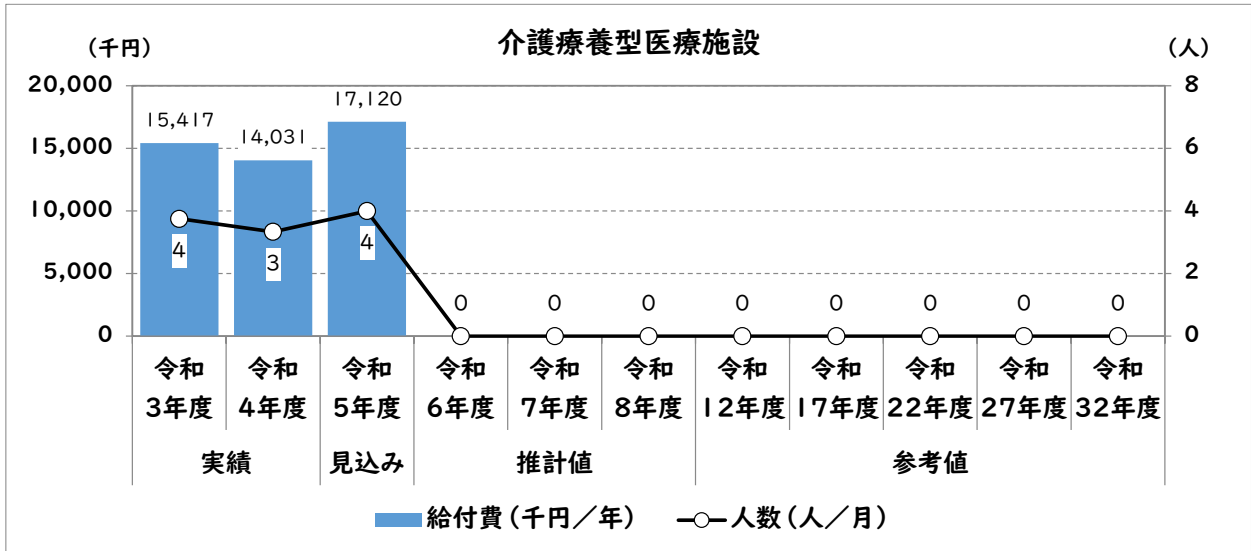
現在、本町には1か所あります。



③介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設です。ここでは要介護者に対し、療養上の管理、看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

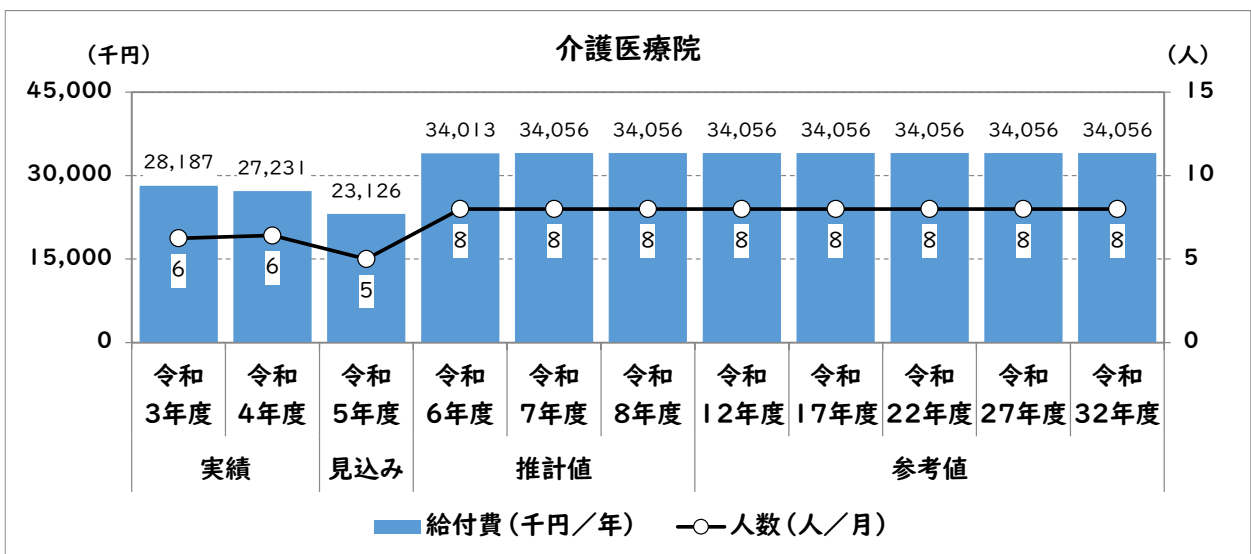
介護療養型医療施設は令和5（2023）年度末に廃止されることから、令和5（2023）年度中に介護医療院へ転換することとなっています。現在、本町にはありません。



④介護医療院

平成30（2018）年度より開始された新たな介護保険施設です。平成29（2017）年度末に設置期限を迎えた介護療養病床等の機能に、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のための「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能、「生活施設」としての機能を兼ね備えています。

現在、本町にはありませんが、令和6（2024）年度以降は、介護療養型医療施設からの転換分を含んで見込んでいます。



4 介護保険料等の設定について

(1) 介護保険サービス事業量の見込み

① 標準給付費見込額等の見込み

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

| | 第9期合計 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和12年度 (2030) | 令和17年度 (2035) | 令和22年度 (2040) | 令和27年度 (2045) | 令和32年度 (2050) |
|--------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総給付費 | 4,855,865 | 1,598,265 | 1,609,465 | 1,648,135 | 1,805,600 | 1,977,523 | 2,089,242 | 2,052,373 | 2,049,643 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) | 103,957 | 34,115 | 34,470 | 35,373 | 39,283 | 43,453 | 45,324 | 44,281 | 44,526 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 102,423 | 33,640 | 33,947 | 34,836 | 39,283 | 43,453 | 45,324 | 44,281 | 44,526 |
| 特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額 | 1,534 | 475 | 523 | 536 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) | 156,722 | 51,426 | 51,967 | 53,328 | 59,137 | 65,415 | 68,231 | 66,662 | 67,031 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 154,190 | 50,643 | 51,104 | 52,443 | 59,137 | 65,415 | 68,231 | 66,662 | 67,031 |
| 高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額 | 2,532 | 784 | 863 | 886 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 14,875 | 4,885 | 4,930 | 5,059 | 5,705 | 6,311 | 6,582 | 6,431 | 6,466 |
| 算定対象審査支払手数料 | 8,580 | 2,818 | 2,844 | 2,918 | 3,291 | 3,640 | 3,797 | 3,709 | 3,730 |
| 標準給付費見込額 (A) | 5,139,999 | 1,691,510 | 1,703,675 | 1,744,813 | 1,913,015 | 2,096,342 | 2,213,176 | 2,173,456 | 2,171,397 |

単位:千円

② 地域支援事業費の見込み

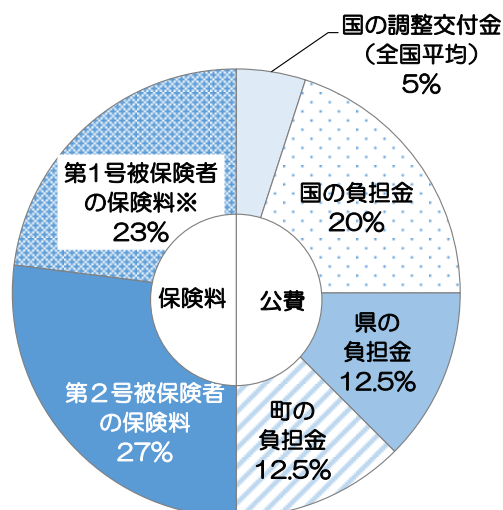
地域支援事業費の見込みは以下のとおりとなっています。

| | 第9期合計 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和12年度 (2030) | 令和17年度 (2035) | 令和22年度 (2040) | 令和27年度 (2045) | 令和32年度 (2050) |
|-----------------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 189,804 | 62,491 | 63,387 | 63,925 | 73,180 | 79,758 | 79,964 | 77,703 | 79,758 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費 | 113,984 | 37,461 | 38,077 | 38,446 | 43,868 | 47,811 | 47,934 | 46,579 | 47,811 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | 25,515 | 8,385 | 8,523 | 8,606 | 9,820 | 10,702 | 10,730 | 10,427 | 10,702 |
| 地域支援事業費 (B) | 329,303 | 108,338 | 109,988 | 110,977 | 126,868 | 138,272 | 138,628 | 134,709 | 138,272 |

単位:千円

(2) 介護保険の財源構成

保険料基準額を算定するにあたり、第1号被保険者(65歳以上)の総給付費に対する負担率は第8期に引き続き23%となっています。



(3) 介護保険料の算定

①第1号被保険者負担分相当額の見込み

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

$$\text{第1号被保険者負担相当額 (C)} \\ = (\text{標準給付見込額 (A)} + \text{地域支援事業費 (B)}) \times 23\%$$

| | 第9期合計 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和12年度 (2030) | 令和17年度 (2035) | 令和22年度 (2040) | 令和27年度 (2045) | 令和32年度 (2050) |
|------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 標準給付費見込額 (A) | 5,139,999 | 1,691,510 | 1,703,675 | 1,744,813 | 1,913,015 | 2,096,342 | 2,213,176 | 2,173,456 | 2,171,397 |
| 地域支援事業費 (B) | 329,303 | 108,338 | 109,988 | 110,977 | 126,868 | 138,272 | 138,628 | 134,709 | 138,272 |
| 第1号被保険者負担割合 | 23.0% | 23.0% | | | 24.0% | 25.0% | 26.0% | 27.0% | 28.0% |
| 第1号被保険者負担相当額 (C) | 1,257,939 | 413,965 | 417,143 | 426,832 | 489,572 | 558,654 | 611,469 | 623,204 | 646,707 |

単位:千円

②保険料収納必要額

第9期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

なお、所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込みは、令和5（2023）年9月現在の所得段階別人数をもとに、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの所得段階別加入者数を用いて算出しました。

$$\text{保険料収納必要額 (J)} \\ = \text{第1号被保険者負担相当額 (C)} + \text{調整交付金相当額 (D)} \\ - \text{調整交付金見込額 (H)} - \text{介護給付費準備基金取崩額 (I)}$$

$$\text{調整交付金相当額 (D)} \\ = \text{標準給付費見込額 (A)} \times 5\%$$

$$\text{調整交付金見込額 (H)} \\ = \text{標準給付費見込額 (A)} \times \text{各年度の調整交付金見込交付割合}$$

| | 第9期合計 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和12年度 (2030) | 令和17年度 (2035) | 令和22年度 (2040) | 令和27年度 (2045) | 令和32年度 (2050) |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 調整交付金相当額(D) | 266,490 | 87,700 | 88,353 | 90,437 | 99,310 | 108,805 | 114,657 | 112,558 | 112,558 |
| 調整交付金見込交付割合(E) | | 2.77% | 2.60% | 2.40% | 2.77% | 4.05% | 3.37% | 2.19% | 1.32% |
| 後期高齢者加入割合補正係数(F) | | 1.0686 | 1.0757 | 1.0846 | 1.0646 | 1.0112 | 1.0354 | 1.0753 | 1.1021 |
| 所得段階別加入割合補正係数(G) | | 1.0266 | 1.0266 | 1.0263 | 1.0266 | 1.0266 | 1.0263 | 1.0266 | 1.0266 |
| 調整交付金見込額(H) | 137,940 | 48,586 | 45,944 | 43,410 | 55,018 | 88,132 | 77,279 | 49,300 | 29,715 |
| 準備基金の残高(令和5年度末の見込額) | 155,030 | | | | | | | | |
| 準備基金取崩額(I) | 43,700 | | | | | | | | |
| 保険料収納必要額(J) | 1,342,789 | | | | 533,864 | 579,327 | 648,847 | 686,462 | 729,550 |
| 予定保険料収納率(K) | 98.9% | | | | 98.9% | 98.9% | 98.9% | 98.9% | 98.9% |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数(L) | 19,182人 | 6,348人 | 6,395人 | 6,440人 | 6,553人 | 6,735人 | 7,230人 | 7,495人 | 7,716人 |

単位:千円

※調整交付金相当額(D)と調整交付金見込額(H)の違いについて

国の負担割合25%のうち、5%は調整交付金での負担となります。

調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担しているもので、本町の調整交付金相当額(D)は標準給付費見込額(A)の5%となりますが、実際には調整交付金見込額(H)となります。

※介護給付費準備基金取崩額(I)について

保険料の余剰分を積み立てている介護給付費準備基金から3年間で43,700千円を取り崩し、介護保険料の収納不足を補うこととします。

③第1号被保険者の所得段階別保険料

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

なお、所得段階については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第8期計画の標準9段階から13段階へ見直しが行われました。

保険料基準額

= 保険料収納必要額（J） ÷ 予定保険料収納率（98.9%）

÷ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数（19,182人） ÷ 12か月

介護保険料基準額（月額） = 5,900円

| 所得段階 | 対象となる人 | 調整率 | 保険料年額 |
|-------|---|------------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額※の合計額が80万円以下 | × 0.455 | 32,214円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下 | × 0.685 | 48,498円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超 | × 0.690 | 48,852円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下 | × 0.900 | 63,720円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超 | 基準額 | 70,800円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満 | × 1.200 | 84,960円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | × 1.300 | 92,040円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | × 1.500 | 106,200円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | × 1.700 | 120,360円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | × 1.900 | 134,520円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | × 2.100 | 148,680円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | × 2.300 | 162,840円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上の方 | × 2.400 | 169,920円 |

※合計所得金額とは、収入から必要経費などを控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。

分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

第9章 計画の推進体制

本計画を推進するにあたって、庁内関係部署をはじめ、以下のような保健・医療・福祉・雇用・住宅・教育など生活全般にわたる関係機関・団体と連携し、基本理念「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち きたじま」と令和22(2040)年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現を目指します。

| | |
|-----------------------------|---|
| 社会福祉協議会 | 各地域に根ざした住民参加型福祉サービス事業の展開・支援を行ってきた社会福祉協議会との一層の連携を図り、画一的な行政サービスでは行き届かない分野における福祉の充実に努めます。 |
| 民生委員児童委員協議会 | 地域住民とのパイプ役として、地域住民の生活状態や福祉ニーズを把握している民生委員と連携し、介護予防や福祉サービスの充実に努めます。 また、各地区民生委員児童委員協議会の活動と地域包括支援センターにおける事業の連携を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指します。 |
| 老人クラブ ボランティア団体 自治会連合会 | 元気な高齢者の社会参加の組織である老人クラブやボランティア団体と連携して、介護予防や生涯学習、生きがいづくりの場の提供をしていきます。 また、各地域において住民参加による福祉の増進を図っている自治会と連携し、地域全体で高齢者を見守り、支えます。 |
| 医師会等 医療・介護関連機関 | 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには高齢者の実態把握と、それに基づいた個別サービス等の提供の充実が重要となります。医師会など地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指します。 |
| 警察・消防 | 警察や消防と連携し、高齢者とその家族が安全で安心な生活を送ることができるよう支援します。 |
| 消費者情報センター | 増加する高齢者の消費者被害を早期に顕在化し、被害の拡大防止を図るため、消費者情報センター等と連携して悪質商法被害等の通報やサポートを推進します。 |

参考資料

1 リスク評価の判定方法

●運動器の機能低下リスク

以下の設問に対して5問中3問以上該当する場合は、運動器機能の低下している高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|------------------------------|----------------------|
| 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか | できない |
| 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | できない |
| 15分位続けて歩いていますか | できない |
| 過去1年間に転んだ経験がありますか | 何度もある／1度ある |
| 転倒に対する不安は大きいですか | とても不安である／ やや不安である |

●転倒リスク

以下の設問に対して該当する場合は、転倒リスクのある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|-------------------|------------|
| 過去1年間に転んだ経験がありますか | 何度もある／1度ある |

●閉じこもり傾向

以下の設問に対して該当する場合は、閉じこもり傾向のある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|-----------------|---------------|
| 週に1回以上は外出していますか | ほとんど外出しない／週1回 |

●低栄養リスク

以下の設問に対して2問中2問該当する場合は、低栄養状態にある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|---|--------|
| 身長・体重から算出されるBMI(体重(kg)÷身長(m) ²) | 18.5以下 |
| 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか | はい |

●口腔機能の低下リスク

以下の設問に対して3問中2問該当する場合は、口腔機能の低下している高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|---------------------------------|-----|
| 【咀嚼機能低下】半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか | はい |
| 【嚥下機能低下】お茶や汁物等でむせることがありますか | はい |
| 【肺炎発症リスク】口の渇きが気になりますか | はい |

●認知機能の低下リスク

以下の設問に対して該当する場合は、認知機能の低下がみられる高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|--------------|-----|
| 物忘れが多いと感じますか | はい |

●うつリスク

以下の設問に対して2問中いずれか1つでも該当する場合は、うつ傾向の高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|--|-----|
| この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか | はい |
| この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか | はい |

2 北島町第9期介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険給付の円滑な実施を確保するため、北島町第9期介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他介護保険事業計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉団体関係者、被保険者等のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、計画の策定等、第2条の規定による審議が完了したときに、その効力を失う。

第9期
北島町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
(令和6～8年度)

発行年月 令和6年 3月
発行 北島町 健康保険課
〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地 23 番地 1
電 話 (088) 698-9805
F A X (088) 698-8494